

平成 26 年度 内閣官房委託調査

## 特定複合観光施設区域に関する海外事例調査

### 報告書

平成 27 年 3 月

有限責任監査法人トーマツ

※本報告書の内容は全て調査実施者の見解であり、  
内閣官房の公式見解を示すものではありません。

## 目次

用語定義.....	1
序章 本調査の目的.....	7
1. 各地域 IR およびカジノ規制関連法規の体系的な整理.....	9
2. IR (制度的側面) .....	36
3. IR (実態的側面) .....	39
3.1 IR 設置までにかかった時間とスケジュールの詳細 .....	40
3.2 IR の数 (上限の有無、実際の設置数等)、規模 (面積、売上等) .....	43
3.3 施設の種類、施設毎の規模 (面積、売上等)、施設数の時系列推移 .....	47
3.4 ゲーミングとノンゲーミングの構成割合 (面積別、収益別等) .....	53
3.5 運営形態 (IR の一体性 (運営主体等)、委託等が可能な業務範囲) .....	56
4. カジノ運営 (規制的側面) .....	59
4.1 運営者等規制.....	60
4.1.1 免許交付対象・要件 .....	60
4.1.2 免許/営業権の期間・根拠 (法令/契約) .....	70
4.1.3 背面調査 (対象・範囲・内容) .....	72
4.1.4 外資規制 .....	77
4.2 営業規制.....	78
4.2.1 委託等が可能な業務範囲 (外部委託パターン) .....	78
4.2.2 内部統制 (内部管理体制) .....	79

4.2.3	監視 .....	83
4.2.4	与信 .....	87
4.2.5	フロントマネー .....	89
4.2.6	コンプ規制 .....	92
4.3	個別ゲーミング規制 .....	93
4.3.1	個別ゲーミングの定義・ルール .....	93
4.3.2	機器認証 .....	98
4.3.3	払戻割合 .....	102
4.4	その他（暴力団排除、犯罪防止、風俗環境維持、広告宣伝規制、立地規 制、場内の酒・タバコに関する規制等） .....	103
4.5	ジャンケット規制 .....	107
5.	カジノ運営（実態的側面） .....	111
5.1	時系列での直接・間接の経済波及効果 .....	112
5.1.1	誘客効果 .....	112
5.1.2	IR 運営事業者の収益（その構造） .....	115
5.1.3	雇用創出効果 .....	116
5.1.4	税収への影響 .....	120
5.1.5	顧客の平均賭け金（VIP、non-VIP） .....	125
6.	ギャンブル依存症対策 .....	127
6.1	依存症患者数の推移およびその推計・集計方法、人口動態 .....	128

6.2 入場規制 .....	132
6.3 入場料（対象、金額、効果、使途等） .....	139
6.4 その他のギャンブル依存症対策 .....	140
7. 青少年対策 .....	145
8. 国内外の犯罪組織および前科者等の排除等 .....	149
9. マネー・ローンダリング対策 .....	153
9.1 本人確認・取引確認の内容・実施方法 .....	154
9.2 金の動きの把握方法 .....	158
9.3 疑わしい取引のガイドライン .....	160
10. カジノ管理委員会 .....	163
10.1 体制 .....	164
10.2 権限 .....	172
10.3 財源措置 .....	174
10.4 人材育成・キャリアパス .....	175
11. ライセンス料、納付金・課税 .....	177
11.1 ライセンス料 .....	178
11.2 納付金・課税 .....	185
12. 罰則 .....	190
13. IR・カジノ周辺治安状況 .....	227
13.1 カジノ関連犯罪件数の推移等 .....	228

13.2 IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標 .....	230
付録 .....	232

## 用語定義

(国や州で定義が異なる場合には、それぞれの定義を記載している。)

- **IR : Integrated Resort** の略で、「統合型リゾート」ともいう。本報告書においては平成 26 年度の第 187 回国会（臨時会）で廃案となった「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案（IR 推進法案）」に準拠し、「カジノ施設」と「その他附帯施設」が組み合わさったものを指す。
  - シンガポール  
ホテル、小売店、飲食店、エンターテインメント、レクリエーションおよびその他の施設からなる、カジノ施設を含む複合施設と定義されている。
  - アメリカ合衆国（ネバタ州・ニュージャージー州）  
法令等で IR の定義について確認できない。
  - オーストラリア（クイーンズランド州）  
カジノ施設を含む複合観光施設ではなく、広義での観光リゾートと定義している。
  
- **ライセンス** : カジノ施設の運営やゲーミング機器の製造や供給などのために付与される許認可のことを指す。
  - シンガポール  
カジノ管理法では、カジノ規制機構が承諾するカジノ施設の運営の許認可と定義している。
  - アメリカ合衆国（ネバタ州）  
ネバダ州法 463 章では、カジノライセンス、（カジノ機器）製造あるいは供給業者のライセンス、競馬に関する広報宣伝に発行されるライセンス、場外パリミチュエル方式運営に発行されるライセンスと定義している。
  - アメリカ合衆国（ニュージャージー州）  
カジノ管理法では、カジノの運営あるいは所有に関する権限を付与するために発行されるすべてのライセンスと定義している。
  - オーストラリア（クイーンズランド州）  
カジノ管理法では、議会理事によって承諾され、大臣に認定されたゲーミングが行われるカジノ施設の運営の許認可と定義している。

- ・ ジャンケット業者：カジノ運営事業者に代わりマーケティング活動、あるいは債権の収集活動を行う契約業者のことを指す。
  - ▶ シンガポール
 

カジノ管理法では、**International Market Agent** と称し、顧客に対するアレンジメント業務の提供、アレンジメント業務を提供している顧客への与信業務、その他カジノ規制機構が認めた業務を行う者と定義している。
  - ▶ アメリカ合衆国（ネバタ州）
 

ネバダ州諸規則では、**Independent Agent** と称し、カジノ運営事業者に代わり顧客に対して与信を付与、回収する業者、もしくはカジノ運営事業者と契約を締結し、顧客に対して7日間で1千USD以上のサービス（交通、食事、宿泊等）をアレンジする業者と定義している。
  - ▶ アメリカ合衆国（ニュージャージー州）
 

カジノ管理法では、**Junket Representative** と称し、ジャンケット契約をカジノ運営事業者と締結し、ジャンケット業務に従事する仲介業者と定義している。（カジノ管理法ではジャンケット業務とはギャンブルを目的とする顧客をカジノ施設へ勧誘するためのアレンジメント業務（交通、食事、宿泊等）と定義している。
  - ▶ オーストラリア（クイーンズランド州）
 

カジノ管理法では、**Promoter** と称し、カジノ施設に訪れる顧客にアレンジメント業務を提供する業者と定義している。
  
- ・ カジノ施設：カジノ規制当局によって認可されたゲーミングが行われる施設のことを指す。
  - ▶ シンガポール
 

カジノ管理法では、カジノ規制当局によって認可されたゲーミングが行われる施設の一部、あるいはその施設すべてと定義している。
  - ▶ アメリカ合衆国（ネバタ州）
 

ネバタ州法 463 章では、バー、カクテルラウンジ等を含むゲームがプレイされる区画と定義している。なお、制限付きライセンスにおけるゲーム区画を除いている。
  - ▶ アメリカ合衆国（ニュージャージー州）
 

カジノ管理法では、「カジノ」、「カジノルーム」、「認可されたカジノ」は法令に認可されたカジノゲームが行われる単独あるいは複数の場所ま

たはカジノホテル施設と定義している。なお、インターネットゲームが行われる施設も含まれる。

➤ オーストラリア（クイーンズランド州）

カジノ管理法では、カジノ施設とは、カジノライセンスにより特定されたホテル・カジノ施設の区画と定義している。

- ・ カジノ運営事業者：カジノを運営する資格を有するライセンス所有者のことを指す。

➤ シンガポール

カジノ管理法では、カジノライセンスの所有者と定義している。

➤ アメリカ合衆国（ネバタ州）

ネバタ管理法 463 章では、カジノライセンス、製造あるいは供給業者のライセンス、競馬に関する広報宣伝に発行されるライセンス、場外パリティチュエル方式運営のために発行されるライセンスの所有者と定義している。

➤ アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

カジノ管理法では、カジノライセンスの所有者と定義している。

➤ オーストラリア（クイーンズランド州）

カジノ管理法では、カジノライセンス所有者、カジノ施設の賃借人、カジノ運営協定を結んでいる個人と定義している。

- ・ ギャンブル：金銭や品物等を賭けて、その勝負の結果によって賭けたものをやり取りする行為を指す。

- ・ゲーミング：カジノ施設で行われるギャンブルを指す。

- ・ゲーム：一般的に賭けの対象とならない遊戯を指す場合が多いが、本報告書ではゲーミングのために用いられるスロットマシンやブラックジャックなどの遊戯を指す。

➤ アメリカ合衆国（ネバタ州）

ネバダ州法 463 章では、金銭、物品、小切手等の何らかの価値のあるものを賭けてプレイされるゲームと定義している。ただし、家庭・住居でプレイされるゲームであって、（慈善・教育組織により運営されるもの以外で）その運営から金銭を生じさせないものは除く。

- ・ 総ゲーミング収益（Gross Gaming Revenue (GGR)）：カジノを含むゲーミングで顧客の賭け金の総額から、顧客に支払った賞金を差し引いた金額である。各国の制度により、会計上の金額とカジノ税の算定上の金額とで異なる場合がある。カジノ税算定上の各国の定義は次のとおりである。
  - ▶ シンガポール  
 カジノ管理法では、総ゲーミング収益を、カジノ運営事業者がカジノで獲得した勝ち金の純額合計（顧客から受け取った賭け金から顧客に支払った賞金を控除した額）からカジノ運営事業者がゲーミングの提供に関して課税される財・サービス税の金額を控除した金額と定義している。
  - ▶ アメリカ合衆国（ネバダ州）  
 ネバダ州法 463 章では、総ゲーミング収益を、(a) 勝ち金として受け取った現金、(b) ゲーミングの目的で顧客に対して供与された与信の支払い、および (c) ライセンス所有者が賭けに参加していないインタラクティブゲーミングでのゲーム、コンテストやトーナメントの実施において受け取った対価の総額から、顧客に対する負けとして支払った現金などの総額を控除した金額と定義している。
  - ▶ アメリカ合衆国（ニュージャージー州）  
 カジノ管理法では、総ゲーミング収益を、カジノライセンス所有者がゲーム運営（スポーツプールを含む）から実際に受け取った金額の合計から、顧客に対して賞金として実際に支払った金額の合計を控除した金額と定義している。
  - ▶ オーストラリア（クイーンズランド州）  
 カジノ管理法では、総ゲーミング収益を、カジノ運営事業者がゲーミングの実施およびキノゲームに関する代理人から実際に受け取った金額（小切手の回収の有無に関わらず）から、ゲーミングに関して支払った賞金の合計（プレミアムジャンケット収益は含まない）を控除した金額と定義している。
  
- ・ デポジット：顧客がカジノ施設でのプレイに先立って、ケージで預けられる現金を指す。
  
- ・ フロントマネー（アメリカ合衆国（ネバダ州））：広義のデポジットの 1 つであり、顧客へのマーカーを発行するために預け入れる保証金のことを指す。
  
- ・ コンプリメンタリー（コンプ）：カジノ運営事業者が顧客に対して、無料あ

るいは割引価格でプレイ、食事また宿泊などサービスを提供することを指す。

- チップ：カジノ運営事業者によって発行される、ギャンブルに使用する金銭の代替品のことを指す。トークンを含めてチップと呼称する場合がある。
- トークン：ギャンブルに使用されるコイン型の金銭の代替品のことを指す。
- マーカー：カジノ施設により顧客に対して与信を付与する際に、証拠として、顧客によって署名される書類のことを指す。
- ゲーミング設備：ゲーミングに使用される設備（ゲーミング機器など）や物品（チップなど）のことを指す。
- ゲーミング機器：ゲーミングに使用されるスロットマシンなどの装置のことを指す。
- ギャンブル依存症：精神疾患のひとつでギャンブルに対する依存症のことを指す。
- 問題ギャンブル：有害なマイナスの影響がある、あるいはギャンブルを止める事を切望しているにもかかわらず、ギャンブルに対する衝動が存在することを指す。
- 病的ギャンブル：ギャンブルが、仕事や人間関係、精神衛生、あるいはその他の生活の重要な部分へのマイナスの影響があるほどまでに、衝動的にギャンブルを行う状況が発生する場合のことを指す。ギャンブルの結果、社会的、経済的、人間関係、あるいは法的な問題が発生した後もギャンブルを続ける可能性がある。
- 未成年者：成年に達しないものを指す。わが国の民法上は20歳未満を未成年者としている。各国により未成年者の年齢は異なり、カジノ施設への未成年者の入場が制限されている。
  - シンガポール、アメリカ合衆国（ネバダ州、ニュージャージー州）  
21歳未満を未成年者としている。
  - オーストラリア（クイーンズランド州）

18歳未満を未成年者としている。

- 富裕層顧客 (VIP) : カジノ運営事業者に一定額以上のフロントマネーを預けることなどにより、カジノ施設において一般顧客よりも優遇されたサービスが受けられる顧客を指す。
  - シンガポール  
カジノ管理法では、富裕層顧客をカジノ運営事業者との間に、少なくとも 100 千 SGD 以上の残高がある口座を保有する顧客と定義している。
  - アメリカ合衆国 (ネバダ州)  
ネバダ州賭規則では、顧客のフロントマネーの金額が 300 千 USD 以上の顧客に対して富裕層顧客のためのゲーミングサロンへの入場が許可されている。
  - アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)  
ニュージャージー州では富裕層顧客の定義について規定されていない。
  - オーストラリア (クイーンズランド州)  
クイーンズランド州では富裕層顧客の定義について規定されていない。
  
- カジノ税 : カジノ施設で発生した総ゲーミング収益に対して課せられる税金を指す。各国の制度により、カジノ税とは別にスロットマシンの台数などに応じてライセンス料が課せられる場合がある。

## 序章

### 本調査の目的

## 本調査の目的

「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日公表)において、「統合型リゾート (IR) については、観光振興、地域振興、産業振興等に資することが期待されます。他方、その前提となる犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないための制度上の措置の検討も必要なことから、IR 推進法案(特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案)の状況や IR に関する国民的な議論を踏まえ、関係省庁において検討を進める」こととなっています。したがって、IR が観光振興、地域振興、産業振興等に与える影響、および犯罪防止・治安維持・青少年の健全育成、依存症防止等の対策について、論点を洗い出し、分析・整理することが極めて重要となります。

このため、シンガポール等、海外での先進的な IR 導入事例等について情報を収集・集約・整理・分析し、今後 IR の検討に資することを目的として、本調査を実施致しました。

なお、本調査結果は、2015 年 1 月時点での法令等に基づき、記載しています。

調査対象地域 (※)	
(1)	シンガポール
(2)	アメリカ合衆国 (ネバダ州)
(3)	アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)
(4)	オーストラリア (クイーンズランド州)

※韓国、中華人民共和国 (マカオ) は一部項目のみ

## 第 1 章

### 各地域 IR およびカジノ規制関連法規の体系的な整理

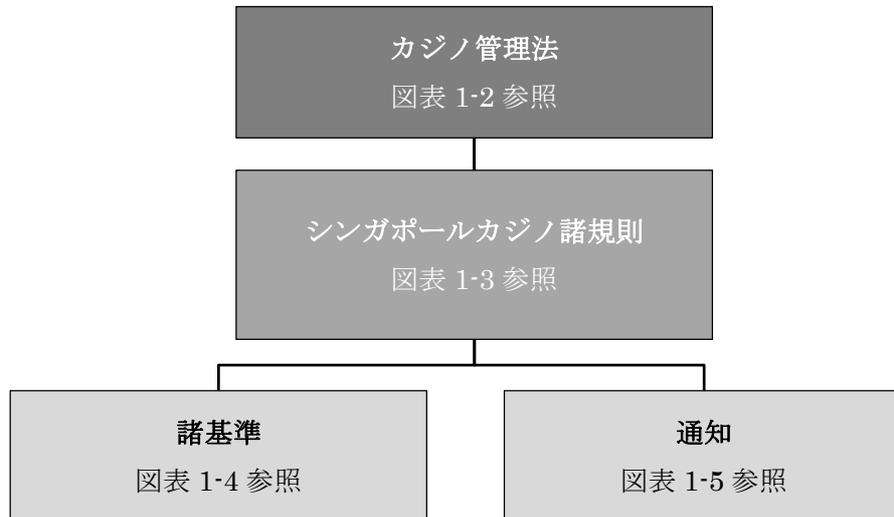
## 1. 各地域 IR およびカジノ規制関連法規の体系的な整理

### (1) シンガポール

シンガポールでは、内務省 (Ministry of Home Affairs) が定めるカジノ管理法 (Casino Control Act (Chapter 33A)) をカジノ規制関連法規の上位法としている。

その他の関連法令等としては、カジノ管理法を上位法とし、カジノ規制機構 (Casino Regulatory Authority) が内務大臣の承認を得て制定、または関連省庁が制定している、シンガポールカジノ諸規則 (Regulations) がある。シンガポールカジノ諸規則には、カジノ規制機構がカジノ管理法を上位法として制定、またはギャンブル依存症対策をおこなう問題ギャンブル全国協議会 (National Council on Problem Gambling (NCPG)) が当時の地方自治開発省 (Ministry of Community Development, Youth and Sports、現在の社会・家族開発省 (Ministry of Social and Family Development) の承認を得て制定したルール (Rules) も含まれる。その他には、カジノ規制機構が制定し、カジノ管理法およびシンガポールカジノ諸規則を上位法とした諸基準 (Standards) および通知 (Notices) がある。「シンガポールのカジノ規制関連法令等の体系」は以下のとおりである。(図表 1-1)

図表 1-1 シンガポールのカジノ規制関連法令等の体系



(出典： Casino Regulatory Authority ウェブサイト『Sources』および各法令等を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ管理法は、シンガポールでの IR (Integrated Resort) 開業のため、ギャンブルを含むカジノ運営を規制するものとして制定された。また、その執行機関としてカジノ規制機構が内務省の下に設置され、カジノ管理法においてその役割や権限が定められた。また、社会・家族開発省の下に設置された問題ギャンブル全国協議会へ、カジノからの排除プログラムを運営するための排除命令を下す権限を付与する旨が定められた。そのほかにも、カジノ運営事業者やその従業員等に対する、ライセンス、カジノ施設の運営、未成年者に対する義務、内部統制、カジノ税に係る規定を含む、様々な事項が規定されている。「シンガポールにおけるカジノ管理法の目次」は以下のとおりである。(図表 1-2)

図表 1-2 シンガポールにおけるカジノ管理法の目次

カジノ管理法 (Casino Control Act (Chapter 33A))	
1	序文
2	カジノ規制機構
	(1) カジノ規制機構の設立、法人化および規約
	(2) カジノ規制機構の機能、責務および権限
	(3) スタッフおよび査察官に関する規定
	(4) 財務規定
	(5) 一般原則
	(6) 所有物、資産、負債の譲渡、および従業員の転籍
3	カジノライセンス
4	カジノ運営事業者の監督と管理
	(1) カジノ規制機構によるカジノ運営事業者に対する指示、調査等
	(2) 保有株式の管理
	(3) カジノ運営のための契約
5	特定従業員
6	カジノ運営
	(1) カジノ施設的设计・配置、各種ゲーム、各種ゲーミング機器等
	(2) ゲーミングに係る規範
	(3) カジノ運営事業者と顧客との係争処理
	(4) カジノ施設への入場
	(5) カジノ施設内での禁止行為

7	未成年の入場制限
8	カジノの内部統制
9	カジノ税
10	問題ギャンブル全国協議会
	(1) 注釈
	(2) 問題ギャンブル全国協議会の設立および機能
	(3) 家族排除プログラム、入場制限およびその他排除プログラム
10A	カジノに係る広告規制および責任あるギャンブル
11	一般的な違法行為
12	法令等の執行権限と手続き
13	その他

(出典：Casino Control Act (Chapter 33A) を基に監査法人トーマツ作成)

シンガポールカジノ諸規則は、カジノに関与するカジノ運営事業者やその従業員、ベンダー、顧客等が準拠すべき事項をより詳細化したもので、31 規則が存在する。「シンガポールにおけるカジノ諸規則の一覧」は以下のとおりである。

(図表 1-3)

図表 1-3 シンガポールにおけるカジノ諸規則の一覧

シンガポールカジノ諸規則 (Regulations)
● カジノ規制機構に対する機能の付与
● 広告規制
● カジノ運営のための契約
● カジノ施設的设计・配置
● ライセンスと費用
● アレンジメント業務
● カジノ税
● 示談可能な違法行為
● ゲームの実施要綱
● 与信
● 第一開設地
● 第二開設地
● 入場料
● 評価審査会
● 入場規制 (行政機関による援助受給者)
● オープン時の入場料免除 (マリーナベイ・サンズ)
● オープン時の入場料免除 (リゾート・ワールド・セントーサ)
● 入場制限の免除
● 責任あるギャンブル要件の免除
●ゲーミング設備

- カジノの内部統制
- 特定従業員のライセンス
- マリーナベイ・サンズの主要株主
- リゾート・ワールド・セントーサの主要株主
- カジノ運営者と顧客との係争処理
- 違法とみなされる行為
- マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策
- ギャンブル依存症対策（入場規制）
- 当局における外部ミーティングの実施
- 責任あるギャンブル
- 運営状況の調査・監視

（出典：Casino Regulatory Authority ウェブサイト『Regulations』を基に  
監査法人トーマツ作成）

このうち、「カジノ規制機構に対する機能の付与」、「第一開設地」、「第二開設地」、「マリーナベイ・サンズの主要株主」および「リゾート・ワールド・セントーサの主要株主」は内務省、「カジノ税」は財務省（Ministry of Finance）、「評価審査会」は通商産業省（Ministry of Trade and Industry）、「入場規制（行政機関による援助受給者）」および「責任あるギャンブル要件の免除」は社会・家族開発省が制定している。

また、シンガポールカジノ諸規則の中でも、「ギャンブル依存症対策（入場規制）」および「当局における外部ミーティングの実施」はルールとなっており、「ギャンブル依存症対策（入場規制）」は問題ギャンブル全国協議会が地方自治

開発省（現：社会・家族開発省）の承認を得て制定、「当局における外部ミーティングの実施」はカジノ規制機構が制定している。

諸基準は、8基準が存在し、その全てがカジノ施設内で使用される機器やシステムに対する仕様を定めた技術基準（Technical Standard）である。「シンガポールの諸基準の一覧」は以下のとおりである。（図表 1-4）

図表 1-4 シンガポールの諸基準の一覧

諸基準 (Standards)
● キャッシュレス賭博システム
● クライアントサーバー・システム
● EGM (電子ゲームマシン) 方式コミュニティゲーム
● 電子ゲーミングマシン
● 電子カードシャッフル
● プログレッシブ
● スロットマネジメントシステム
● トーナメント・ゲーミングマシン

(出典：Casino Regulatory Authority ウェブサイト『Standards』を基に

監査法人トーマツ作成)

通知は、有効なものとしては、シンガポールカジノ諸規則（ゲーミング設備）を補足する 8 通知が公開されている。「シンガポールにおける通知の一覧」は以下のとおりである。（図表 1-5）

図表 1-5 シンガポールにおける通知の一覧

通知 (Notice)
<ul style="list-style-type: none"><li>● ゲーミング設備に関する通知<ul style="list-style-type: none"><li>• 補助テーブルゲームシステムに対する通知</li><li>• 非電子カードシューに対する通知</li><li>• チップに対する通知</li><li>• サイコロに対する通知</li><li>• マネー・ホイールに対する通知</li><li>• パイ・ゴウ・タイルに対する通知</li><li>• カードゲームに対する通知</li><li>• ルーレットに対する通知</li></ul></li></ul>

(出典：Casino Regulatory Authority ウェブサイト『Notice』を基に

監査法人トーマツ作成)

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

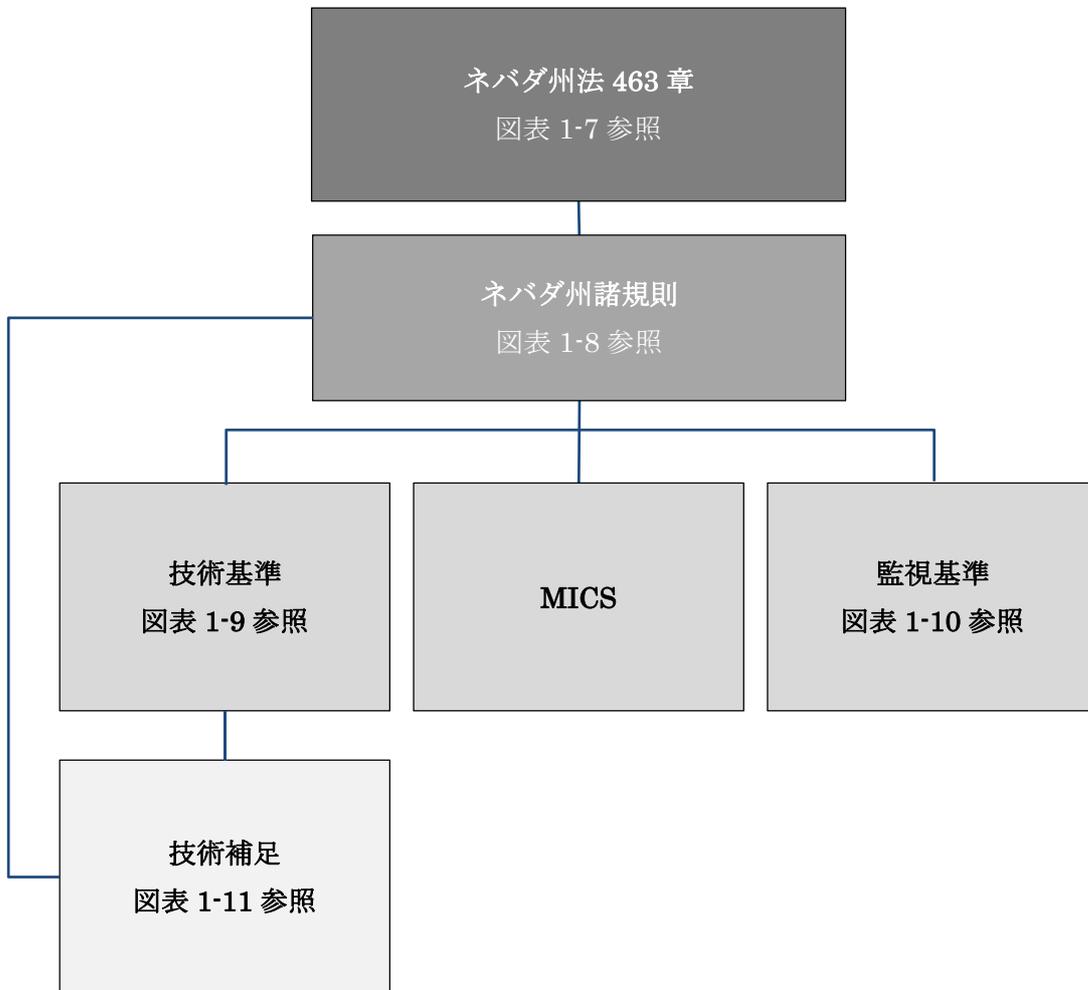
ネバダ州では、州政府 (State Government) が制定するネバダ州法 463 章 (Nevada Revised Statutes 463 Licensing And Control Of Gaming) をカジノ規制関連法規の上位法としている。

その他の関連法令等としては、ネバダ州法 463 章に準拠し、ネバダ州ゲーミング委員会 (Nevada Gaming Commission) が制定している、ネバダ州諸規則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board) がある。その他には、ゲーミング・コントロール・ボード (Nevada Gaming Control Board) が制定し、ネバダ州諸規則を上位法とした技術基準

(Technical Standards)、カジノ運営事業者が最低限準拠すべき内部統制基準 (Minimum Internal Control Standards (MICS))、監視基準 (Surveillance Standards)、およびネバダ州諸規則と技術基準を上位とした技術補足 (Technical Policies) がある。

また、ネバダ州法では、他のゲーミングに係る法規として 368 章 A ライブエンターテイメント税 (Live Entertainment Tax Provisions)、462 章宝くじ (Lotteries)、463 章 A ゲーミングに係る従業員の労働組合 (Gaming Employees' Labor Organizations)、463 章 B 特定のゲーミング施設に係る監視 (Supervision of Certain Gaming Establishments)、464 章パリミチュエル方式の賭博 (Pari-Mutuel Wagering)、465 章ゲーミングに係る不正および債務 (Crimes and Liabilities Concerning Gaming) および 466 章競馬 (Horse Racing) が規定されている。「ネバダ州のカジノ規制関連法令等の体系」は以下のとおりである。(図表 1-6)

図表 1-6 ネバダ州のカジノ規制関連法令等の体系



(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Nevada Gaming Control Act and Ancillary Statutes』 および各法令等を基に監査法人トーマツ作成)

ネバダ州法 463 章では、主にゲーミング産業の規制構造、運用、統制等について規定されており、「ネバダ州法 463 章の構成」は以下のとおりである。(図表 1-7)

図表 1-7 ネバダ州法 463 章の構成

ネバダ州法 463 章 (Nevada Revised Statutes 463 Licensing And Control Of Gaming)
● ゲーミングポリシー委員会
● ゲーミング委員会
● ゲーミング・コントロール・ボード
● ゲーミング・コントロール・ボードおよびゲーミング委員会の権限ならびに役割
● ゲーミング委員会に関する規制
● ゲーミングに関与する個人に関する規制
● 特定の郡における制限なしライセンス
● 懲戒手続
● 雑則
● 顧客がゲーミングにおいて債務を抱えた場合の対処法
● スロットにおけるカジノ運営事業者の預り金への対処
● 州および郡におけるライセンス料
● ゲーミングサロン
● 休日および特別なイベントにおける許可書
● 慈善団体および教育機関が運営するゲーミング
● 適切な組織による慈善ビンゴゲームの運営
● 州際通商によるゲーム機の輸送
● レースのためのライブ放送の普及
● レースに関する情報の普及および放送
● 企業、合資会社、合同会社またはそれに相当する組織のライセンス
● 特定の製造事業者および販売者のライセンスおよび法令

(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Chapter 463 – Licensing And Control Of Gaming』 を基に監査法人トーマツ作成)

ネバダ州諸規則では、主にライセンスの取得手続きやゲーミング施設の運営等、ネバダ州法 463 章で規定されている法規の運営方法が規定されており、「ネバダ州諸規則の構成」は以下のとおりである。(図表 1-8)

図表 1-8 ネバダ州諸規則の構成

ネバダ州諸規則 (Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board)
1. 規制、解釈および定義
2. ゲーミング委員会およびゲーミング・コントロール・ボード：組織と運営、ゲーミングポリシー委員会
3. ライセンス資格
4. ライセンス申請の手続
5. ゲーム施設の運営
6. 会計規則
7. ゲーミング・コントロール・ボードによる懲戒手続
8. オーナーシップの移譲；ローン
9. 事業の閉鎖および倒産
10. 弁護士とエージェントの登録
11. その他
12. チップとトークン
13. ライブエンターテインメント税

14. ゲーミング関連システム、ゲーム機器の製造業者、販売業者および事業主（システム・機器の独立した検証）
  15. 法人向けライセンス保有者
  16. 上場企業および証券の公募
  17. 監視
  - 19 労働組合
  - 20 ライブ放送配信業者
  - 21 ライブ放送
  - 22 レースおよびスポーツブック
  - 23 カードゲーム
  - 25 代理人業者
  - 26 パリミチュエル方式の賭博
  - 28 入場排除者リスト
  - 29 スロットマシン税およびライセンス料
  - 30 競馬
- ※Regulation 18,24,27 該当なし

(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board』を基に  
監査法人トーマツ作成)

技術基準では、主にゲーミング機器に係る基準が規定されており、「ネバダ州における技術基準の主な項目」は以下のとおりである。(図表 1-9)

図表 1-9 ネバダ州における技術基準の主な項目

技術基準 (Technical Policies)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネットゲーミングシステムおよび関連機器</li> <li>● キャッシュレス賭博システム</li> <li>● オンラインスロットシステム</li> </ul>

(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Technical Standards』 を基に  
監査法人トーマツ作成)

監視基準では、主に監視に係る基準が規定されており、「ネバダ州における監視基準の主な項目」は以下のとおりである。(図表 1-10)

図表 1-10 ネバダ州における監視基準の主な項目

監視基準 (Surveillance Standards)
1. スロットマシン
2. テーブルゲーム
3. カードゲーム
4. キノおよびビンゴ
5. レースブック、スポーツブック、およびパリミチュエル方式の賭博
6. ケージおよび金庫
7. カウンترلーム
8. 警備室
9. 記録
10. ゲーミングサロン
11. ビデオ録画

## 12. 監視システム

(出典：Nevada Gaming Control Board 『Surveillance Standards』を基に  
監査法人トーマツ作成)

技術補足 (Technical Policies) では、ネバダ州諸規則やネバダ州諸基準の修正や改定に係る通達が規定されており、「技術補足の主な項目」は以下のとおりである。(図表 1-11)

図表 1-11 技術補足の主な項目

技術補足 (Technical Policies)
● ゲーミング機器および関連機器
● モバイルゲーミングシステム

(出典：Nevada Gaming Control Board 『Technical Policies』を基に  
監査法人トーマツ作成)

なお、MICS の構成については、4 章の内部統制の箇所に記載する。

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

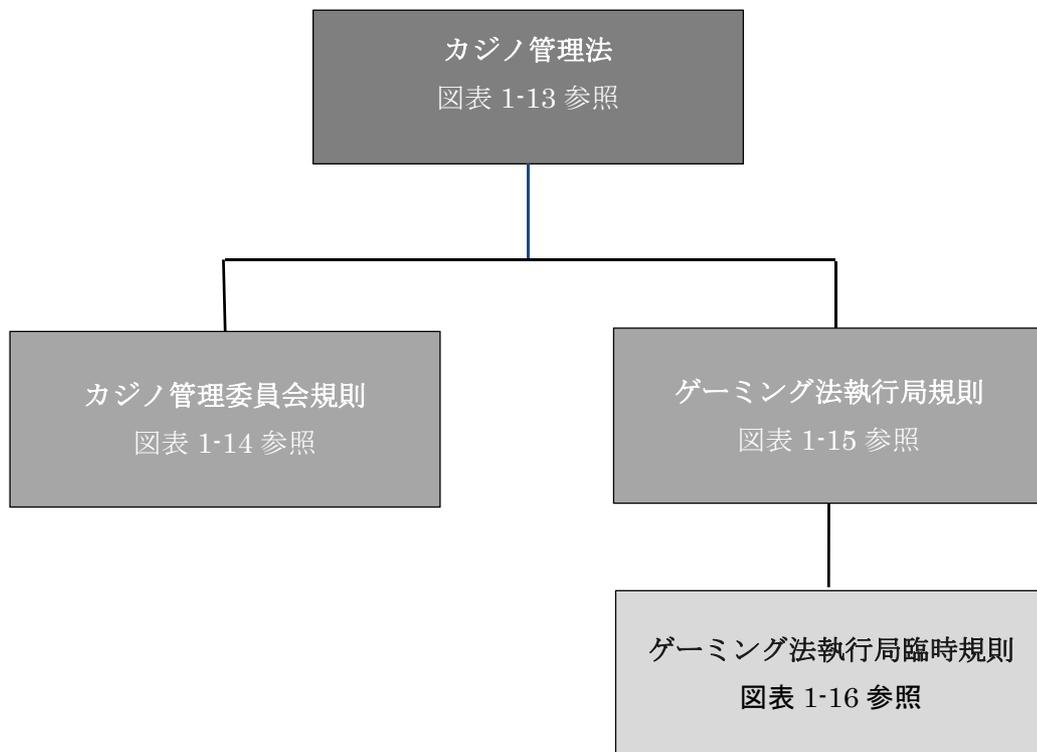
ニュージャージー州では、州議会が制定するカジノ管理法 (Casino Control Act) をカジノ規制関連法規の最上位としている。

その他の関連法規として、カジノ管理委員会 (Casino Control Commission) がカジノ管理法を上位法としてカジノ管理委員会規則 (Casino Control Commission Regulations) を制定している。また、ゲーミング法執行局 (Division of Gaming Enforcement) がゲーミング法執行局規則 (Division of

Gaming Enforcement Regulations) を制定している。そのほか、ゲーミング法執行局規則を上位法としたゲーミング法執行局臨時規則 (Division of Gaming Enforcement Temporary Regulations) がある。

「ニュージャージー州におけるカジノ管理法の構成」は以下のとおりである。  
(図表 1-12)

(図表 1-12) ニュージャージー州におけるカジノ規制関連法規の体系



(出典 : Casino Control Act, Casino Control Commission Regulations, Division of Gaming Enforcement Regulations, Division of Gaming Enforcement Temporary Regulations を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ管理法は、ニュージャージー州アトランティックシティの旅行業者、リゾート施設、およびコンベンション施設の復興と再開発の目的で 1977 年に州議会によって制定された。同法により、その執行機関としてカジノ管理委員会が財務省 (Department of Treasury) の中に設置され、その権限と義務が定められた。また、ゲーミングの規制当局として法務・公共安全省 (Department of Law and Public Safety) の下にゲーミング法執行局が設置され、同様に権限と義務が定められた。「ニュージャージー州におけるカジノ管理法の構成」は以下のとおりである。(図表 1-13)

図表 1-13 ニュージャージー州におけるカジノ管理法の構成

カジノ管理法 (Casino Control Act)
1. 序文および総則
2. カジノ管理委員会およびゲーミング法執行局の設立と組織
3. 管理権限の制限
4. カジノ管理委員会一権限および義務
5. ゲーミング法執行局一権限および義務
6. ライセンスの付与
6b. カジノライセンスの仮承認
6c. インターネットゲーミング
7. 運営条件
8. 審査
9. 制裁
10. 雑則
11. ライセンス料および税金

12. カジノの再投資
13. セットアサイド契約 (マイノリティおよび女性が行う事業に対する一定の調達や契約)
14. カジノにおける同時放映 (カジノ施設内において競馬等の同時放映を行い、ギャンブルを行うことを指す)
15. 緊急事態
16. アトランティックシティの観光地域

(出典：Casino Control Act を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ管理委員会規則は、カジノ管理委員会の認可を受けて制定され、カジノ管理委員会、および各ライセンス取得者等が従わなければならない要件を規定している。「ニュージャージー州におけるカジノ管理委員会規則の構成」は以下のとおりである。(図表 1-14)

図表 1-14 ニュージャージー州におけるカジノ管理委員会規則の構成

カジノ管理委員会規則 (Casino Control Commission Regulations)
40 章 総則
41 章 申請
42 章 A ヒアリングおよびアピール
43 章 カジノライセンス

(出典：Casino Control Commission 『Regulations』 を基に監査法人トーマツ作成)

ゲーミング法執行局規則はカジノ管理委員会規則と同様、ゲーミング法執行局の認可を受け、カジノ管理法に準拠してさらに詳細を規定している。各章はカ

ジノ管理委員会規則と類似している。「ニュージャージー州におけるゲーミング法執行局規則の構成」は以下のとおりである。（図表 1-15）

図表 1-15 ニュージャージー州におけるゲーミング法執行局規則の構成

ゲーミング法執行局規則 (Division of Gaming Enforcement Regulations)	
69	総則
69A	申請
69B	審査
69C	カジノライセンス
69D	ゲーミング運営に関する会計上の規制および基準
69E	ゲーミング機器
69F	ゲーミングのルール
69G	排除を要する対象者
69H	カジノライセンス取得者、あるいは申請者により雇用されていないジャンケット企業
69I	カジノホテルにおけるアルコール飲料の規制
69J	カジノライセンスで事業を行う者
69K	雇用均等および事業参入機会
69L	税金
69M	カジノの同時放映
69N	スポーツギャンブル
69O	インターネットギャンブル
69P	ファンタジースポーツ・トーナメント

(出典 : Division of Gaming Enforcement 『Regulations』 を基に

監査法人トーマツ作成)

ゲーミング法執行局臨時規則は、ゲーミングのルールへの追加、または修正等があった場合に、都度ゲーミング法執行局より制定される。「ニュージャージー州における主なゲーミング法執行局臨時規則の項目」は、以下のとおりである。

(図表 1-16)

図表 1-16 ニュージャージー州における主なゲーミング法執行局臨時規則

ゲーミング法執行局臨時規則 (Temporary Regulations)
● キャッシャーが作成したバウチャーの失効
● スーパーセブンカード・スタッド・ポーカー
● 新規申請フォーム
● インターネット賭博口座からのソーシャルゲームへの資金移動
● インターネットゲーミング・サーバーの設置場所
● セレブリティプレイヤー
● インターネットゲーミングにおけるプログレシブ・ジャックポット
● ダブルドロワーポーカー
● ライセンスおよび登録フォームにおける社会保障番号の開示
● 責任あるゲーミングの情報開示
● ルナ・ポーカー
● ポーカー・デッキ変更のタイミング
● クリス・クロス・ポーカー
● スリーカード・ポーカーの修正

- スイッチ・ハンド・ブラックジャック

(出典：Division of Gaming Enforcement 『Temporary Regulations』を基に  
監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

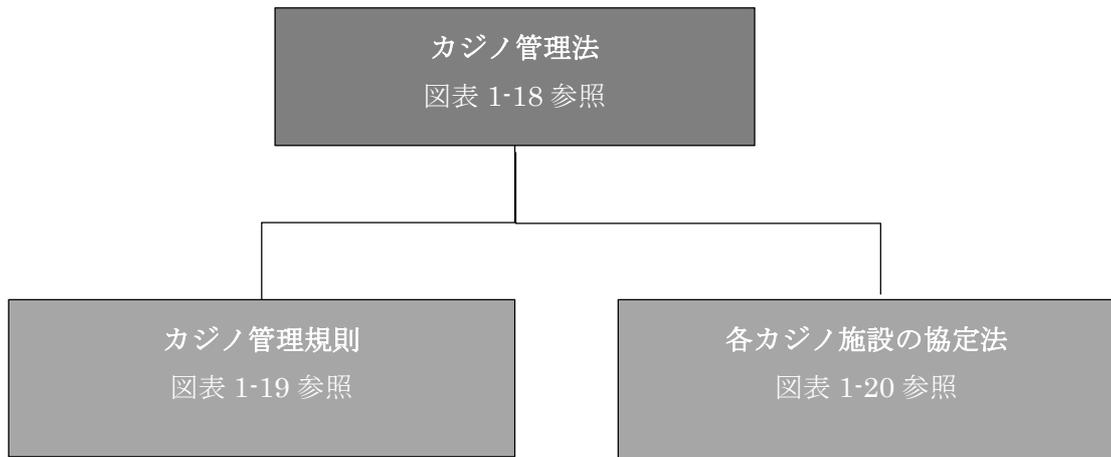
オーストラリア (クイーンズランド州) では、クイーンズランド州議会の議決を経て州政府が定め、酒類・ゲーム・レース担当室 (Office of Liquor and Gaming Regulation) が執行するカジノ管理法 (Casino Control Act 1982) をカジノ規制関連法規の上位法としている。

そのほかの関連法令等としては、カジノ管理規則 (Casino Control Regulation 1999) や、各カジノ施設に適応する法令 (協定法) として、ブレイクウォーターアイランドカジノ協定法 (Breakwater Island Casino Agreement Act 1984) 、ブリスベンカジノ協定法 (Brisbane Casino Agreement Act 1992) 、ケアンズカジノ協定法 (Cairns Casino Agreement Act 1993) 、ジュピターズカジノ協定法 (Jupiters Casino Agreement Act 1983) が存在する。

各法令では、カジノ施設やホテル等一定の施設の建設および施設の運営にかかる権利義務関係を、州政府・カジノ運営事業者との間で定めている。

「オーストラリア (クイーンズランド州) におけるカジノ規制関連法規の体系」は以下のとおりである。(図表 1-17)

図表 1-17 オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ規制関連法規の体系



(出典：Casino Control Act 1982, Casino Control Regulation1999, Jupiters CasinoAgreement Act 1983, Breakwater Island Casino Agreement Act 1983, BrisbaneCasino Agreement Act 1992, Cairns Casino Agreement Act 1993 を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ管理法では、ライセンス、運営、個別ゲーミング規制、ジャンケット規制および内部統制等、全般的な事項について規定している。「オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ管理法の構成」は以下のとおりである。（図表 1-18）

図表 1-18 オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ管理法の構成

カジノ管理法（Casino Control Act 1982）
1. 序文
2. 管理
3. カジノライセンス
4. カジノ従業員ライセンス
5. 手数料、課税、課徴金

6. カジノ運営
  7. 内部統制、事務および会計手続、監査要件
  8. カジノ契約およびカジノ運営に係る書類手続き
  9. 調査および規制
  10. その他全般
  11. 保留および経過措置
- 定義条項

(出典：Casino Control Act 1982 を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ管理規則では、主にライセンスやジャンケット業者等、カジノ管理法で規定されている法規の運営方法を規定している。「オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ管理規則の構成」は以下のとおりである。（図表 1-19）

図表 1-19 オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ管理規則の構成

カジノ管理規則 (Casino Control Regulation 1999)
1. 序文
2. カジノライセンス
3. カジノ従業員ライセンス
4. カジノ税
5. カジノ運営
6. ジャンケット
7. ゲームマシーン、マシーンゲーム
8. その他全般

- 付則 1 事業体
- 付則 2 必要事項（個人）
- 付則 3 必要事項（事業体）
- 付則 4 料金
- 付則 5 認可評価者（approved evaluator）

9. 注記

（出典：Casino Control Regulation 1999 を基に監査法人トーマツ作成）

各カジノ施設の協定法では、カジノ管理法で定められた酒類・ゲーム・レース担当室とカジノ運営事業者間で締結しなければならない契約の記載要項が定められている。「オーストラリア（クイーンズランド州）におけるジュピターズカジノ協定法の構成」は以下のとおりである。（図表 1-20）

図表 1-20 オーストラリア（クイーンズランド州）における  
ジュピターズカジノ協定法の構成

ジュピターズカジノ協定法（Jupiters Casino Agreement Act 1983）	
1.	目次
2.	序文
3.	契約の締結
4.	契約の効力
5.	契約についてのその他事項
6.	法規制
●	注記の目次
●	改定の日付

- 凡例
- 転載
- その他転載
- 関係ある法令等
- 注釈された場所
- 契約についてのその他事項に係る法令等

(出典：Jupiters Casino Agreement Act 1983 を基に監査法人トーマツ作成)

そのほか、酒類・ゲーム・レース担当室が、カジノ施設内での酒類の販売時間帯等を定めた法令として、アルコール飲料法 (Liquor Act 1992) を施行している。

なお、「オーストラリア (クイーンズランド州) における IR 開発法の構成」は以下のとおりである。(図表 1-21)

図表 1-21 オーストラリア (クイーンズランド州) における IR 開発法の構成

IR 開発法 (Integrated Resort Development Act 1987)
1. 序文
2. IR 開発のスキーム
3. 開発の段階
4. 建設地
5. 建設地の区分け
6. 潮の影響を受けた土地
7. 主要な道路、運河

8. 法人関係者
9. 細則
10. その他
11. 合法化
12. 経過措置
  - スキーム申請の要件
  - スキーム通知の要件
  - 改定の要件
  - コミッティーの選出
  - 各種コミッティーの規範
  - 法人関係者の規範
  - (1) 注記の目次
  - (2) 改定の日付
  - (3) 凡例
  - (4) その他転載
  - (5) 関係ある法律
  - (6) 注釈された場所
13. 番号配列が変わった規定

(出典：Integrated Resort Development Act 1987 を基に監査法人トーマツ作成)

## 第 2 章

### IR (制度的側面)

## 2. IR (制度的側面)

### (1) シンガポール

シンガポールでは、その名称に IR が含まれる法令等は確認できないが、カジノ管理法において、IR について「IR とは、ホテル、小売店、飲食店、エンターテインメント、レクリエーションおよびその他の施設からなる、カジノ施設を含む複合施設」と定義されている。

### (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州においてカジノ施設を含む複合施設は存在するものの、その名称に IR が含まれる法令等は確認できない。

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州においてカジノ施設を含む複合施設は存在するものの、その名称に IR が含まれる法令等は確認できない。

### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、IR 関連法規として、クイーンズランド州開発・インフラ・計画省 (Department of State Development, Infrastructure and Planning) が制定した IR 開発法 (Integrated Resort Development Act 1987) がある。しかし、同法における IR とは、カジノ施設を含む複合観光施設ではなく、広義での観光リゾートの開発を IR 開発 (Integrated Resort Development) としている。IR 開発法では IR 開発スキームの申請手続き、審査、承認通知について規定している。

IR 開発法は、観光産業からの小売店、レストラン、娯楽施設等を含む自己完結型リゾートの開発要望に応える形で 1987 年 4 月 23 日に承認された。現在、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む IR は存在しない。2013 年にクイーンズランド州政府は新たに二つのカジノ施設を含む可能性のある IR の公募を開始した。

既に発表されているブリスベンを建設予定地とした IR の基本的なスキームは以下のとおりである。

- 2013 年 12 月：関心登録 (Registration of Interest、以下 ROI) 開始
- 2014 年 01 月：関心登録済み企業に対する、関心表明 (Expression of Interest、以下 EOI) 時の提出書類の配布開始
- 2014 年 03 月：クイーンズランド州開発・インフラ・計画省による関心表明受け入れ開始
- 2014 年中旬：クイーンズランド州開発・インフラ・計画省から最終候補者に対する事業詳細公募の依頼
- 2015 年：落札者発表予定

なお、具体的な「認定要件、手続き」は開示されていない。IR 開発法上も、立地に関する規制は規定されていない。公募地はクイーンズランド州政府により指定される。

## (5) 韓国

韓国においてカジノ施設を含む複合施設は存在するものの、その名称に IR が含まれる法令等は確認できない。

## 第 3 章

### IR (実態的側面)

### 3. IR (実態的側面)

#### 3.1. IR 設置までにかかった時間とスケジュールの詳細

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、IR 設置に係る検討開始からシンガポール第 1 号となる IR 設置までに約 6 年の期間を要した。そのスケジュールの詳細については、シンガポール国立図書館 (National Library Board) のインフォペディア (Singapore Infopedia) およびリー・シェンロン首相のスピーチ (2005 年 4 月 18 日) に記載されている。

シンガポールにおける IR 導入に係る検討は、2004 年 5 月、セントーサ (Sentosa) およびサウザン・アイランド (Southern Islands) におけるリゾート開発計画の一環として、政府主導で始まった。その後、通商産業省がカジノを含む IR を設置することに対する経済、観光および社会的観点における調査を実施するとともに、フィードバック・ユニットが宗教団体、民間団体、地元産業団体等との意見交換を進めていった。

意見交換後、観光庁 (Singapore Tourism Board) の主導により、2004 年 12 月、事業構想公募 (Request for Concept (RFC)) が実施された。事業構想公募は実際の入札ではなく、マリーナベイ (Marina Bay) およびセントーサにおいて IR を運営する場合のコンセプトを各社から収集するためのもので、政府は事業構想公募以降の IR 設置プロジェクト遂行に対し、何ら責任を負わないものと位置づけられていた。

この事業構想公募の内容を受け、カジノを含む IR に係る議案は、2005 年 1 月から 3 月にかけて議会において審議された。この審議は、事業構想公募参加企業が構想内容を一般公開することに応じなかったため、議員に対しても、非公開

同意書へ署名させた上で閲覧を許可する形で実施された。また、この間、事業構  
想公募参加企業の適格性審査も実施され、適格性審査を満たさないと判断され  
た 2 社が未通過となった。

その後の 2005 年 4 月 18 日、リー・シェンロン首相が、シンガポール政府が  
マリーナベイおよびセントーサの 2 ヶ所に IR を設置することを決定したと発表  
した。さらに、シンガポール政府では、同年 8 月 31 日に問題ギャンブル全国協  
議会を設立し、10 月 17 日から 11 月 11 日にかけてカジノ管理法案を作成した。  
カジノ管理法案は、2006 年 2 月 14 日に議会を通過し、同年 6 月 1 日に施行さ  
れた（2009 年 10 月 13 日に改訂版が公布されている）。また、カジノ規制機構  
は 2008 年 4 月 2 日に設立された。

シンガポールでは、法令等に係る検討と並行して、マリーナベイおよびセント  
ーサの両区域に対する事業者選定が実施された。これは事業提案公募（Request  
for Proposal (RFP)）と呼ばれ、両区域において、開始時期を前後して実施され  
た。

まず、マリーナベイにおける事業提案公募は 2005 年 11 月 4 日に開始され、  
2006 年 3 月 29 日に公募が締め切られた。その後、2006 年 5 月 26 日に落札者  
が発表され、応札企業 4 社中最も高額の投資金額となる 38.5 億 SGD（土地使用  
権 12 億 SGD を除く）を提示したアメリカ合衆国ラスベガスを拠点とするカジ  
ノ運営事業者ラスベガス・サンズ社（Las Vegas Sands Corp.）が落札した。同  
社に対しては、事業者選定の過程で現地パートナー開発業者 CDL（City  
Developments Limited）が撤退したことから他社に比べ不利であるとの予想が  
あったものの、MICE 分野での優位性と優れた建築デザインを評価されての落  
札となった。同社が建設したマリーナベイ・サンズ（Marina Bay Sands）は、  
2010 年 4 月 27 日に一部開業し、同年 6 月 23 日に全面開業した。

次に、セントーサにおける事業提案公募は 2006 年 4 月 28 日に開始され、同年 10 月 10 日に公募が締め切られた。その後、同年 12 月 8 日に落札者が発表され、応札企業 3 社中ユニバーサル・スタジオ (Universal Studios, Inc.) と提携したカジノ運営事業者ゲンティン・インターナショナル社 (Genting International PLC、現在のゲンティン・シンガポール社 (Genting Singapore PLC) で、親会社はマレーシアを拠点とする複合企業ゲンティン・バーハッド社 (Genting Berhad) ) が落札した。同社は、応札時、ユニバーサル・スタジオのほか、マカオのカジノ運営事業者 SJM ホールディングス (SJM Holdings Limited) を率いるスタンレー・ホー氏が持分を持つスター・クルーズ社 (Star Cruises) とコンソーシアムを組んでいたが、落札後に政府が同氏に対する懸念を示し、ライセンス付与における不確実性を伝えたため、スター・クルーズを買収している。同社が建設したリゾート・ワールド・セントーサ (Resort World Sentosa) は、2010 年 1 月 20 日より順次開業し、2012 年 12 月 7 日に全面開業した。

## **(2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)**

ネバダ州では、カジノ施設を含む複合施設は存在するものの、IR として法令に定義されている施設は確認されないため、本稿は該当なし。

## **(3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)**

ニュージャージー州では、カジノ施設を含む複合施設は存在するものの、IR として法令に定義されている施設は確認されないため、本稿は該当なし。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、ホテルを含むカジノ施設はあるが、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む複合施設は存在しない。クイーンズランド州政府は、2013 年 10 月 14 日、ブリスベン開発の一部として IR の開発のための関心表明公募 (Expression of Interest) を行う意向を発表した。同時に、リゾート開発のために新たに 2 つのカジノライセンスを付与することも検討していることが発表された。同州での開発の公募は大きく分けて 4 つのステージからなる。

- ステージ①：関心登録期間 (Registration of Interest)
- ステージ②：関心表明公募 (Expression of Interest)
- ステージ③：詳細提案公募 (Request for Detailed Proposals (RFDP))
- ステージ④：落札企業発表 (Announcement of preferred proponent)

また、開発のスケジュールは、最終的に公募で関心表明したグリーンランドおよびクラウン (Greenland Group and Crown Resorts)、エコ・エンターテインメントグループを含むデスティネーション・ブリスベン・コンソーチウム (Destination Brisbane Consortium)、アクイス (Aquis at the Great Barrier Reef Pty Ltd) と ASF コンソーシアム (ASF Consortium Pty Ltd) で異なる。

### 3.2. IR の数 (上限の有無、実際の設置数等)、規模 (面積、売上等)

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、現在、マリーナベイにマリーナベイ・サンズ、セントーサにリゾート・ワールド・セントーサの 2 施設が設置されている。

カジノ管理法<sup>1</sup>によれば、カジノ設置区域の 2 ヶ所目が設定されてから 10 年間は新たにカジノ運営に係るライセンスを付与しないとの定めがあるため、現時点において、実質、IR の上限は 2 施設である。

また、シンガポール国会図書館のインフォペディアによると、シンガポールの IR の最大敷地面積は 913 千平方メートルである。個別には、マリーナベイ・サンズに対して 570 千平方メートル、リゾート・ワールド・セントーサに対して 343 千平方メートルが認められている。ただし、シンガポールカジノ諸規則（カジノ施設の設計・配置）<sup>2</sup>によれば、いずれの IR においても、カジノ施設内のゲーミングエリアは 15 千平方メートル以内に限定されている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、カジノ施設を含む複合施設について詳述する。

ゲーミング・コントロール・ボードの報告書（Nevada Gaming Abstract）によると、2014 年 6 月現在、ネバダ州内には 270 のカジノ施設が設置されている。なお、当該施設数は、年間の総ゲーミング収益（GGR）が 1,000 千 USD 以上、かつ、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者がネバダ州内に設置しているカジノ施設の設置数である。また、ネバダ州におけるカジノ施設の総ゲーミング収益の合計は 23,895,954 千 USD であり、カジノ施設面積の合計は 8,676 千平方フィートである。

「ネバダ州において、年間の総ゲーミング収益（GGR）が 1,000 千 USD 以上で、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者がネバダ州内に設置して

---

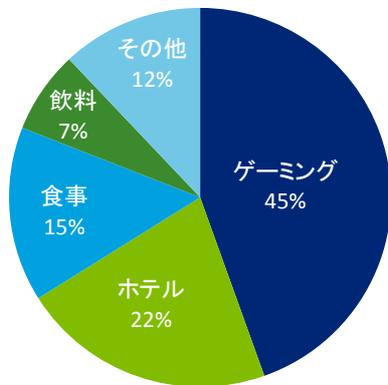
<sup>1</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 41

<sup>2</sup> Casino Control (Casino Layout) Regulations 2009 3

いるカジノ施設における収益（2013年）の内訳」は以下のとおりである。（図表3-1）

図表 3-1 ネバダ州において、年間の総ゲーミング収益（GGR）が1,000千USD以上で、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者がネバダ州内に設置している

カジノ施設における収益（2013年）の内訳



ネバダ州 2013年度収益内訳（千USD）	
ゲーミング	10,641,153
ホテル	5,145,739
食事	3,570,804
飲料	1,674,834
その他	2,863,422
収益合計	23,895,954

（出典：Nevada Gaming Control Board 『Nevada Gaming Abstract 2014』を基に  
監査法人トーマツ作成）

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

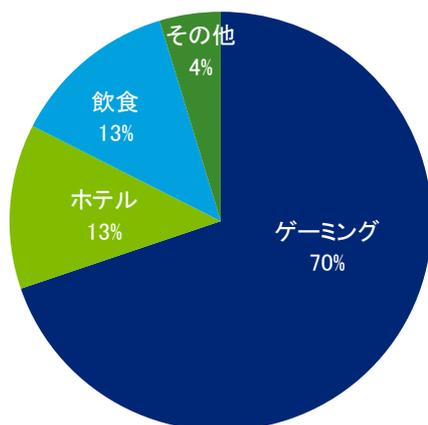
ニュージャージー州では、カジノ施設を含む複合施設について、詳述する。

カジノ管理委員会の統計によると、カジノ施設は2014年12月時点では、8施設が営業している。

大規模なホテルおよび会議場施設に対するカジノライセンスの発行の制限について、カジノ管理法<sup>3</sup>に規定されている。ニュージャージー州では、カジノ施設数に上限はない。

2013 年度には 12 施設が営業しており、「ニュージャージー州のカジノ施設における収益（2013 年）の内訳」は以下のとおりである。（図表 3-2）ゲーミング収益は全体の約 70%とゲーミング以外の収益を大きく上回っている。

図表 3-2 ニュージャージー州のカジノ施設における収益（2013 年）の内訳



ニュージャージー州 2013 年度収益内訳 (千 USD)	
カジノ	2,836,909
宿泊	517,673
飲食	521,635
その他	189,904
収益合計	4,066,121

(出典 : Casino Control Commission 『Annual Report 2013』 を基に監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、ホテルを含むカジノ施設はあるが、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む複合施設は存在しない。

<sup>3</sup> Casino Control Act 5:12-1

2013年にクイーンズランド州政府は新たに2つのカジノ施設を含む可能性のあるIRの公募を開始している。

### 3.3. 施設の種類、施設毎の規模（面積、売上等）、施設数の時系列推移

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、IRであるマリーナベイ・サンズおよびリゾート・ワールド・セントーサは、その主要コンセプトが異なっており、前者は近代的な建築デザインとMICE、後者は家族向けリゾートとなっている。そのため、両施設の施設構成は異なったものとなっている。

シンガポール国立図書館のインフォペディアおよびリー・シェンロン首相のスピーチ（2005年4月18日）によれば、マリーナベイ・サンズは、55階建てのタワー中に2,600の客室を整備し、300店舗が出店可能なショッピングモール、45千人を収容可能なMICE施設、飲食店、2つの劇場（それぞれ2,000席を整備している）、スケートリンク、およびカジノ施設を完備している。このうち、カジノ施設内には600台のテーブルゲーム（設置可能台数は1,000台）、1,500台のスロットマシンを設置している。また、アートサイエンスミュージアム（ArtScience Museum）やウォーターフロントのパビリオン、ナイトクラブおよび屋外イベント施設等も併設した。更に、デザインが特徴的なスカイパークを設置し、展望台、レストラン、ナイトクラブ、プールおよび庭園等を完備した。

また、リゾート・ワールド・セントーサは、6つのホテル群、テーマパーク（ユニバーサル・スタジオ・シンガポール）、ショッピングモール、レストランおよびカジノ施設を完備している。また、マリーナ・ライフ・パークや海洋博物館（Marine Museum）等も併設した。

「シンガポールにおける IR の概要」は以下の通りである。（図表 3-3）

図表 3-3 シンガポールにおける IR の概要

施設名	面積 (平方メートル)	2013 年度収益
マリーナベイ・サンズ	570,000	2,968,366 千 USD
リゾート・ワールド・セントーサ	343,000	2,847,314 千 SGD

(出典：Las Vegas Sands Corp 『Annual Report 2013』、National Singapore Library 『Marina Bay Sands』、Genting Singapore PLC 『Annual Report 2013』を基に監査法人トーマツ作成)

なお、マリーナベイ・サンズの収益については、同施設を運営しているマリーナベイ・サンズ社の親会社ラスベガス・サンズ社の年次報告書におけるマリーナベイ・サンズの（コンプリメンタリーの提供に係る値引き前の）収益（Revenue）ではなく、（コンプリメンタリーの提供に係る値引き後の）純収益（Net Revenue）の金額を抜粋し、リゾート・ワールド・セントーサの収益については、ゲンティン・シンガポール社の年次報告書における（コンプリメンタリーの提供に係る値引き後の）収益（Revenue）の金額を抜粋している。これは、ラスベガス・サンズ社は米国会計基準（U.S.GAAP）に準拠しており、ゲンティン・シンガポール社は国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards、IFRS）に準拠していることから、コンプリメンタリーの提供に係る値引控除後の金額を比較する必要があるためである。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州におけるカジノ施設を含む複合施設について、詳述する。

MGM リゾーツ・インターナショナル社 (MGM Resorts International) がネバダ州内に設置しているカジノ施設で、面積が最大のマンダレイベイ (Mandalay Bay) では、120 エーカーの土地に、ホテルやカジノ施設に加え、12,000 名収容のイベント会場や、1,700 名収容のサーカス観賞用劇場、1,700,000 平方フィートのコンベンション施設、水族館等を設置している。

ラスベガス・サンズ社がネバダ州内に設置しているベネチアンラスベガス (The Venetian Las Vegas) では、カジノ施設とホテルに加えて 2,300,000 平方フィートのコンベンション施設を設置している。

なお、ここでは MGM リゾーツ・インターナショナル社とラスベガス・サンズ社がネバダ州内に設置しているカジノ施設を含む複合施設から、カジノ施設の面積が最大のマンダレイベイとベネチアンラスベガス (パラッツォ (The Palazzo) とサンズ・エキスポ・コンベンションセンター (Sands Expo and Convention Center) を含む) について記載する。「ネバダ州における各カジノ施設の面積および収益」は以下の通りである。(図表 3-4)

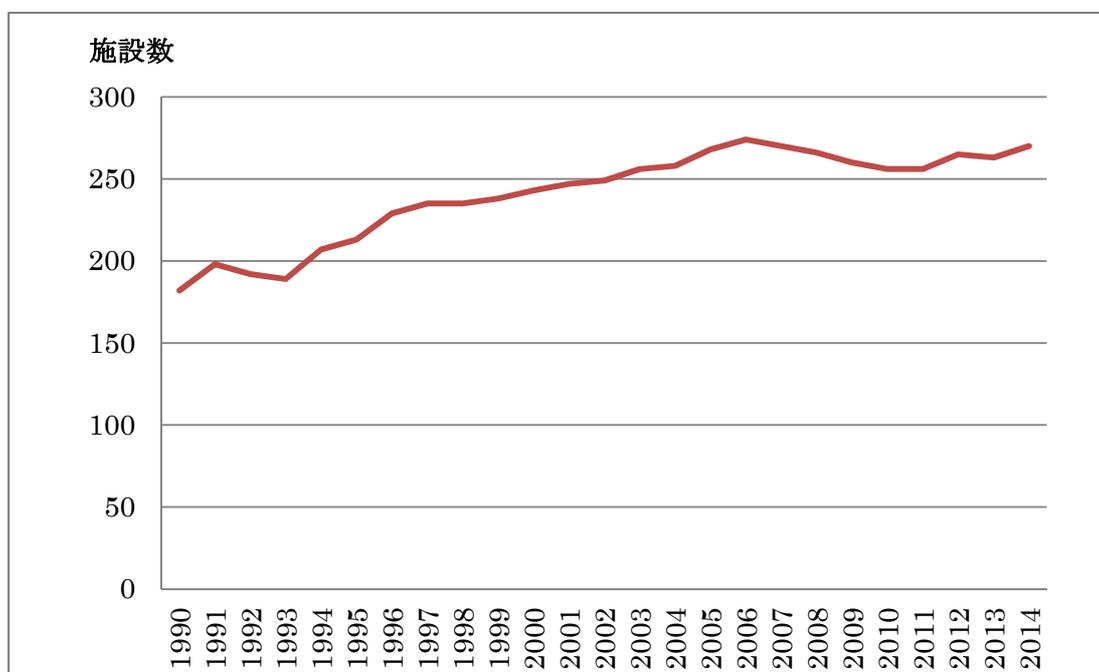
図表 3-4 ネバダ州における各カジノ施設の面積および収益

施設名	面積 (エーカー)	2014 年度収益 (千 USD)
マンダレイベイ	120	175,626
ベネチアンラスベガス	非公開	313,913

(出典 : MGM Resorts International 『Form10-K (2014) 』、Las Vegas Sands Corp. 『Form10-K (2014) 』を基に監査法人トーマツ作成)

ゲーミング・コントロール・ボードによると、「ネバダ州におけるカジノ施設数の時系列推移」は以下のとおりである。（図表 3-5）ネバダ州におけるカジノ施設数は 1990 年以降増加傾向にある。ここでは、ネバダ州において、年間の総ゲーミング収益（GGR）が 1,000 千 USD 以上、かつ、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者がネバダ州内に設置しているカジノ施設数を記載している。

図表 3-5 ネバダ州におけるカジノ施設数の時系列推移



（出典：Nevada Gaming Control Board 『Nevada Gaming Abstract』を基に  
監査法人トーマツ作成）

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、カジノ施設を含む複合施設について、詳述する。なお、ここではニュージャージー州に存在するカジノ施設のうち、最大規模の収益

を計上するボルガータ・ホテルカジノ&スパ (Borgata Hotel Casino and Spa) について記載する。

ボルガータ・ホテルカジノ&スパ (以下、ボルガータ) を所有し、運営するマリーナ地区金融会社 (Marina District Finance Company (MDFC)) の 2013 年度の年次財務報告書 (Form 10-K) によると、ボルガータは 2003 年 7 月に開業し、アトランティックシティのマリーナ地区に位置する 45.6 エーカーの土地に、約 160 千平方フィートのカジノ施設と、2 つのホテルに 2,767 の客室を整備し、19 のレストラン、14 のブティック、2 つのスパ、2 つのエンターテインメント施設ならびに、88 千平方フィートの会議場および催事場等が併設されている複合施設である。

カジノ施設内には約 3,200 台のスロットマシン、183 のテーブルゲーム、および 80 のポーカーテーブルが設置され、さらに同時放映のギャンブル設備が整備されている。

ボルガータの当初の投資額は 11 億 USD であり、その後の大きな設備投資として、2006 年 7 月に施設の北側に公共のスペースおよびゲーミング施設を中心とした大幅な増設を行った。さらに 2008 年 6 月には、797 部屋のホテルの増設、スパ、プール、会議場およびレンタルスペースを完備した。

「ボルガータにおけるカジノ施設を含む複合施設の面積および収益」は以下のとおりである。(図表 3-6)

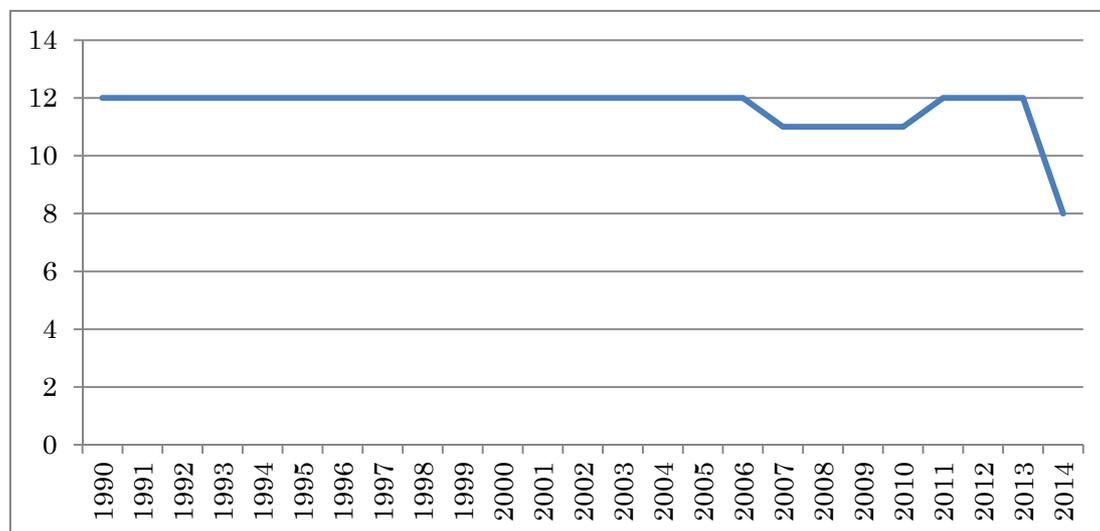
図表 3-6 ボルガータにおけるカジノ施設を含む複合施設の面積および収益

施設名	面積 (エーカー)	2013 年度収益 (千 USD)
ボルガータ	45.6	913,516

(出典：Casino Control Commission 『Annual Report 2013』を基に  
監査法人トーマツ作成)

ニュージャージー州におけるカジノ施設の時系列推移は以下のとおりである。ニュージャージー州にあるカジノ施設は、すべてアトランティックシティに所在している。1978年に最初のカジノ施設であるリゾート・カジノホテル (Resorts Casino Hotel) が開業以降増加し、近年では11～12施設で推移していたが、2014年に4施設 (アトランティッククラブ (Atlantic Club)、レーベル (Revel)、ショーボート (Showboat)、およびトランプ・プラザ (Trump Plaza)) が閉鎖され、2014年12月現在では8施設が営業している。「ニュージャージー州のカジノ施設数の時系列推移 (施設数)」は以下のとおりである。(図表3-7)

図表3-7 ニュージャージー州のカジノを含む複合施設数の時系列推移 (施設数)



(出典：Casino Control Commission 『Facility Statistics 1990-2010』、『Annual Report 2011-2013』を基に監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

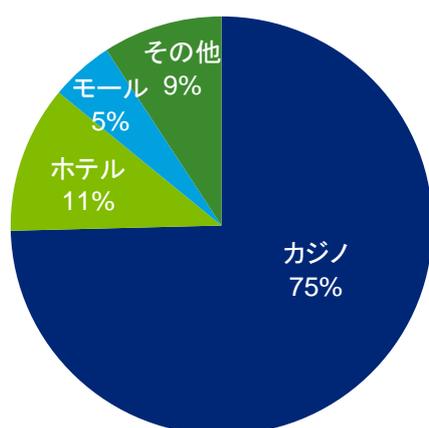
オーストラリア（クイーンズランド州）では、制度として IR 開発法は存在するものの、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む複合施設は存在しないため対象外とする。しかし、ホテルを含むカジノ施設はある。

### 3.4.ゲーミングとノンゲーミングの構成割合（面積別、収益別等）

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、マリーナベイ・サンズの場合、収益（2013年）の内訳はカジノ 75%、ホテル 11%、ショッピングモール（モール）5%、その他の分野 9%となっている。「シンガポールのマリーナベイ・サンズ収益（2013年）内訳」は以下のとおりである。（図表 3-8）

図表 3-8 シンガポールのマリーナベイ・サンズ収益（2013年）内訳



マリーナベイ・サンズ 2013年収益内訳（千 USD）	
カジノ	2,363,140
ホテル	360,264
モール	153,840
その他	290,504
収益合計	3,167,748

（出典：Las Vegas Sands Corp 『Annual Report 2013』を基に

監査法人トーマツ作成）

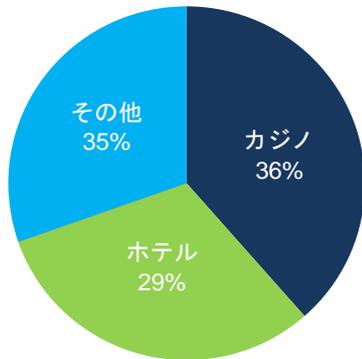
なお、マリーナベイ・サンズの事業別収益の合計金額は、「3.3 施設の種類、施設毎の規模（面積、売上等）、施設数の時系列推移」におけるマリーナベイ・サンズの純収益の金額と異なっている。これは、事業別収益の金額はコンプライメンタリーの提供による値引を控除していないことが要因である。また、ラスベガス・サンズ社は、各施設の事業別収益のうちカジノ、ホテル、モールの金額のみを個別開示し、その他の事業収益を開示していないが、年次報告書においてマリーナベイ・サンズ社の収益（2013年）のうちカジノ収益の割合は74.6%であると開示されていることから、合計金額を逆算し、差額をその他の事業収益としている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、ベネチアンラスベガス（パラッツォおよびサンズ・エキスポ・コンベンションセンターを含む）の場合、収益（2013年）の内訳はカジノ39%、ホテル31%、その他の分野30%となっている。「ネバダ州のベネチアンラスベガスの収益（2013年）内訳」は以下のとおりである。（図表3-9）

図表 3-9 ネバダ州ベネチアンラスベガスの収益（2013年）内訳

ベネチアンラスベガス 2013年収益内訳（千USD）	
カジノ	584,372
ホテル	472,518
その他	557,397
収益合計	1,614,287

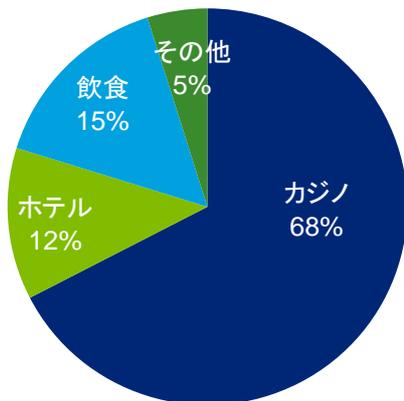


(出典 : Las Vegas Sands Corp 『Annual Report 2013』 を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、ボルガータの場合、収益 (2013 年) の内訳はカジノ施設 68%、ホテル 12%、飲食 15%、その他 5%となっている。「ニュージャージー州のボルガータの収益 (2013 年) 内訳」は以下のとおりである。(図表 3-10)

図表 3-10 ニュージャージー州のボルガータの収益 (2013 年) 内訳



ボルガータ 2013 年収益内訳 (千 USD)	
カジノ	615,734
ホテル	113,195
飲食	140,292
その他	44,295
収益合計	913,518

(出典：Casino Control Commission『Annual Report 2013』を基に監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、制度として IR 開発法は存在するものの、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む複合施設は存在しない。なお、オーストラリア・ニュージーランドゲーミング協議会 (Australasian Gaming Council) 「カジノ業界調査 2009-10」によるとオーストラリア全体では、カジノ施設の売上高 (2009-2010 年) の内訳は、ゲーミング 78%、飲食 13%、宿泊 5%、その他 4%となっている。

### 3.5. 運営形態 (IR の一体性 (運営主体等) 、委託等が可能な業務範囲)

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、2ヶ所ある IR のうち、マリーナベイ・サンズの運営主体であるマリーナベイ・サンズ社 (Marina Bay Sands Pte. Ltd.) は、ラスベガス・サンズ社の年次報告書 (2013 年) によると、ラスベガス・サンズ社の 100%子会社である。マリーナベイ・サンズ社は、現地法人として、カジノ施設、ホテル、MICE 施設等を所有直営方式により自社で運営している。

また、ゲンティン・バーハッド社のウェブサイトおよびゲンティン・シンガポール社の年次報告書 (2013 年) によると、リゾート・ワールド・セントーサの運営主体であるリゾート・ワールド・アット・セントーサ社 (Resorts World at Sentosa Pte. Ltd.) は、ゲンティン・シンガポール社の子会社である。ゲンティン・バーハッド社は、ゲンティン・シンガポール社の持分の 52.5%を所有している。ゲンティン・シンガポール社は、ゲンティン・バーハッド社のグループ内で、

シンガポールを含むアジア太平洋地域や欧州等で、主にアミューズメントおよび総合レジャー開発を担当している。

シンガポールでは、カジノ施設の運営業務は、カジノ運営事業者向けライセンス保有者以外運営ができないと、カジノ管理法<sup>4</sup>で規定されている。

## **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、MGM リゾーツ・インターナショナル社がネバダ州内に所有するカジノ施設を含む複合施設のうち、マンダレイベイ（Mandalay Bay）を運営するマンダレイリゾーツグループ（Mandalay Resort Group）は MGM リゾーツ・インターナショナル社の 100%子会社である。

## **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、ボルガータ、およびシーザーズ・アトランティックシティについて記載する。

ボルガータは、マリーナ地区開発会社（Marina District Development Company, LLC）が所有し、運営している。マリーナ地区開発会社の持株会社であるマリーナ地区開発ホールディングス社（Marina District Development Holding LLC（MDDHC））は、ボイドゲーミング社（Boyd Gaming Corporation）および MGM リゾーツ・インターナショナル社との間の合弁会社として設立され、それぞれの子会社を通じて 50%ずつの株式を所有していた。なお、MGM リゾーツ・インターナショナル社が 2010 年に所有株式を処分信託に譲渡した。

---

<sup>4</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 43

シーザーズ・アトランティックシティは、ニュージャージー州に所在するボードウォーク・リージェンシー (Boardwalk Regency Corporation) が所有、運営を行っている。ボードウォーク・リージェンシーは同じくニュージャージー州に所在するシーザーズ・ニュージャージー (Caesars New Jersey, Inc.) の 100% 子会社であり、シーザーズ・ニュージャージーはフロリダ州のシーザーズワールド (Caesars World, Inc.) の 100%子会社である。シーザーズワールドは、シーザーズエンターテインメント (Caesars Entertainment Corporation) の子会社である CEOC (Caesars Entertainment Operating Company, Inc.) の 100%子会社である。

ニュージャージー州では、カジノ施設の運營業務は、カジノライセンス保有者以外できないと、カジノ管理法<sup>5</sup>で規定されている。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、制度として IR 開発法は存在するものの、IR 開発法に基づき設立されたカジノ施設を含む複合施設は存在しない。しかし、ホテルを含むカジノ施設はある。

---

<sup>5</sup> Casino Control Act 5:12-82

## 第 4 章

### カジノ運営（規制的側面）

## 4. カジノ運営（規制的側面）

### 4.1. 運営者等規制

#### 4.1.1. 免許交付対象・要件

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ運営に係るライセンス交付対象・要件について、カジノ管理法<sup>6</sup>、シンガポールカジノ諸規則（特定従業員のライセンス）<sup>7</sup>、およびシンガポールカジノ諸規則（アレンジメント業務）<sup>8</sup>において規定されている。

カジノ運営事業者、特定従業員（Special Employee）、ジャンケット業者（International market agent）またはその代表者（International market agent representative）がライセンス交付対象となっている。

カジノ運営事業者向け、特定従業員向け、ジャンケット業者またはその代表者向けライセンスについて、「シンガポールの交付対象とその要件」は、以下のとおりである。（図表 4-1）

図表 4-1 シンガポールの免許交付対象とその要件

免許交付対象	要件
カジノ運営事業者	カジノ施設を運営する事業者。
特定従業員	ゲーミングに従事する従業員。その業務内容に応じて、カテゴリーA/ B/ C1/ C2 の 4 種類に分かれてい

<sup>6</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 43, Part V Special Employees 80, Part VI Casino Operations Division 2 — Gaming measures 110A

<sup>7</sup> Casino Control (Licensing of Special Employees) Regulations 2009 “FIRST SCHEDULE Categories of Special Employee Licences”, Part I Preliminary 4

<sup>8</sup> Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part II Application for International Market Agent Licence or International Market Agent Representative Licence 7, 9

	<p>る。全てのカテゴリーにおいて 21 歳以上であること、破産経験およびギャンブルによる金銭問題がないことが要件となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● カテゴリーA：カジノ経営に関する業務 (例：CEO)</li> <li>● カテゴリーB：マネージャー業務 (例：ピットマネージャー)</li> <li>● カテゴリーC1：カジノに係る業務 (例：ディーラー)</li> <li>● カテゴリーC2：ゲーミング機器等のメンテナンスに關与する技術職</li> </ul>
<p>ジャンケツ業者またはその代表者</p>	<p>アレンジメント業務に従事する事業者。カジノ運営事業者の保証書があること、破産経験およびギャンブルによる金銭問題がないこと、また、代表者の場合は 21 歳以上であることが要件となる。</p>

(出典：Casino Control Act Part III Licensing of Casinos 43, Part V Special Employees 80, Part VI Casino Operations Division 2 — Gaming measures 110A, Casino Control (Licensing of Special Employees) Regulations 2009 “FIRST SCHEDULE Categories of Special Employee Licences”, Part I Preliminary 4, Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part II Application for International Market Agent Licence or International Market Agent Representative Licence 7, 9 を基に監査法人トーマツ作成)

いずれの場合にも、申請者の適性等についての背面調査が実施され、要件を満たした場合にのみライセンスが付与される。

また、その申請に際して、特定従業員の申請はカジノ運営事業者が代行し、ジャンケット業者またはその代表者の申請時にはカジノ運営事業者の保証書が必要となる。

そのほか、カジノ管理法<sup>9</sup>によれば、シンガポールでは、ゲーミング機器の製造・供給事業者 (Manufacturers / Suppliers of Gaming Machines) およびゲーミング設備の検査業者 (Test Service Providers for Gaming Equipment) は、ライセンスを取得する必要はないものの、カジノ規制機構に対し届出を行い、認可を受ける必要がある。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、制限なしライセンス (Nonrestricted License) と制限付きライセンス (Restricted License) があり、ネバダ州法 463 章<sup>10</sup>およびネバダ州諸規則<sup>11</sup>に規定されている。

制限なしライセンスは、16 台以上のスロットマシンを保有しているカジノ運営事業者、スロットマシンおよび他のゲーミング機器・レースブック (Race Book)、スポーツブック (Sports Book) を保有するカジノ運営事業者、複数の場所にスロットマシン (Slot machine route) を設置することで報酬を受領している事業者、カジノ施設間リンクシステム (Inter-casino linked system) を運営

---

<sup>9</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 1 — Casino layout, games, gaming machines, etc. 103A

<sup>10</sup> NRS463.0177 “Nonrestricted license” and “nonrestricted operation” defined, NRS463.0189 “Restricted license” and “restricted operation” defined, NRS463.650 License required for manufacture, selling or distribution of gaming device, cashless wagering system, mobile gaming system or interactive gaming system for use or play in Nevada; exceptions; applicability of NRS 463.482 to 463.645, inclusive; certain persons conducting business in Nevada to submit copy of registration with Attorney General of the United States to the Board; unlawful to distribute certain items to jurisdictions where such items are illegal.

<sup>11</sup> 15.530-1 Individual Licensing of stockholders of corporate licensee.

するカジノ運営事業者、モバイルゲーミングシステム (Mobile gaming system) を運営するカジノ運営事業者が交付対象となる。また、ゲーミング・コントロール・ボードの個人向け制限無しライセンス申請者向けインストラクション (Instructions to Applicants For a Nonrestricted License As An Office, Director, Key Employee, Or Like Position) によると、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者の経営陣 (Officers) 、取締役 (Directors) 、特定従業員 (Key Employee) が免許交付対象となるほか、当該ライセンスを保有するカジノ運営事業者の株式を 5%以上保有している個人投資家および出資先に対して影響力がある持株会社の役員・取締役・従業員が交付対象となっている。なお、特定従業員とは、従業員を直接監督する者、ゲーミングを行う場所のマネージャーもしくは管理者、賭け率や予想点差を決定する者、年間報酬が 400 千 USD を超える者、信用取引への影響力がある者、または給付金や手当等を決定する権限がある者を指す。

制限付きライセンスは、保有するスロットマシンの台数が 15 台以下で、他にゲーミング機器やレースブック、スポーツブックを保有しないカジノ運営事業者が交付対象となる。また、ゲーミング・コントロール・ボードの個人向け制限つきライセンス申請者向けインストラクション (Instructions To Applicants For A Restricted License As An Officer, Director, Key Employee, Or Like Position) によると、制限付きライセンスを保有するカジノ運営事業者の経営陣 (Officer) 、取締役 (Director) 、特定従業員 (Key Employee) が免許交付対象となる。

ゲーミング機器の製造事業者・流通事業者・販売事業者向けライセンス (License as a manufacturer, distributor or seller of gaming devices) は、主にゲーミング機器およびアナログ機器 (ダイス・カード含む) の製造

(Manufacture)、企画 (Produce)、プログラミング (Program)、デザイン (Design)、改良 (Modification)、もしくは販売、流通を行う事業者が交付対象である。

「ネバダ州における免許の概要」は以下のとおりである。(図表 4-2)

図表 4-2 ネバダ州における免許の概要

免許種別	免許交付対象	要件
制限なしライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ運営事業者</li> <li>● カジノ運営事業者に係る個人</li> <li>● カジノ運営事業者の株主</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ運営事業者の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 16 台以上のスロットマシンを保有しているカジノ運営事業者</li> <li>・ スロットマシンおよび他のゲーミング機器・レースブック、スポーツブックを保有するカジノ運営事業者</li> <li>・ 複数の場所にスロットマシンを設置することで報酬を受領している事業者</li> <li>・ カジノ相互管理システムを運営するカジノ運営事業者</li> <li>・ モバイルゲーミングシステムを運営するカジノ運営事業者</li> </ul> </li> <li>● カジノ運営事業者に係る個人の場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ運営事業者の経営陣</li> <li>・ カジノ運営事業者の取締役</li> <li>・ 特定従業員</li> </ul> </li> <li>● カジノ運営事業者の株主</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ運営事業者の株式を 5%以上保有している個人投資家</li> <li>・ カジノ運営事業者の株式を 5%以上保有しており、出資先に対して影響力がある持株会社の役員・取締役・従業員</li> </ul>
制限付きライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ運営事業者</li> <li>● カジノ運営事業者に係る個人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ運営事業者の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有するスロットマシンの台数が 15 台以下で、他にゲーミング機器やレースブック、スポーツブックを保有しないカジノ運営事業者</li> </ul> </li> <li>● カジノ運営事業者に係る個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カジノ運営事業者の経営陣</li> <li>・ カジノ運営事業者の取締役</li> <li>・ 特定従業員</li> </ul> </li> </ul>
ゲーミング機器の製造事業者・流通事業者・販売事業者向けライセンス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 製造事業者</li> <li>● 流通事業者</li> <li>● 販売事業者</li> </ul>	ゲーミング機器およびアナログ機器（ダイス・カード含む）の製造 (Manufacture)、企画 (Produce)、プログラミング (Program)、デザイン (Design)、改良 (Modification)、もしくは販売、流通を行う事業者

(出典 : NRS 463.0177 “Nonrestricted license” and “nonrestricted operation” defined., NRS 463.0189 “Restricted license” and “restricted operation” defined. NRS 463.650 License required for manufacture, selling or distribution of gaming device, cashless wagering system, mobile gaming system or interactive gaming system for use or play in Nevada; State Gaming Control Board: Instructions To Applicants For A Nonrestricted License As An

Officer, Director, Key Employee, Or Like Position を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、カジノライセンス (Casino license) の取得対象は、カジノ管理法<sup>12</sup>に規定されている。

ニュージャージー州では、カジノ運営事業者、特定従業員 (Key Employee) 、およびカジノサービス産業企業 (Casino Service Industry Enterprises) がカジノライセンスの取得対象となっている。「ニュージャージー州のライセンス取得対象者の要件」は、以下のとおりである。(図表 4-3)

(図表 4-3) ニュージャージー州のライセンス取得対象者の要件

ライセンス取得対象者	要件
カジノ運営事業者	以下の者はカジノ運営事業者のライセンスを取得しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"><li>● カジノ管理委員会が承認したカジノ施設を所有、または購入する契約を保有する業者</li><li>● カジノ施設がある土地を所有する業者</li><li>● カジノ施設を運営する業者</li><li>● カジノ施設の賃貸業者</li></ul>
特定従業員	特定従業員は、カジノライセンス取得企業、取得企業の持ち株会社、または中間持ち株会社の従業員が特定従業員のライセンス取得対象となっており、具体的な対象者は以下のとおりである。

<sup>12</sup> Casino Control Act 5:12-82, 5:12-89, 5:12-92

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ピット管理者 (ピットボス)</li> <li>● シフト管理者 (シフトボス)</li> <li>● 与信監督者</li> <li>● カジノ管理者</li> <li>● IT システム監督者</li> <li>● ジャンケット監督者</li> <li>● マーケティングディレクター</li> <li>● カジノセキュリティ監督者</li> <li>● カジノ管理委員会の指示によりライセンスの取得を義務付けられた者</li> </ul>
<p>カジノサービス産業企業</p>	<p>カジノ施設、ゲーミング活動、インターネットゲーミング活動に直接的に関連する物品またはサービスを提供する業者は、カジノサービス産業企業のライセンス対象となっており、具体的な対象者は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゲーミング機器製造業者</li> <li>● ゲーミング機器納入業者</li> <li>● ゲーミング機器修理業者</li> <li>● その他の商品および役務提供者</li> <li>● ジャンケット業者</li> </ul>

(出典 : Casino Control Act Licensing 5:12-7, 5:12-9, 5:12-12, 5:12-82, 5:12-89, 5:12-91, 5:12-92 を基に監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、ライセンスの交付対象について、カジノ管理法<sup>13</sup>およびゲーミング機器法 (Gaming Machine Act 1991) <sup>14</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者、従業員 (employees)、特定従業員 (key employees)、カジノ機器メーカー、カジノ機器の販売業者 (dealers) および製造業者 (manufacturers)、モニタリングやカジノ機器の試運転を行う事業者および個人事業主もライセンス (licence) 交付対象となる。特定従業員とは、カジノ施設の経営職に就く者、カジノ施設の運営に携わる者等とカジノ管理法<sup>15</sup>に規定されている。

「オーストラリア (クイーンズランド州) の免許交付対象」は以下のとおりである。(図表 4-4)

図表 4-4 オーストラリア (クイーンズランド州) の免許交付対象

ライセンスの種類	交付対象者
カジノ ライセンス	<ul style="list-style-type: none"><li>● カジノ運営事業者</li></ul> <p>【参考】カジノライセンス交付先</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ブレイクウォーターアイランド (Breakwater Island Limited (Jupiters Townsville Hotel and Casino))</li></ul>

<sup>13</sup> Casino Control Act 1982 Part 3 Casino licences 20,21, Part 4 Licensing of employees of Casinos Division 1 Preliminary 34

<sup>14</sup> Gaming Machine Act 1991, Part 4 Licensing of monitoring operators, dealers and testing facility operators, Division 1

<sup>15</sup> Casino Control Act 1982 Schedule Dictionary

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジュピターズカストディアン (Jupiters Custodian Pty Ltd (Jupiters Casino))</li> <li>・ ジュピターズ (Jupiters Limited (Treasury Casino))</li> <li>・ リーフコーポレートサービス (Reef Corporate Services Limited (The Reef Hotel Casino))</li> </ul>
<p>カジノ従業員 ライセンス</p>	<p>以下の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理およびそれに付随する業務 (Administrative and incidental operations)</li> <li>● 財務および会計業務 (Cash and accounting operations)</li> <li>● カジノ宣伝、ジャンケット向け宣伝 (Casino promotions, including junket promotions)</li> <li>● ゲームの監督 (Games supervision)</li> <li>● ゲーム取引 (Games dealing)</li> <li>●ゲーミング機器運営 (Gaming machine operations)</li> <li>● 内部監査 (Internal audit operations)</li> <li>● キノ運営 (Keno gaming operations)</li> <li>● セキュリティ運営 (Security operations)</li> <li>● 監視運営 (Surveillance operations) 等</li> </ul>
<p>カジノ特定従業員 ライセンス</p>	<p>上記業務の管理に加えて、以下の業務に従事する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ経営管理 (Casino executive management)</li> <li>● カジノ経営 (Casino management) 等</li> </ul>

サービス請負業者・サプライヤーライセンス	以下の業務に従事する事業者および個人事業主 <ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ機器製造</li> <li>● カジノ機器販売</li> <li>● カジノ機器のモニタリング</li> <li>● カジノ機器の試運転</li> </ul>
----------------------	---

(出典：Casino Control Regulation 1999 Part 3 Licensing of employees of casinos 15 List of types of work for casino key employees, 16 List of types of work for casino employee Gaming Machine Act 1991, Part 4 Licensing of monitoring operators, dealers and testing facility operators, Division 1 を基に監査法人トーマツ作成)

カジノライセンスについては、酒類・ゲーム・レース担当室への財務諸表、信託証書 (trust deed) 等情報の提出が交付要件となっている。

#### 4.1.2. 免許/営業権の期間・根拠 (法令/契約)

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ運営事業者、特定従業員、ジャンケット業者またはその代表者向けの免許/営業権の期間についてカジノ管理法<sup>16</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (アレンジメント業務)<sup>17</sup>に規定されている。

このうち、カジノ運営事業者のライセンスについては、取消または放棄しない限り 3 年間有効となっている。特定従業員のライセンスについては、取消や停止をされない限り、ライセンスに記載されている期間中有効であるとされてい

<sup>16</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 52, Part V Special Employees 89

<sup>17</sup> Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part II Application for International Market Agent Licence or International Market Agent Representative Licence 17

る。ジャンケット業者またはその代表者のライセンスについても、失効または取消されない限り、3年間を超えない期間にわたって有効であるとされている。

## **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、ネバダ州法 463 章およびネバダ州諸規則において、制限なしライセンス、制限付きライセンス、ゲーミング機器の製造事業者・流通事業者・販売事業者向けライセンスの免許/営業権の期間を確認できなかった。

## **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、ライセンス等の有効期限はなく、ライセンス取得者は、5年毎にゲーミング法執行局に申請時と同様の書類の提出が求められる（株主や経営者等の変更等の場合は都度変更事項を提出する）と、カジノ管理法<sup>18</sup>に規定されている。

## **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

オーストラリア（クイーンズランド州）では、カジノ運営事業者、従業員、特定従業員のライセンス有効期間について、カジノ管理法<sup>19</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者に対するライセンスについては、酒類・ゲーム・レース担当室による取消、または、ライセンス保有者自身によりライセンスが放棄されない限り有効である。従業員および特定従業員に対するライセンスには、以下の事項が発生しない限り有効である。

- 従業員が死亡した場合

---

<sup>18</sup> Casino Control Act 5:12-87.1, 5:12-89, 5:12-95

<sup>19</sup> Casino Control Act 1982 Part 3 Casino licences 23

- 酒類・ゲーム・レース担当室による取り消し、もしくは所有者が放棄した場合
- 退職後 12 ヶ月経過した場合

#### 4.1.3. 背面調査 (対象・範囲・内容)

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ運営事業者、特定従業員、ジャンケット業者またはその代表者向けのライセンス交付に際して、背面調査を実施することが、カジノ管理法<sup>20</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (アレンジメント業務)<sup>21</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者に対しては、誠実性等に関する評判、財務情報、組織構造、運営資金、経営能力等についての背面調査が実施されるほか、財務情報、事業計画、再投資計画等、関連情報の提出を求められる場合がある。また、誠実性等に関する評判や経営難に陥っている個人・法人等と業務上の関係を持っているかどうかも考慮されるほか、カジノ規制機構が申請者の経営に関与するとみなす個人 (ディレクター、パートナー等) についても、その役職における適切な能力を有しているかが判断される。また、その申請者が市場の需要や業界基準を満たし、シンガポールの観光産業に資する IR を開発、維持、および推進していくことが可能か否かも併せて判断される。そのほか、カジノ運営事業者の場合には、評価審査会 (Evaluation Panel、大臣が任命した 3 名の委員で構成) にお

---

<sup>20</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 44, 455, 45A, 46, 47, 48, 49, Part V Special Employees 80, 81, 82, 83, 84, 84, 85, 86, 87, 88

<sup>21</sup> Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part II Application for International Market Agent Licence or International Market Agent Representative Licence 10

いて、IR に対する評価が実施される。評価審査会は、IR について、来場者にとっての魅力度、業界基準との比較、市場の需要を満たすかどうか、およびシンガポール観光産業への貢献度について評価を行う。評価に際して、カジノ運営事業者に対し、IR の収益性および財務情報 (IR の要素別の情報も含む) 、IR に係る再投資およびメンテナンス計画、IR を様々な観点からみた場合の業績評価指標、審査会が必要と判断するその他の情報や、IR への立ち入り調査等を求めることができる。

特定従業員については、誠実性、経歴、経済状態および誠実性に関する周囲からの評価、ならびに申請者の適性等についての背面調査が実施される。

ジャンケット業者またはその代表者に対しては、申請者自身および申請者の関係者、およびビジネス上の関係者を調査対象として、その適性を調査する。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、ライセンスの交付に際して、背面調査を実施することが、ネバダ州法 463 章<sup>22</sup>に規定されている。

制限なしライセンス交付対象のカジノ運営事業者は、以下の項目を記載した申請書類 (Forms and Application) を、ゲーミング・コントロール・ボードに提出し、ゲーミング・コントロール・ボードによる調査、ヒアリングを受けたのち、ゲーミング委員会による承認を経て、ライセンスが交付される。

「ネバダ州におけるライセンス申請者の主な記載事項」は以下のとおりである。(図表 4-5)

---

<sup>22</sup> NRS463.1405 Investigation of qualifications of applicants and observation of conduct of licensees and other persons by Board; absolute powers of Board and Commission.

図表 4-5 ネバダ州におけるライセンス申請者の主な記載事項

ライセンス申請書の主な記載事項 (カジノ運営事業者)
<ul style="list-style-type: none"> <li>● カジノ運営事業者の基本情報 (会社名や本社所在地、等)</li> <li>● 事業計画 (施設概要、ゲーミング機器の数、等)</li> <li>● 財務情報 (開業前の財務情報、開業費用、開業後のキャッシュ・フロー予測、等)</li> <li>● 会社組織図</li> <li>● マーケティングのプラン</li> <li>● 経営陣の体制図</li> <li>● 従業員の情報 (人数、セキュリティ番号、生年月日、過去の職歴、等)</li> <li>● 内部統制の概要</li> <li>● 会計監査を担当している会計事務所、およびその担当者</li> </ul>

(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Instructions』 および 『Forms and Applications』 を基に監査法人トーマツ作成)

制限なしライセンス交付対象の個人は、交付対象の個人は基本情報 (住所、氏名等)、保有資産の状況、等の詳細な個人情報を記載した申請書類を、ゲーミング・コントロール・ボードに提出し、ゲーミング・コントロール・ボードによる調査、ヒアリングを受けたのち、ゲーミング委員会の承認を経て、ライセンスが交付される。

制限付きライセンス交付対象のカジノ運営事業者は、事業者の基本情報、経営陣・取締役・従業員・株主の個人情報 (家族構成、職歴、逮捕歴、等) を記載した申請書類を、ゲーミング・コントロール・ボードに提出し、ゲーミング・コントロール・ボードによる調査、ヒアリングを受けたのち、ゲーミング委員会の承認を経て、ライセンスが交付される。

制限付きライセンス交付対象の個人は、基本情報（住所、氏名等）を記載した申請書類をゲーミング・コントロール・ボードに提出し、ゲーミング・コントロール・ボードによる調査、ヒアリングを受けたのち、ゲーミング委員会の承認を経て、ライセンスが交付される。

また、背面調査は制限なしライセンスを申請した全ての個人（特定従業員等）に対して、ゲーミング・コントロール・ボードが実施する。背面調査は、申請者の誠実性や適格性を測ることを目的として実施される。

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、背面調査の実施のためすべてのライセンス申請者に対し、氏名、住所、指紋、および犯罪歴等の記録を提出することを、カジノ管理法<sup>23</sup>で規定されている。また、カジノ施設の従業員についても背面調査の対象となり、カジノ施設の従業員の氏名、住所、指紋、犯罪歴情報等を基に背面調査が行われることがカジノ管理法<sup>24</sup>で規定されている。

「ニュージャージー州におけるカジノ運営事業者のライセンス申請書の主な記載事項」は以下の通りである。（図表 4-6）申請者は下記に加えて開示書類（財務諸表、年次報告書、四半期報告書、中間報告書、および税務申告書等）の提出が同様に求められている。

(図表 4-6) ニュージャージー州におけるライセンス申請書の  
主な記載事項（カジノ運営事業者）

記載項目
------

<sup>23</sup> Casino Control Act 5:12-84

<sup>24</sup> Casino Control Act 5:12-91

- 事業概要（過去行っていた事業等）
- 経営者、役員（過去在籍者を含む）およびその報酬
- ボーナス、プロフィットシェアリング、年金プラン等の名称等
- 発行済株式の種類、株式数、株主等
- 主な債務先の内訳
- 主な契約およびサプライヤーの内訳
- 内部取引の内訳
- 保有有価証券の内訳
- 犯罪歴、法令違反の有無
- 破産および債務不履行

（出典：Division of gaming Enforcement 『Business Entity Disclosure Form Corporate』を基に監査法人トーマツ作成）

また、特定従業員は、書類調査に際し、過去勤務したカジノ施設、カジノ施設以外の勤務先、および個人の正味財産報告書等の情報について、カジノ管理委員会への提出が求められる。

#### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

オーストラリア（クイーンズランド州）では、カジノ運営事業者、従業員、特定従業員向けのライセンス交付に際して、背面調査を実施することがカジノ管理法<sup>25</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者に対しては、誠実性、財務状況、経営能力等についての背面調査が実施される。特定従業員およびその他従業員に関しては、誠実性、経歴、経済状況等の背面調査が実施される。

#### **4.1.4. 外資規制**

##### **(1) シンガポール**

シンガポールでは、カジノ管理法およびシンガポールカジノ諸規則において、外資規制は確認できなかった。

##### **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、ネバダ州法 463 条およびネバダ州諸規則において、外資規制は確認できなかった。

##### **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、ニュージャージー州外で設立された企業によるカジノライセンスを取得できないと、カジノ管理法<sup>26</sup>に規定されている。ただし、ニュージャージー州外（アメリカ合衆国外を含む）で設立された企業であっても、ニュージャージー州に設立された子会社はカジノライセンスを取得できる。

##### **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

---

<sup>25</sup> Casino Control Act 1982 Part 3 Casino licences 30

<sup>26</sup> Casino Control Act 5:12- 82

オーストラリア（クイーンズランド州）では、カジノ運営事業者に対する外資規制はないものの、外資審査会（Foreign Investment Review Board、以下 FIRB）への届出が求められる。ただし、単一外資系企業の議決権比率が 10%を超える場合には、ライセンス審査時の酒類・ゲーム・レース担当室による背面調査対象となる。

## 4.2. 営業規制

### 4.2.1. 委託等が可能な業務範囲（外部委託パターン）

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ施設の運営業務は、カジノ運営事業者向けライセンス保有者以外ができないと、カジノ管理法<sup>27</sup>で規定されている。

（「3.5. 運営形態（IR の一体性（運営主体等）、委託等が可能な業務範囲）」参照）

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、カジノ施設の運営業務は、カジノ運営事業者向けライセンス保有者以外ができないと、ネバダ州諸規則<sup>28</sup>で規定されている。

（「3.5. 運営形態（IR の一体性（運営主体等）、委託等が可能な業務範囲）」参照）

#### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

---

<sup>27</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 43

<sup>28</sup> 4.010 Application general

ニュージャージー州では、カジノ施設の運営業務は、カジノライセンス保有者以外できないと、カジノ管理法<sup>29</sup>で規定されている。

(「3.5. 運営形態 (IR の一体性 (運営主体等) 、委託等が可能な業務範囲) 」参照)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

クイーンズランド州では、カジノ管理法において、外部委託についての規定は確認できなかった。

### 4.2.2. 内部統制 (内部管理体制)

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ運営事業者およびジャンケット業者が遵守すべき内部統制について、カジノ管理法<sup>30</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (内部統制)<sup>31</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者およびジャンケット業者に対し、カジノ運営およびアレンジメント業務 (Casino marketing arrangement) を行う場合には、適切な内部統制システムを導入することが義務付けられており、カジノ規制機構が発行した「カジノ運営事業者に係る内部統制規範 (Internal Controls Code for Casino Operators) 」および「ジャンケット業者に係る内部統制規範 (Internal Controls Code for International Market Agents) 」に準拠することが規定されている。

---

<sup>29</sup> Casino Control Act 5:12-82

<sup>30</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VIII Casino Internal Controls 140, 141, 142, 143, 144, 144A, 145

<sup>31</sup> Casino Control (Internal Controls) Regulations 2013 Part II Internal Controls Requirements and Approval of Specified Internal Controls 4, 5

また、特にマネー・ローンダリング防止、銀行取引、会計記録の保持や監査について、内部統制システムを整備・運用することが規定されている。そのほか、カジノ運営事業者は、カジノ規制機構に対しカジノの運営に係る報告書を提出する義務を負っており、その提出時期や報告項目については、カジノ規制機構が書面によりその都度通知するものとしている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、カジノ運営事業者に対し、カジノ運営を行う場合には、適切な内部統制を導入することが義務付けられており、カジノ運営事業者が遵守すべき内部統制について、MICSを規定している。MICSでは、主にケージの運営や各ゲーミングの実施に係る内部統制について記載している。

カジノ運営事業者は、内部統制の整備状況を文書化したものをゲーミング・コントロール・ボードに提出し、ゲーミング委員会の承認を得る必要がある。

MICSの項目は以下のとおりである。

- MICS 導入の経緯
- ビンゴ
- ケージと与信
- カードゲーム
- IT 技術
- インタラクティブゲーミング
- エンターテイメント
- キノ
- パリミチュエル方式の賭博
- レースおよびスポーツ

- スロット
- テーブルゲーム

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、すべてのカジノライセンス申請者に対し、ゲーミングおよびギャンブル業務に係る内部手続、全般的および会計業務に係る内部統制システムを構築し維持することが、カジノ管理法<sup>32</sup>に規定されている。また、ゲーミング法執行局規則<sup>33</sup>で、その詳細について主に以下について規定している。

- 会計記録
- 標準財務および統計レポート
- 年度監査
- テーブルゲームにおける手続き
- スロットマシンにおける手続き
- コンプリメンタリーサービス
- カジノ・コンピューターシステム 等

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

---

<sup>32</sup> Casino Control Act 5:12-99

<sup>33</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69D

オーストラリア（クイーンズランド州）では、カジノ運営事業者が遵守すべき内部統制について、カジノ管理法<sup>34</sup>に規定されている。

すべてのカジノ運営事業者は、ゲーミング事業に係る内部統制手続、全般的、コンピューターシステムおよび会計回りの内部統制システムを構築・維持しなければならない。また、内部統制の文書化を行い、酒類・ゲーム・レース担当室に提出し、承認を得る必要がある。例えば、カジノ運営事業者はコントロールシステムに関する書類を提出（control system submission）しなければならない。免除が無い限り以下の事項を提出書類に記載する必要がある。

- 会計システムおよび手続
- 管理システムおよび管理上の手続
- コンピューターソフトウェア
- カジノ業務に係る業務の手順
- カジノ業務のメンテナンス、セキュリティー、機器の保管・運搬の手順
- ゲーミングにおける賭博、勝ち金の支払、セキュリティーファシリティ（security facilities）の使用・運用の手順

ただし、上記の内容は酒類・ゲーム・レース担当室が不必要と判断した場合には、記載しなくても良い。

カジノ運営事業者はカジノ施設の運営における取引を記録した全ての文書を保管しておくこと、酒類・ゲーム・レース担当室の認定する銀行口座を使用することが義務付けられている。その他にも、損益計算書と貸借対照表等を年に1度、酒類・ゲーム・レース担当室に提出することが義務付けられている。

---

<sup>34</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operation 62AA

### 4.2.3. 監視

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ施設の監視について、カジノ管理法<sup>35</sup>およびシンガポールカジノ諸規則（運営状況の調査・監視）<sup>36</sup>に規定されている。

カジノ規制機構によるカジノ運営事業者および顧客に対する監視として、カジノ規制機構に所属する査察官（Inspector）による監視制度を導入している。査察官は逮捕権を付与され、以下の業務を行っている。

- カジノ施設内の状況や運営の監視、およびゲーミング機器やカジノに関する記録の検証（カジノ管理法などの法令等、ライセンスに係る条件、カジノ規制機構からの命令（Direction）をカジノ運営事業者が遵守しているかどうかの確認）
- カジノ施設内における現金の取り扱いの監視
- カジノ施設内におけるカジノ管理法への違反行為を発見するための援助
- ゲーミングに関する顧客からの苦情収集と調査
- カジノ規制機構に対し、カジノ施設の運営に関する報告書の提出・カジノ施設での現金取扱い、および集計の監視
- カジノ管理法にて査察官に委任されるそのほか全ての業務の実施

なお、シンガポール警察当局（Singapore Police Force）のウェブサイトによると、シンガポールのカジノ施設では、査察官のほか、警察当局内のカジノ犯罪調査部門が、カジノ施設でのゲーミング運営に影響を与える全ての違反行為の防

---

<sup>35</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part II Casino Regulatory Authority of Singapore Division 3 — Provisions relating to staff and inspectors 14, 15, Part XII Enforcement Powers and Proceedings 182

<sup>36</sup> Casino Control (Surveillance) Regulations 2009 Part II Surveillance Code and Surveillance Plan 3, Part III Regulatory and Enforcement Powers 9

止、発見、および調査を行っているほか、カジノ管理法パート 11<sup>37</sup>で禁止されている犯罪行為を取り締まっている。カジノ管理法パート 11 で禁止されている犯罪行為は、以下のとおりである。

- ゲームで配られるカード枚数を計算または記録する機械、偽装チップやサイコロ、または偽装チップを作るための機械の保有または使用
- ゲーミング機器の動作に対する妨害や不正行為
- ゲーミング実施に関する不正行為
- カジノ施設外での計 10 千 SGD 以上のチップの保有
- チップ、バウチャー、クーポンの偽造
- 特定従業員ライセンス保有者または査察官への成りすまし
- 他人の身分証明書を使用した成りすましによるカジノ施設への入場
- 犯罪防止や治安維持などのために情報提供を求める警察官に対し、情報提供を拒否する行為
- 査察官または警察官による調査の際、査察官または警察官への情報提供を拒否する行為
- カジノ規制機構や査察官へ提出しなければならない書類の破棄または偽装
- カジノ規制機構、査察官、または警察官への重要な虚偽の情報の報告
- カジノ規制機構、査察官、または警察官の捜査を妨害する行為

また、シンガポールでは、査察官およびカジノ犯罪調査部門のほか、警視総監、および警視総監より権限を委譲された警察官（管理者以上の職位に限る）が、安全や法令等を脅かす者や犯罪行為などの脅威を防止するため、カジノ運営事業者およびその従業員に対し、情報提供を求めるなどの調査を行う場合がある。

---

<sup>37</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part XI General Offences 171, 172, 172A, 173, 174, 175, 175A, 175B, 176, 177, 178, 179,

カジノ施設における監視に関し、カジノ運営事業者に対しては、査察官の求めに応じ、カジノ監視システムによる画像や動画記録の提出、査察官の質問事項への回答、これらの画像や動画記録の保管を行うことが規定されている。

そのほか、カジノ規制機構が「監視規範 (Surveillance Code)」を発行しており、カジノ運営事業者はこれに準拠することが規定されている。ただし、「監視規範」はカジノ規制機構の判断で変更することができるほか、カジノ運営事業者の申請によりカジノ規制機構が修正・撤回する場合がある。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者に対する監視の基準について、監視基準<sup>38</sup>で規定されている。

カジノ運営事業者の年間の総ゲーミング収益 (GGR) が 15,000 千 USD 以上の場合、当該カジノ運営事業者の監視システム (Surveillance System) が監視室 (Surveillance room) によって維持、運営されることが監視基準で規定されている。また、払戻金額が 250 千 USD 以上のスロットマシン、およびプログレッシブジャックポット (Progressive jackpot) の金額が 25 千 USD 以上のテーブルゲームにおいては、監視カメラによって当該スロットマシンおよびテーブルゲームの監視を行うことが監視基準で規定されている。

## (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

---

<sup>38</sup> Surveillance Standards for Nonrestricted Licensees 2.010 Surveillance equipment

ニュージャージー州では、カジノ施設にゲーミング法執行局が承認した仕様に基づいた、有線方式の監視モニタリングシステム（CCTV）を設置することが、カジノ管理法<sup>39</sup>で規定されている。

カジノ施設における監視対象は、カジノ施設でゲーミングが行われているゲーミングテーブルおよびスロットマシン、ケージ、換金用機器、カウントルーム、現金やチップなどの保管庫、カジノ施設の入り口等である。監視カメラは場所や日時を特定し、録画され最低 7 日間保存される。モニタリングルームが設置され、他の部門から独立した監視部門（Surveillance department）の従業員が常時モニタリングを行う。

監視機器や監視体制の欠陥が発生している場合は、ゲーミング法執行局に報告しなければならない。また、監視カメラの設置場所や性能の向上、監視場所のライティングの変更、監視カメラシステムの追加・変更についても同様に報告を行う必要があることが、ゲーミング法執行局規則<sup>40</sup>に規定されている。

#### **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

オーストラリア（クイーンズランド州）では、セキュリティデバイス（security device）および査察官（inspector）について、カジノ管理法<sup>41</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、現金、チップ、バウチャー、紙片およびカジノ施設内で使用するその他紙類を預ける各ドロップボックス、またはそれに類似する容器に、認可されたセキュリティデバイスを 2 つ設置しなければならない。また、これらのセキュリティーデバイスについては、カジノ運営事業者が書面による申

---

<sup>39</sup> Casino Control Act 5:12-95.22, 5:12-98

<sup>40</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 5:12-69D

<sup>41</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operation 62AA

請を酒類・ゲーム・レース担当室に対して行わなければならない。担当室は、そのセキュリティデバイスが利用目的に適しているかの判断を行い、承認可否を決定する。承認可否は、必ず書面にてカジノ運営事業者へ通達しなければならない。もし否認する場合には、その理由および承認要件を満たすための変更要件を伝えなければならない。

また、酒類・ゲーミング・レース担当室によるカジノ運営事業者に対する監視として、州政府に所属する査察官を導入しており、カジノ運営事業者が法令等に準拠したカジノ運営を行っているかどうかを調査するため、カジノ施設内の検査、カジノ運営のモニタリングを行うことがカジノ管理法に規定されている。また、査察官は、顧客に対し、氏名と住所の証言および身分証明書の提示を行う権限を持つことが規定されている。

なお、対顧客の監視についてはカジノ管理法に規定されていない。

#### 4.2.4. 与信

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、与信について、カジノ管理法<sup>42</sup>およびシンガポールカジノ諸規則（与信）<sup>43</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、顧客に対して与信を提供し、また顧客から回収することができる。ただし、シンガポール国民または永住者（Citizen or Permanent Resident of Singapore）への与信提供については制限が設けられており、そのシンガポール国民または永住者がデポジット口座を開設する際、残高が 100 千

---

<sup>42</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) (CHAPTER 33A) Part VI Casino Operations, Division 2 — Gaming measures 108

<sup>43</sup> Casino Control (Credit) Regulations 2010 Part III Establishing and Maintaining Credit Account and Cheque-Cashing Account 11

SGD を超える場合（富裕層顧客（Premium Players）である場合）のみ、与信を提供することができる。与信は、カジノ運営事業者が顧客にチップを信用貸しすることにより行われる（ジャンケット業者が提供する与信については、「4.5. ジャンケット規制」参照）。

なお、カジノ運営事業者は、顧客に与信を提供した場合、関連書類を顧客との与信契約終了後最低 5 年間保管することが規定されている。

### **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、カジノ運営事業者が行う与信業務がネバダ州法 463 条<sup>44</sup>で許可されている。

また与信口座の設定にあたり、顧客情報、信用情報、与信限度を記録することが MICS<sup>45</sup>で規定されている。

### **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、以下の与信行為を認めていることが、カジノ管理法<sup>46</sup>に規定されている。

- 信用、あるいは前金の供与
- ゲーミングにより発生した損失相当額に対する債務の免除、あるいは融資等

---

<sup>44</sup> NRS463.368 Credit instruments: Validity; enforcement; redemption; penalties; regulations.

<sup>45</sup> Nevada Gaming Control Board - Minimum Internal Control Standards Cage and Credit

<sup>46</sup> Casino Control Act 5:12-101

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、カジノ施設におけるいかなる与信行為も認められていないことが、カジノ管理法<sup>47</sup>に規定されている。

なお、与信行為とは以下のことを指す。

- 信用賭け
- 融資 (ローン)
- 掛け売り
- クレジットカード決済での現金またはチップの提供
- 与信の付与
- 司法省長官の許可のない債務の免責・免除

#### 4.2.5. フロントマネー

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、デポジットについて、カジノ管理法<sup>48</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策) <sup>49</sup>に規定されている。

デポジットの対象は、現金、小切手、トラベラーズチェック、チップである。カジノ運営事業者は、上記対象を預け入れるためのデポジット口座を開設することができる。

---

<sup>47</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operations 66

<sup>48</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part I Preliminary —2, Part VI Casino Operations, Division 2 — Gaming measures 108

<sup>49</sup> Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2009 Part III Customer Due Diligence and Record-Keeping 7, 8, 11

また、カジノ運営事業者に対し、デポジットを顧客から受け取る際は、本人確認を行うこと、およびその証跡を記録することが規定されている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、デポジットとして現金および現金同等物の預け入れが許可されていると MICS<sup>50</sup>に規定されている。MICS では、現金同等物の例として小切手およびチップが挙げられているが、シーザーズエンターテイメント社のウェブサイトによるとラスベガス内の施設では、トラベラーズチェックの預け入れも認められている。

なお、顧客のフロントマネーの金額が富裕層顧客（VIP）のためのゲーミングサロン（Gaming Salon）への入場許可を判断するための基準となっており、フロントマネーが 300 千 USD 以上の顧客はネバダ州諸規則<sup>51</sup>によってゲーミングサロンへの入場が許可されている。

## (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、カジノ運営事業者に対する現金、認められたトラベラーズチェック、その他の現金同等物、および小切手の預け入れが認められていると、カジノ管理法<sup>52</sup>に規定されている。また、顧客がデポジットの預入れを行う際に、ケージの従業員は顧客の身分証明書を確認することがゲーミング規制部規則<sup>53</sup>に規定されている。そのほか、ケージの従業員は、顧客の氏名、預入れ

---

<sup>50</sup> Nevada Gaming Control Board - Minimum Internal Control Standards Cage and Credit

<sup>51</sup> 5.200 Licensing and operation of a gaming salon.

<sup>52</sup> Casino Control Act 5:12-101.1

<sup>53</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69D-1.24

金額、日付、デポジットの種類、および当該従業員のサインを記入した申請用紙 (Patron Deposit Forms) を作成する必要がある。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、デポジットについて、カジノ管理法およびカジノ管理規則<sup>54</sup>に規定されている。

顧客から現金、トラベラーズチェック、カジノ運営事業者への銀行引受小切手 (a bank cheque drawn in favour of the person and endorsed to the casino operator)、カジノ運営事業者からの小切手、カジノ管理法に規定された別の州または地域 (Territory) から交付されたカジノライセンスを持つカジノ運営事業者からの小切手、またはカジノ管理規則によって規定されている小切手でのデポジットの受け取りを認めている。

小切手に関しては、宛名がカジノ運営事業者名になっていること、先日付でないこと等の規則がある。なお、クレジットカードでの受け取りは認められていない。

#### 4.2.6. コンブ規制

##### (1) シンガポール

---

<sup>54</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operation 67, Casino Control Regulation 1999 Part 5 Casino operation 22

シンガポールでは、コンプリメンタリーについて、シンガポールカジノ諸規則（アレンジメント業務）<sup>55</sup>に規定されている。

ジャンケット業者に対して、顧客に提供したコンプリメンタリー総額の記録を保持するよう義務付けている。

## **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、コンプリメンタリーを提供した日時、提供したコンプリメンタリーの種類および価値、当該コンプリメンタリーの提供を許可した従業員のサイン、顧客の氏名を書面で記録することが MICS<sup>56</sup>に規定されている。

## **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、カジノライセンス取得は宿泊、飲食、移動手段、エンターテインメント、あるいはコイン、トークン、現金、もしくはコンプリメンタリープログラム等によって提供される項目以外に、顧客へのコンプリメンタリーを提供できないと、カジノ管理法<sup>57</sup>に規定されている。

顧客に提供したコンプリメンタリーの種類、金額はカジノ運営事業者によって日次で記録され、ゲーミング法執行局に報告される。

## **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

---

<sup>55</sup> Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part III Duties of Licensed International Market Agents and Licensed International Market Agent Representatives 29, 30

<sup>56</sup> Nevada Gaming Control Board - Minimum Internal Control Standards Cage and Credit

<sup>57</sup> Casino Control Act 5:12-102

オーストラリア（クイーンズランド州）では、コンプリメンタリー規制について、カジノ管理規則<sup>58</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、ジャンケット業者との契約を締結する際には、顧客に提供されるコンプリメンタリーの内容を含めなければならない。また、カジノ運営事業者が毎月当局に提出する報告書の中に、顧客へ提供されたコンプリメンタリーの内容を記載しなくてはならない。

### 4.3. 個別ゲーミング規制

#### 4.3.1. 個別ゲーミングの定義・ルール

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ施設で提供するゲームの許可を取得することについて、カジノ管理法<sup>59</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、自社が運営するカジノ施設内で提供するゲーミングについて、カジノ規制機構から書面による認可を得る必要がある。

カジノ規制機構が各社に対し認可した個別ゲーミングの定義・ルールについては、カジノ規制機構がウェブサイトにて公開しており、現在 11 ゲームが公開されている。「シンガポールのカジノ規制機構が公表している主なゲーミングの例示」は以下のとおりである。（図表 4-7）

図表 4-7 シンガポールのカジノ規制機構が公表している主なゲーミングの例示

ゲーミングの種類
----------

<sup>58</sup> Casino Control Regulation 1999 Part 6 Junkets31,39

<sup>59</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 1 — Casino layout, games, gaming machines, etc. 100

- バカラ (Baccarat Games)
- ダイス (Dice Games)
- ルーレット (Roulette Games)
- 半自動電子テーブルゲーム (Semi-Automated Electronic Table Games (ETGs))
- ブラックジャックおよびポンツーン (Blackjack and Pontoon Games)
- ポーカー (Poker Games)

(出典：Casino Regulatory Authority 『Game Rules』を基に監査法人トーマツ作成)

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、カジノ運営事業者がカジノ施設で提供することのできるゲームの種類について、ネバダ州諸規則<sup>60</sup>で規定されている。ゲーミング委員会によって承認されたゲームのみ顧客への提供が許可されている。

個別ゲームの定義・ルールについて、ゲーミング・コントロール・ボードのウェブサイトで 890 種類が公開されている。ゲーミング委員会によってゲームと承認され、ゲーミング・コントロール・ボードのウェブサイトで「ネバダ州におけるルールが規定されている主なゲーム」は以下のとおりである (図表 4-8)。なお、ここではゲーミング委員会によって承認されているゲームの中から、ネバダ州法 463 章においてゲームもしくはギャンブルゲームとして規定されているものを抜粋して記載している。

図表 4-8 ネバダ州におけるルールが規定されている主なゲーム

ゲーミングの種類
----------

<sup>60</sup> NRS463.0152 “Game” and “gambling game” defined.

- バカラおよびミニバカラ (Baccarat & Mini Baccarat)
- ビートバンカー (Beat The Banker)
- ビッグインジュン (Big Injun)
- ビンゴ (Bingo)
- ブラックジャック (Blackjack)
- チェミン・デ・ファー (Chemin De Fer)
- チャックラック (Chuck-A-Luck)
- クラップ (Craps)
- ダイシュ (Dai Shu (Chinese Chuck-A-Luck))
- ファンタン (Fan Tan)
- ファロ (Faro)
- キノ (Keno)
- クロンダイク (KLONDIKE (Solitaire))
- モンテ (Monte)
- パイ・ゴウ (Pai Gow)
- パン (Panguingui (Pan))
- ポーカー (Poker)
- ルーレット (Roulette)
- セブンアンドハーフ (Seven And A Half)
- スロットマシン (Slot Machines)
- 21 (Twenty One)
- ホイールオブフォーチュン (Wheel Of Fortune (Big 6)) 等

(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Rules of Play for Approved Games』を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

カジノ施設が提供する個別のゲーミングの定義・ルールについては、ゲーミング法執行局規則<sup>61</sup>に規定されている。

ゲーミング法執行局規則には、ゲーミング法執行局で認可された 36 種類のゲーミングに関するルールが記載されている。ゲーミング法執行局によって承認されたゲームのみ顧客への提供が許可されている。

ゲーミング法執行局規則で規定されている「ニュージャージー州における定義およびルールが定められている主なゲーミングの例示」は、以下のとおりである。

(図表 4-9)

(図表 4-9) ニュージャージー州における定義およびルールが定められている  
主なゲーミングの例示

ゲーミングの種類
● クラップスおよびミニ・クラップス (Craps and Mini-Craps)
● ブラックジャック (Blackjack)
● バカラ・プントバンコ (Baccarat—Punto Banco)
● ポーカー (Poker)
● テキサスホールデム・ボーナスポーカー (Texas Hold ‘Em Bonus Poker)
● キノ (Keno)
● パイ・ゴウ (Pai Gow)
● ミシシッピー・スタッド (Mississippi Stud)
● ミニ・ダイス (Mini -Dice)

<sup>61</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69F

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ● スリーカードポーカー (Three-Card Poker) 等 |
|-----------------------------------|

(出典 : New Jersey Regulation, N.J.A.C. 13:69F Rules of Games を基に

監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、カジノ施設で提供するゲーミングの許可を酒類・ゲーム・レース担当室から取得することについて、カジノ管理法<sup>62</sup>に規定されている。また、カジノ運営事業者はゲーミング・ルールについて酒類・ゲーム・レース担当室に提案することができる。

カジノ施設で提供するゲーミングの種類・運営方法およびルールについては、酒類・ゲーム・レース担当室が所管するカジノ・ゲーミング・ルール (Casino Gaming Rule 2010) <sup>63</sup>に規定されている。カジノ・ゲーミング・ルールには、21 種類のゲーミングに関するルールが記載されている。

「オーストラリア (クイーンズランド州) のカジノ・ゲーミング・ルール」は以下のとおりである。(図表 4-10)

図表 4-10 オーストラリア (クイーンズランド州) のカジノ・ゲーミング・ルール

ゲーミングの種類
● バカラ (Baccarat)
● ブラックジャック (Blackjack)
● カリブ・スタッド・ポーカー (Caribbean stud poker)
● クラップス (Craps)

<sup>62</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operation 63

<sup>63</sup> Casino Gaming Rule 2010 Part 2 Miscellaneous

- マニラ・ポーカール (Manila poker)
- ミニ・バカラおよびプレミアム・ミニ・バカラ (Mini-baccarat and premium mini-baccarat) 等

(出典：Casino Gaming Rule 2010 を基に監査法人トーマツ作成)

#### 4.3.2. 機器認証

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、認証が必要な設備について、カジノ管理法<sup>64</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (ゲーミング設備)<sup>65</sup>に規定されている。

ギャンブルに関して使用される装置および物品 (チップ等) はゲーミング設備 (Gaming Equipment) と呼ばれている。また、ゲーミング設備には、ゲーミング機器 (Gaming Machine)、リンクド・ジャックポット装置 (Linked Jackpot Equipment)、電子モニタリングシステム (Electronic Monitoring System)、およびそれらの機器、装置、システムの一部となるものが含まれている。ゲーミング機器とは、一部または全てが機械的または電子的に操作されている機器のうち、偶発性の要素が大きいゲームや複雑な運とスキルを競い合うゲームで使われているもの、かつその機器で賭けを行った結果、勝ち分が支払われるよう設計されたものを指す。また、リンクド・ジャックポット装置とは、リンクド・ジャックポット・アレンジメントを形成するジャックポットメーター、支払画面、接続機器、コンピューター、プログラミング、またはその他の装置のこと、電子モニタリングシステムとは、セキュリティ、会計またはゲーミング設備の運用に

<sup>64</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 1 — Casino layout, games, gaming machines, etc. 103, 103A

<sup>65</sup> Casino Control (Gaming Equipment) Regulations 2009 Part II Gaming Machines Division 2 — Requirements for gaming machines 13, 14, Part III Gaming Equipment (Other Than Gaming Machines) 19, 20

関連し、ゲーミング設備からデータを送受信するために用いられる電子機器、コンピューター、コミュニケーションシステム、またはその他の装置のことを指す。

カジノ施設内で使用されるゲーミング設備については、そのゲーミング設備がカジノ施設内で使用されるに相応しいかどうか、カジノ規制機構が検査を実施または検査結果を承認するとされており、カジノ運営事業者はこれにより認証されたゲーミング設備のみを使用することができる。

また、ゲーミング設備の認証は、カジノ規制機構に登録されたゲーミング設備の製造事業者、供給業者、およびそのゲーミング機器をカジノ施設内で使用するカジノ運営事業者が申請し、カジノ規制機構が実施する。申請時、カジノ規制機構に登録された検査業者が発行した、該当の設備が諸基準に準拠した仕様であること、そのほかにカジノ規制機構が求める要件に準拠していることを証明する報告書を添付することが規定されている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、規制当局によって認証を必要とする機器についてネバダ州法463章<sup>66</sup>で規定している。ゲーミング機器（Gaming devices）およびそれに付随する機器（Associated equipment）、キャッシュレス賭博システム（Cashless wagering systems）、カジノ相互管理システム、モバイルおよびインタラクティブゲーミングシステム（Mobile gaming systems and interactive gaming systems）が認証の対象となっている。機器認証においては、ゲーミン

---

<sup>66</sup> NRS463.670 Inspection of games, gaming devices, associated equipment, cashless wagering systems, inter-casino linked systems, mobile gaming systems and interactive gaming systems; fees; regulations; Commission may require filing of application for finding of suitability.

グ・コントロール・ボードが検査を実施し、ゲーミング委員会によって認証が行われる。

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、ゲーミングを行うために使用されるゲーミング機器は、ゲーミング法執行局による認証を必要とすることが、カジノ管理法<sup>67</sup>に規定されている。ゲーミング機器は、カジノ施設、同時放映施設、あるいは検査、修理、および保管のために制限されたカジノ施設以外の場所に設置してはならず、ゲーミング法執行局で認証された ID 番号が印刷、もしくは刻印されており、カジノライセンス取得者の管理下に置かれる。

例えばルーレット等のように、テーブル、ホイール、およびボールの物理的特性が、ゲーミング法執行局規則<sup>68</sup>に規定されている。スロットマシンやゲーミング機器の他にブラックジャック、ポーカー、クラップス、バカラ等のテーブルやカード、ダイスについていずれも同様に規定されている。

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

オーストラリア（クイーンズランド州）では、認証が必要な機器について、カジノ管理法<sup>69</sup> で規定されている。

ゲーミングに関連して使用される装置および物品は、ゲーミング設備 (gaming equipment) と呼ばれ、電子機器 (electronic) 、およびチップを除く電子または機械仕掛け、機械およびその他有形の器具 (electrical or mechanical

---

<sup>67</sup> Casino Control Act 5:12-100

<sup>68</sup> Division of Gaming Enforcement 13:69E

<sup>69</sup> Casino Control Act 1982 Part 6 Casino operation 62

contrivance, machine and any other physical item excluding chips) が含まれる。また、以下の場合を除き、いかなる者もカジノ施設内のゲーミング設備の所持、維持、展示は禁止され、ゲーミングエリアにカジノ設備を設置することや、カジノ施設内からカジノ設備を撤去することも禁止されている。

- 酒類・ゲーム・レース担当室からの許可がある場合
- ゲーミングをするために必要な場合
- 酒類・ゲーム・レース担当室認可の識別番号、識別記号が押印されている場合
- ゲーミング設備をカジノ運営事業者、従業員および代理人のみ管理することができる場合
- 酒類・ゲーム・レース担当室が設置または撤去を求めた場合、または査察官による事前の認可（書面）があった場合

そのほかにオーストラリアでは、ゲーミング機器に関するデザイン要件や検査仕様を規定するものとして、オーストラリア各州およびニュージーランドのゲーミング規制当局が施行するオーストラリア・ニュージーランド・ゲーミング機器規格 (Australia / New Zealand gaming machine national standard) がある。デザイン要件や検査仕様は酒類・ゲーム・レース担当室が認証する。

また、カジノ管理規則において機器認証に関する補足が規定されており、酒類・ゲーム・レース担当室はゲーミング機器を承認する判断材料として以下のことを執り行うことができる。

- ゲーミング機器の査定
- 認可された第三者機関による査定を受けることの指示、および書面での結果の提出指示

なお、酒類・ゲーム・レース担当室がゲーミング機器の査定を執り行う場合には、申請者は担当室に対してカジノ管理規則に記載された手数料を支払う必要がある。

### 4.3.3. 払戻割合

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、払戻割合について、シンガポールカジノ諸規則（ゲーミング設備）<sup>70</sup>で規定されている。ゲーミング機器（Gaming Machine）における顧客への払戻割合は、90%以上に規定されている。

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、払戻割合についてネバダ州諸規則<sup>71</sup>で規定されている。ゲーミング機器（Gaming Device）における顧客への払戻割合は、75%以上に規定されている。

#### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、払戻割合について、ゲーミング法執行局規則<sup>72</sup>に規定されている。各スロットマシンゲームにおける理論的な払戻割合は、83%以上100%未満と規定されている。

---

<sup>70</sup> Casino Control (Gaming Equipment) Regulations 2009 Part II Gaming Machines Division 2 — Requirements for gaming machines 11

<sup>71</sup> 14.040 Minimum standards for gaming devices.

<sup>72</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 19:46-1.28A

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、オーストラリア・ニュージーランドゲーミング機器規格によると、スロットマシン (Gaming Machine) における顧客への払戻割合は、85%以上と規定されている。

#### 4.4. その他 (暴力団排除、犯罪防止、風俗環境維持、広告宣伝規制、立地規制、場内の酒・タバコに関する規制等)

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、風俗環境維持、広告宣伝規制、立地規制、場内の酒に関する規制について、カジノ管理法<sup>73</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (ゲームの実施要綱)<sup>74</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、酩酊した顧客にカジノのゲームを実施させてはならないと規定されているほか、カジノ施設内へ ATM を設置することは禁止されている。また、カジノ運営事業者に対し、カジノ施設に関する広告宣伝を行う際、事前にカジノ規制機構の承認を得ることが規定されている。

そのほかにも、カジノ運営事業者は、カジノ施設内で売春やその他モラルに欠けた行為の勧誘、無免許での資金供与、酩酊状態または風紀を乱す行為、違法なギャンブル行為、または無免許でのアレンジメント業務等が行われないよう、適切な対策を講じる必要がある。

---

<sup>73</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 2 — Gaming measures 109, Division 55 — Prohibited Act within casino premises 129, Part XA Casino Advertising and Responsible Gambling 170A

<sup>74</sup> Casino Control (Conduct of Gaming) Regulations 2009 Part I Preliminary 2, Part IV General 17

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、立地規制についてネバダ州諸規則<sup>75</sup>に規定している。

「ネバダ州におけるカジノ施設の設置が制限されている地域」は以下のとおりである。（図表 4-11）なお、以下の地域であっても、正当な理由があり、ゲーミング委員会の承認を得られた場合は、カジノ施設を設置することができる。

図表 4-11 ネバダ州におけるカジノ施設の設置が規制されている地域

カジノ施設の設置が制限されている地域
<ul style="list-style-type: none"><li>● 教会、学校、子供の遊び場に隣接している地域</li><li>● 郡や市の法令によりカジノ建設が制限されている地域</li><li>● 未成年者の多い住宅街</li><li>● カジノ運営事業者の監視、または警察の監督が困難な地域</li><li>● 売春施設が存在する地域</li><li>● ネバダ州法の方針と反する土地</li></ul>

（出典：Nevada Gaming Control Board 『Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board 3.010 Unsuitable location』を基に監査法人トーマツ作成）

## (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、カジノ施設内のアルコールの販売についてカジノ管理法<sup>76</sup>に規定されている。

カジノ施設でのアルコールの販売を行うためには、カジノ施設内におけるカジノホテルアルコール飲料ライセンス（Casino hotel alcoholic beverage licensee）

<sup>75</sup> 3.010 Unsuitable locations.

<sup>76</sup> Casino Control Act 5:12-102

の取得が必要となる。ゲーミング法執行局により、カジノ施設内でのアルコールの販売は許可されている。ただし、アルコールの提供に際しては、カジノ施設内でのグラスまたはその他の容器に注いだ状態で提供されることを、カジノ管理法に規定されている。

また、カジノ施設に関する広告宣伝規制について、カジノ管理法<sup>77</sup>で規定されている。カジノ運営事業者が広告宣伝を行う際に、「賭博は冷静さを欠かずに、節度をわきまえて (Bet with your head, not over it) 」という文言、および「あなたやあなたの知っている人がギャンブル問題を抱えていたり助けが必要なら、1-800-GAMBLER に電話してください (If you or someone you know has a gambling problem and wants help, call 1-800-GAMBLER) 」という文言、もしくは当該文言と同様の意味を表すゲーミング法執行局によって承認された文言をすべての印刷、広告掲示板、標識による広告において記載することが規定されている。

また、立地に関して、ニュージャージー州におけるカジノ施設の合法化は、アトランティックシティの都市再開発にかかる手段として、ニュージャージー州の住民によって承認されたことが、カジノ管理法<sup>78</sup>に明記されている。

これ以外の、暴力団排除、風俗環境維持についてはカジノ管理法上、確認できない。

#### **(4) オーストラリア (クイーンズランド州)**

オーストラリア (クイーンズランド州) では、場内の酒・タバコに関する規制について、酒類・ゲーム・レース担当室の実務指針 (Code of Practice) 、司法

---

<sup>77</sup> Casino Control Act 5:12-70

<sup>78</sup> Casino Control Act 5:12-1

省、各カジノが共同で作成したクイーンズランド州における責任あるギャンブル・リソースマニュアル（Queensland Responsible Gambling Resource Manual）およびアルコール飲料法<sup>79</sup>に規定されている。

カジノ施設内における酒類の販売は午前 5 時から深夜 12 時の間に制限されている。また、カジノ施設内への ATM の設置は禁止されている。

暴力団排除、犯罪防止、風俗環境維持、広告宣伝規制についてはカジノ管理法上、確認できない。

## (5) 韓国

韓国では、外国人向けカジノ施設に係る立地規制について、観光振興法<sup>80</sup>で規定されている。「韓国におけるカジノ施設の設置が許可されている施設」は以下のとおりである。（図表 4-12）

なお、例外的に内国人向けカジノ施設に係る立地規制について、カンウォン道へ内国人向けカジノ施設を設置することが許可されている。

暴力団排除、犯罪防止、風俗環境維持、広告宣伝規制については観光振興法、廃鉱地域開発支援に係る特別振興法上、確認できない。

図表 4-12 「韓国におけるカジノ施設の設置が許可されている施設」

カジノ施設の設置が許可されている施設
● 国際空港や国際旅客船ターミナルがある都市に設置されている五つ星ホテルもしくはそれと同等のホテル
● 大統領令によって指定された国際コンベンション施設

<sup>79</sup> Liquor Act 1992 Part 1 Preliminary Division 3 Key concepts 9 (1) (1B)

<sup>80</sup> Tourism Promotional Act SECTION4Casino Business Article 20 (Requirements for Permission) (1) 1

(出典：Tourism Promotional Act SECTION4Casino Business Article 20

(Requirements for Permission) (1) 1を基に監査法人トーマツ作成)

#### 4.5. ジャンケット規制

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、ジャンケット規制について、カジノ管理法<sup>81</sup>およびシンガポールカジノ諸規則（アレンジメント業務）<sup>82</sup>に規定されている。

ジャンケット規制では、ジャンケット業者の業務範囲、ライセンス取得、運用について規定されている。シンガポールでは、ジャンケット業者とは、顧客に対するアレンジメント業務（Casino marketing arrangement）の提供、アレンジメント業務を提供している顧客への与信業務、その他カジノ規制機構が認めた業務を行う者とし、その運用を認めている。また、アレンジメント業務の提供に対する報酬は、対象となった顧客が賭博で費やした金額を基準として支払われる。なお、ジャンケット業者は、シンガポール国民または永住者に対しアレンジメント業務を提供することは禁止されている。

ジャンケット業者は、その業務を行うためにはライセンスを取得し、その組織構成、プロモーション、マネジメント業務遂行において、カジノ規制機構の指示に従うことが規定されている。そのほか、カジノ規制機構による継続的なモニタリングと定期的な調査を受けることが規定されている。

---

<sup>81</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part I Preliminary 2, Part VI Casino Operations Division 2 — Gaming measures 110, 110A

<sup>82</sup> Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013 Part III Duties of Licensed International Market Agents and Licensed International Market Agent Representatives 29, 30

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、ジャンケット業者について、ネバダ州法 463 章<sup>83</sup>およびネバダ州諸規則<sup>84</sup>に規定されている。

ジャンケット業者とは、カジノ運営事業者に代わり顧客に対して与信を付与、回収する業者、もしくはカジノ運営事業者と契約を締結し、顧客に対して 7 日間で 1 千 USD 以上のサービス（交通、食事、宿泊等）をアレンジする業者のことを指す。

ジャンケット業者がカジノ運営事業者と契約を締結してサービスを提供する場合、ジャンケット業者は、ゲーミング・コントロール・ボードにジャンケット業者として登録をすることがネバダ州諸規則<sup>85</sup>で規定されている。

また、カジノ運営事業者は、契約を締結しているジャンケット業者のリストを作成し、ゲーミング・コントロール・ボードに提出することがネバダ州諸規則<sup>86</sup>で規定されている。

## (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、ジャンケット業者（Junket Enterprise）規制についてカジノ管理法<sup>87</sup>に規定されている。

ジャンケット業者がカジノ運営事業者と協定を締結してサービスを提供する場合、法人はカジノサービス産業企業ライセンスを、ジャンケット業者に所属する個人は特定従業員ライセンスを取得することが規定されている。

---

<sup>83</sup> NRS463.0164 “Independent agent” defined.

<sup>84</sup> 25.020 Registration.

<sup>85</sup> 25.020 Registration.

<sup>86</sup> 25.040 Required reports and recordkeeping.

<sup>87</sup> Casino Control Act 5:12-92

ジャンケット業者は顧客リストを作成し、ゲーミング法執行局に報告することが求められている。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、ジャンケット規制について、カジノ管理法<sup>88</sup>およびカジノ管理規則<sup>89</sup>に規定されている。

ジャンケット業者 (promoter) は、カジノ運営事業者と契約を締結するにあたり、以下の情報をカジノ運営事業者に提供することが義務付けられている。

- ジャンケット業者の想定来場回数
- カジノ運営事業者からジャンケット業者に支払われる手数料 等

#### (5) 中華人民共和国 (マカオ)

中華人民共和国 (マカオ) では、カジノ行政を管轄する博彩監察協調局 (Gaming Inspection and Coordination Bureau Macao SAR) がジャンケット業務 (カジノビジネスを推進するために、カジノ運営事業者より報酬が支払われ、顧客に対してチップの両替や宿泊、交通の手配等のサポートサービスを提供する業務) を行うための免許発行権限を持っており、ジャンケット業者 (Junket Promoter) およびその関係者に対して管理・監督を実施している。

ジャンケット業務の運用に係る各規制が「マカオ特別行政区基本法」に制定されている。そのうち、ジャンケット業務を行うための資格要件が第 6/2002 号行政法規に定められている。また、ジャンケット免許を保有する業者に対しては定

---

<sup>88</sup> Casino Control Act 1982 Part 8 Agreements and other documents in conn Division 2 Junket agreements 85D

<sup>89</sup> Casino Control Regulation 1999 Part 6 Junkets

期的な免許更新が求められており、業務に従事する仲介人に対しては定期的な資格審査が求められている。

ジャンケット業者は、カジノ運営事業者から報酬を受け取るが、その報酬の上限額および支払方法は、第 83/2009 号経済財政司司長批示、第 27/2009 号行政法規によって制限されている。報酬の上限額はネットローリング (net rolling) 総額の 1.25%を超えてはいけない。また、第 27/2009 号行政法規にはこの上限額、あるいは指定する支払方法に従わないカジノ運営事業者、ジャンケット業者に対して罰則が規定されており、違反者には 100 千 MOP から 500 千 MOP までの罰金が科される。

## 第5章

### カジノ運営（実態的側面）

## 5. カジノ運営（実態的側面）

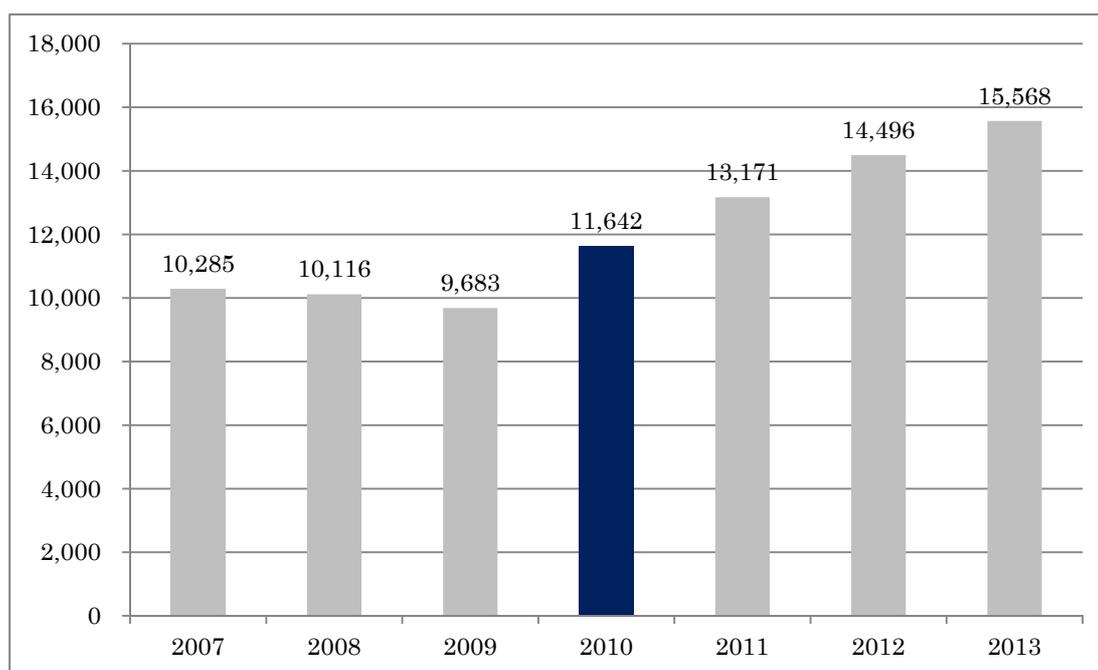
### 5.1. 時系列での直接・間接の経済波及効果

#### 5.1.1. 誘客効果

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、観光庁の報告書（2007年、2008年、2013年）によると、IRが開業された2010年以降、外国人渡航客数が増加している。「シンガポールへの外国人渡航客数推移」は以下のとおりである。（図表5-1）

図表5-1 シンガポールへの外国人渡航客数推移（千人）



（出典：Singapore Tourism Board 『Annual Report on Tourism Statistics 2013』  
『Annual Report on Tourism Statistics 2008』 『Annual Report on Tourism  
Statistics 2007』 を基に監査法人トーマツ作成

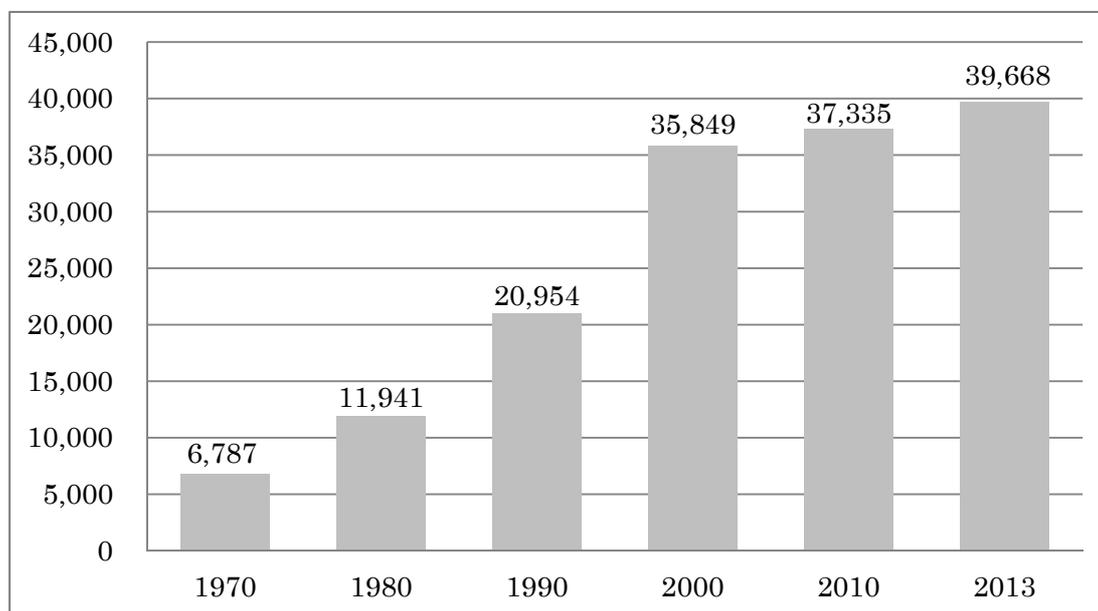
2013年のシンガポールへの外国人渡航客数は15,568千人であった。また、観光庁によると、マリーナベイ・サンズおよびリゾート・ワールド・セントーサは、現在、シンガポールの有料の観光地のうち、最も集客数が多い施設となっている。

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ラスベガス市では、ラスベガス観光局（Las Vegas Convention and Visitors Authority）によると、訪問者数が増加傾向にあり、2013年のラスベガス市への年間訪問者数は39,668千人であった。

「ネバダ州におけるラスベガス市への年間訪問者数の推移」は以下のとおりである。（図表 5-2）

図表 5-2 ネバダ州におけるラスベガス市への年間訪問者数の推移（千人）



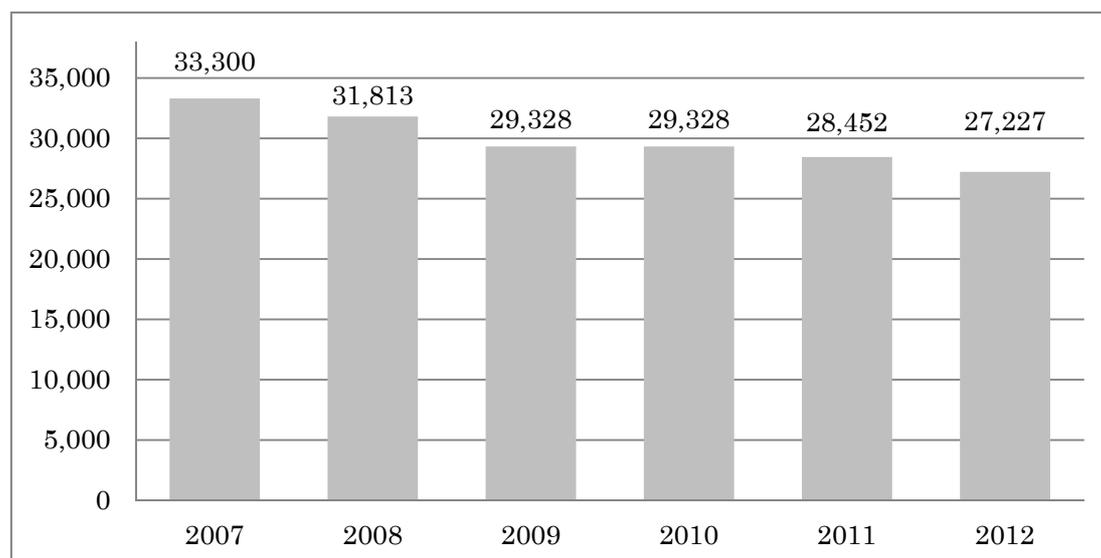
（出典：Las Vegas Convention and Visitors Authority 『Historical Las Vegas Visitor Statistics（1970-2013）』を基に監査法人トーマツ作成）

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、アトランティックシティ観光コンベンション局（Atlantic City Convention and Visitors Authority）ウェブサイトによると、リーマンショック以後年間旅行者数は年々減少しており、2012年のアトランティックシティへの年間旅行者数は27,227千人であった。

「ニュージャージー州のアトランティックシティへの年間旅行者数推移」は以下のとおりである。（図表5-3）

図表5-3 ニュージャージー州のアトランティックシティへの年間旅行者数推移（千人）



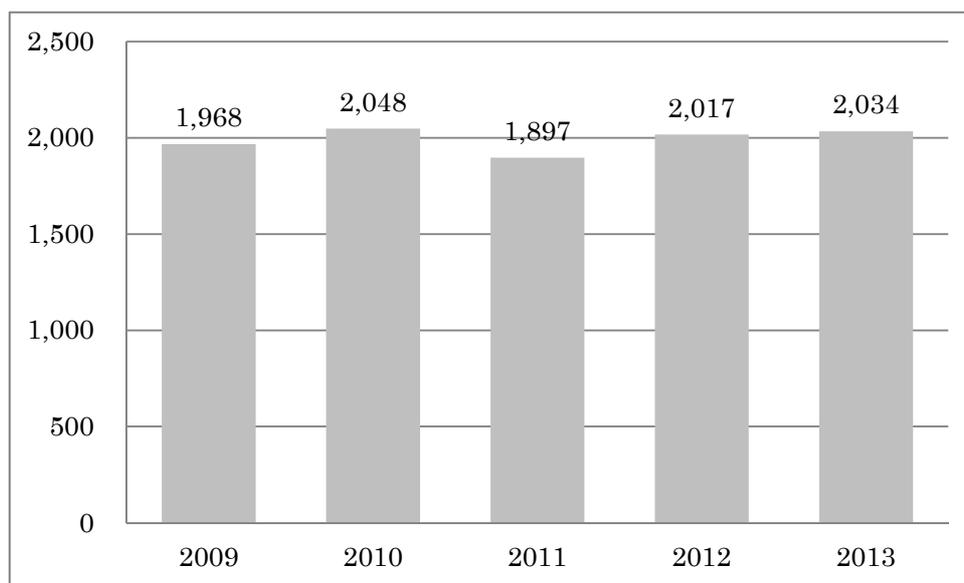
（出典：Atlantic City Convention and Visitors Authority ウェブサイト『Annual Marketing Review』を基に監査法人トーマツ作成）

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

オーストラリア（クイーンズランド州）では、経済産業省調査統計部（Queensland Government Office of Economic and Statistical Research）の報告書（2009年、2010年、2011年、2012年、2013年）によると、2011年には外国人渡航客数が減少しているものの、2013年の年間観光客数は2,034千人で

あった。「オーストラリア（クイーンズランド州）への外国人渡航客数推移」は以下のとおりである。（図表 5-4）

図表 5-4 オーストラリア（クイーンズランド州）への外国人渡航客数推移（千人）



（出典：Queensland Government OFFICE OF ECONOMIC AND STATISTICAL RESEARCH 『INFORMATION BRIEF INTERNATIONAL VISITORS TO QUEENSLAND』を基に監査法人トーマツ作成）

### 5.1.2. IR 運営事業者の収益（その構造）

#### (1) シンガポール

（「3.4 ゲーミングとノンゲーミングの構成割合（面積別、収益別等）」参照）

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

（「3.4 ゲーミングとノンゲーミングの構成割合（面積別、収益別等）」参照）

**(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

（「3.4 ゲーミングとノンゲーミングの構成割合（面積別、収益別等）」参照）

**(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

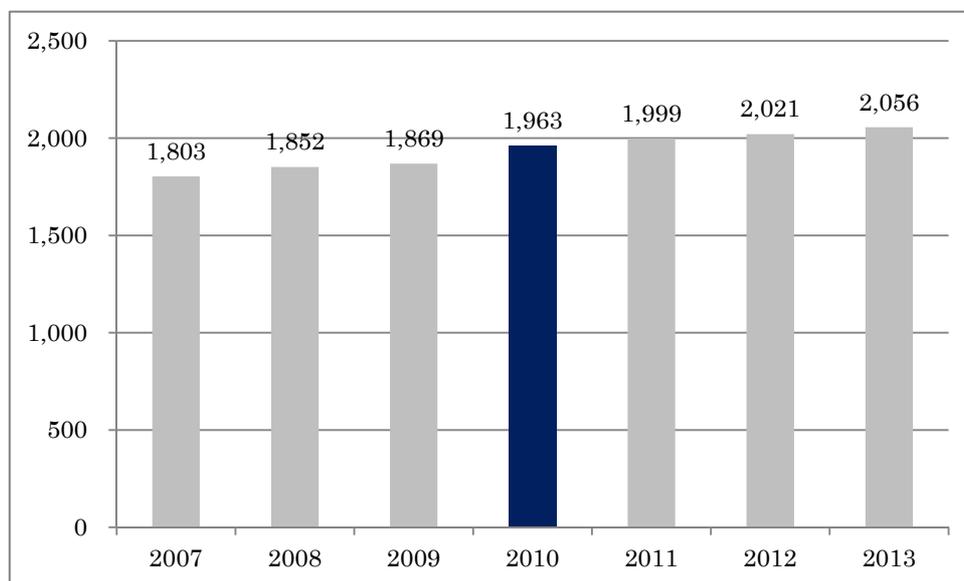
（「3.4 ゲーミングとノンゲーミングの構成割合（面積別、収益別等）」参照）

**5.1.3. 雇用創出効果**

**(1) シンガポール**

シンガポールでは、労務省（Ministry of Manpower）の報告書（2013年）によると、IRを開業した2010年以降、雇用者数（シンガポール居住者（Residents）の雇用者数）が増加している。「シンガポールにおける雇用者数」は以下のとおりである。（図表 5-5）

図表 5-5 シンガポールにおける雇用者数 (千人)



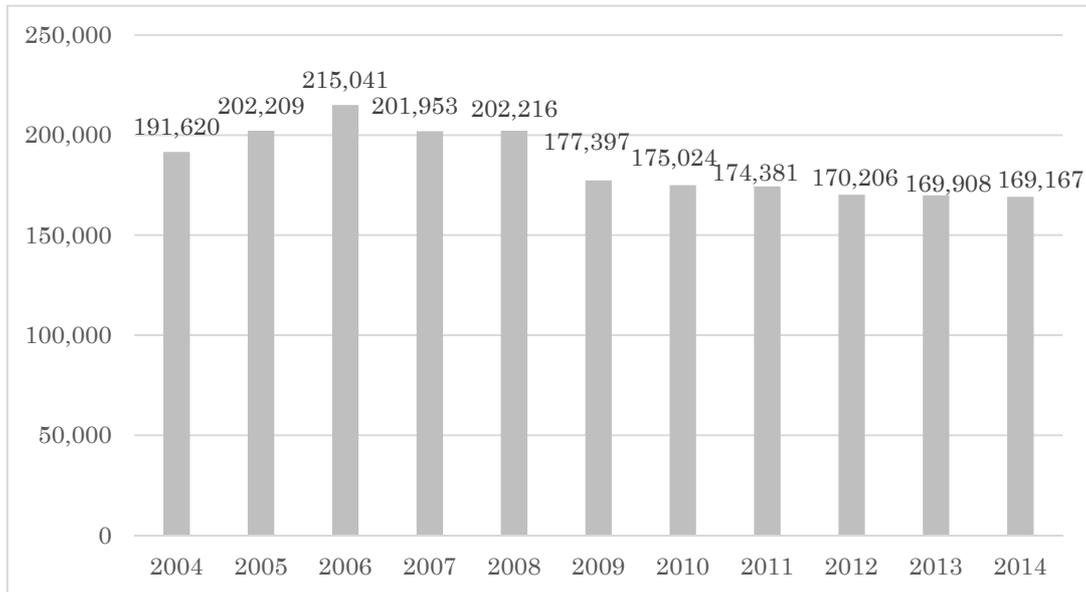
(出典 : Ministry of Manpower 『Labour Force in Singapore 2013』 を基に  
監査法人トーマツ作成)

また、2013年のシンガポールにおける雇用者数は2,056千人であった。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、ゲーミング・コントロール・ボードによると、カジノ施設の雇用者数は2006年まで増加傾向にあり、2007年以降は減少傾向にある。ネバダ州のカジノ施設では、2014年6月時点で、169,167人(実績)の雇用を創出している。ここでは、ネバダ州において、年間の総ゲーミング収益(GGR)が1,000千USD以上で、制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者がネバダ州内に設置しているカジノ施設における雇用者数を記載している。「ネバダ州のカジノ施設における雇用者数」は以下のとおりである。(図表5-6)

図表 5-6 ネバダ州のカジノ施設における雇用者数



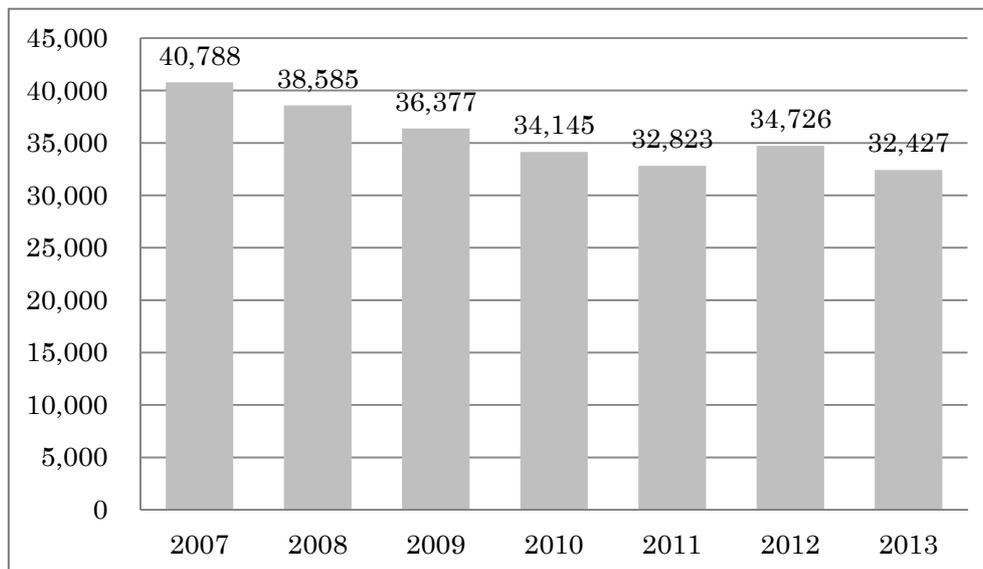
(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Nevada Gaming Abstract』 を基に  
監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、カジノ施設における従業員数が減少傾向にある (図表 5-7)。カジノ管理委員会の年次報告書によると、2013 年のアトランティックシティのカジノ施設の雇用者数は 32,427 人であり、アトランティックシティの労働人口の約 25% を占めている。

「ニュージャージー州のアトランティックシティにおける直接雇用者数」は以下のとおりである。(図表 5-7)

図表 5-7 ニュージャージー州のアトランティックシティにおける直接雇用者数（人）

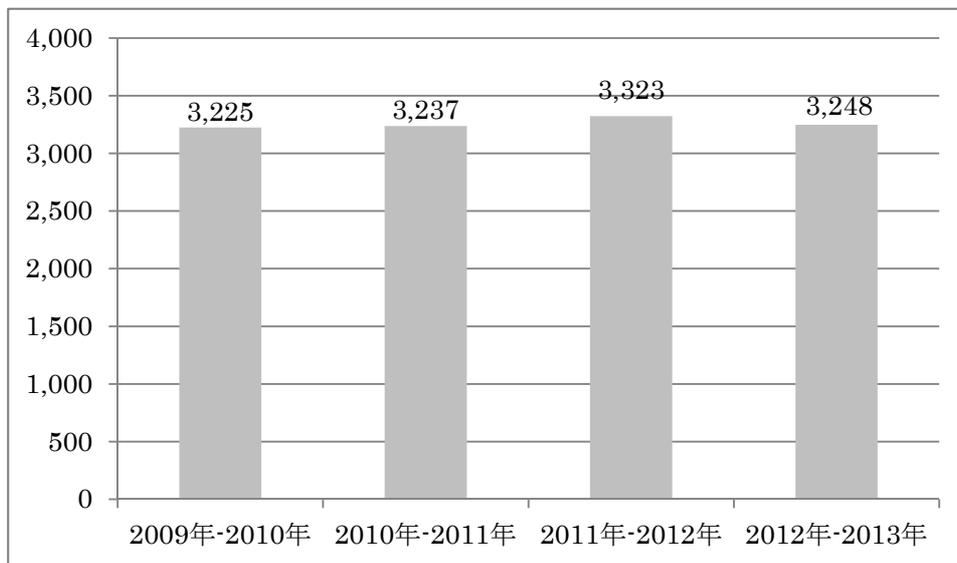


(出典：Casino Control Commission 『Annual Report (2007～2013)』を基に  
監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、2009 年以降ライセンスを取得しているカジノ従業員数は横ばいで推移している。2012-2013 年の従業員数は、3,284 人であった。「オーストラリア (クイーンズランド州) におけるライセンス取得カジノ従業員数の推移」は以下のとおりである。(図表 5-8)

図 5-8 オーストラリア（クイーンズランド州）におけるライセンス取得カジノ従業員数



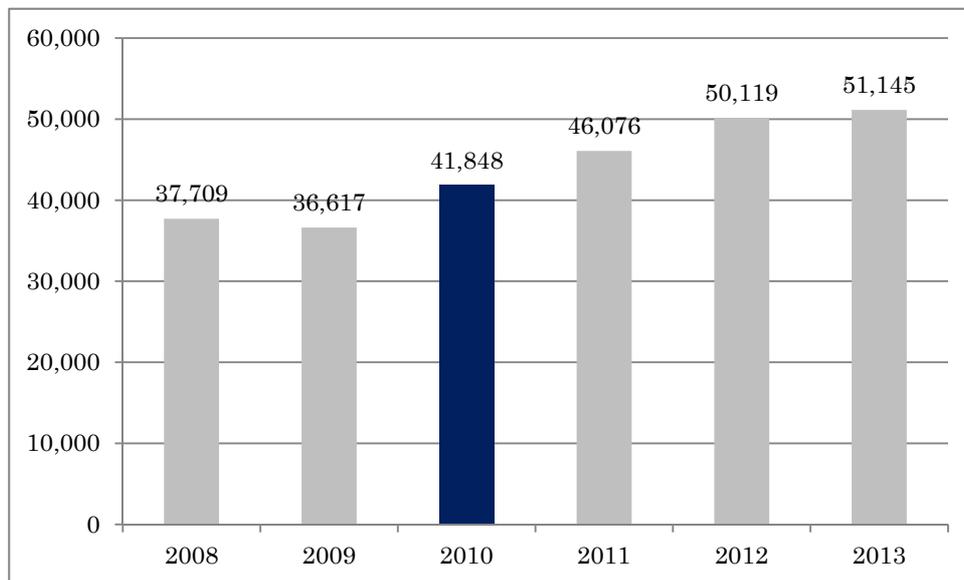
(出典：Department of Justice and Attorney-General 『Queensland Household Gambling Survey 2011-2012』を基に監査法人トーマツ作成)

#### 5.1.4. 税収への影響

##### (1) シンガポール

シンガポールでは、財務省の報告書（2014年）によると、IRを開業した2010年以降、税収（シンガポール全体の税収）が増加している。「シンガポール全体の税収推移」は以下のとおりである。（図表 5-9）

図表 5-9 シンガポール全体の税収推移（百万 SGD）



（出典： Ministry of Finance 『Analysis of Revenue and Expenditure Singapore Fiscal Year 2014』 を基に監査法人トーマツ作成

また、2013年のシンガポールにおける税収は51,145百万SGDであった。

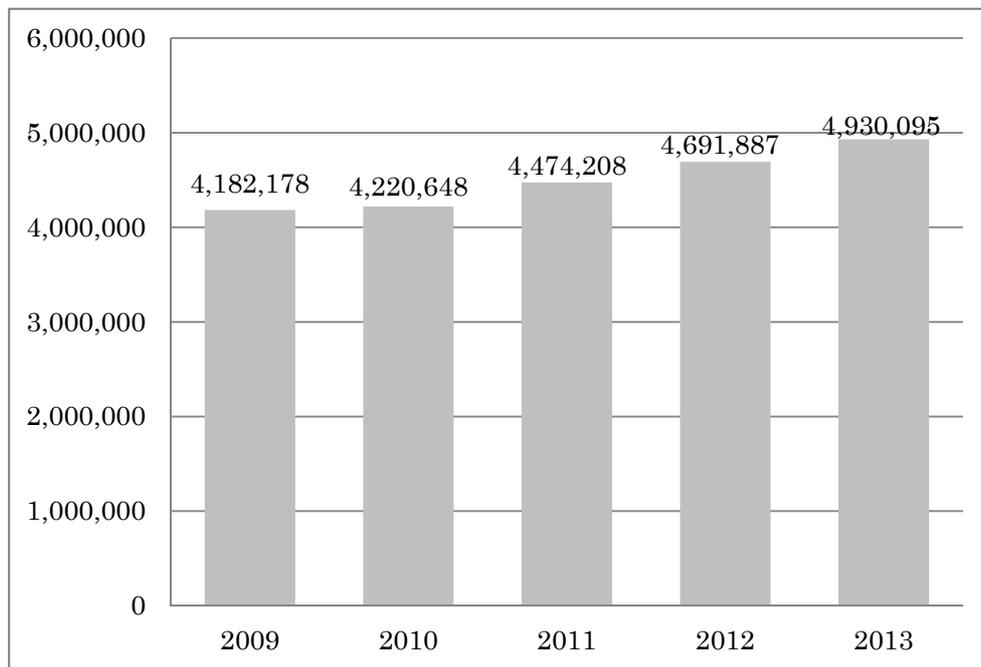
なお、シンガポールでは2007年7月1日より財・サービス税法（Goods and Services Tax）を5%から7%へ増税しているため、2008年から2013年までのデータを使用している。

## （2）アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、過去5年間で税収が増加傾向にあり、2013年度の徴収額は約4,930百万USDであった。「ネバダ州の税収の推移」は以下のとおりである。

（図表 5-10）

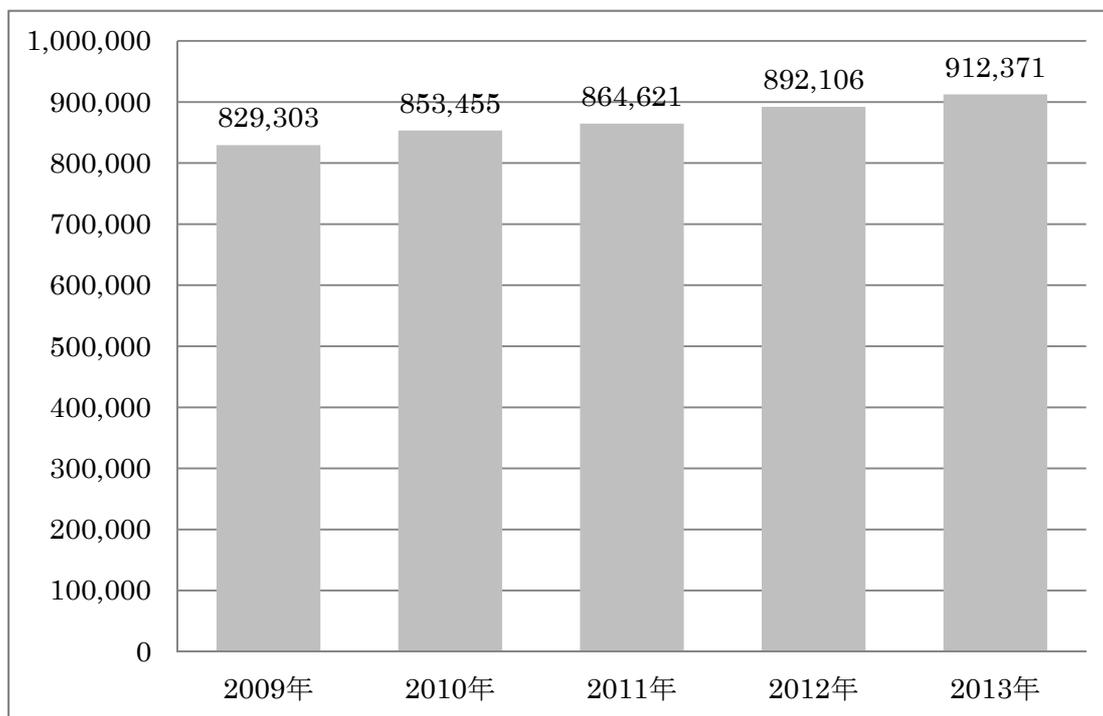
図表 5-10 ネバダ州の税収の推移 (千 USD)



(出典 : State of Nevada Department of Taxation 『Annual Report2009, 2010, 2011, 2012, 2013』 を基に監査法人トーマツ作成)

また、ゲーミング関連税およびライセンス (License) 料の徴収額は過去 5 年間で増加傾向にあり、2013 年度の徴収額は約 912 百万 USD であった。「ネバダ州のゲーミング関連税およびライセンス費用の徴収額の推移」は以下のとおりである。(図表 5-11)

図表 5-11 ネバダ州のゲーミング関連税およびライセンス費用の徴収額の推移 (千 USD)



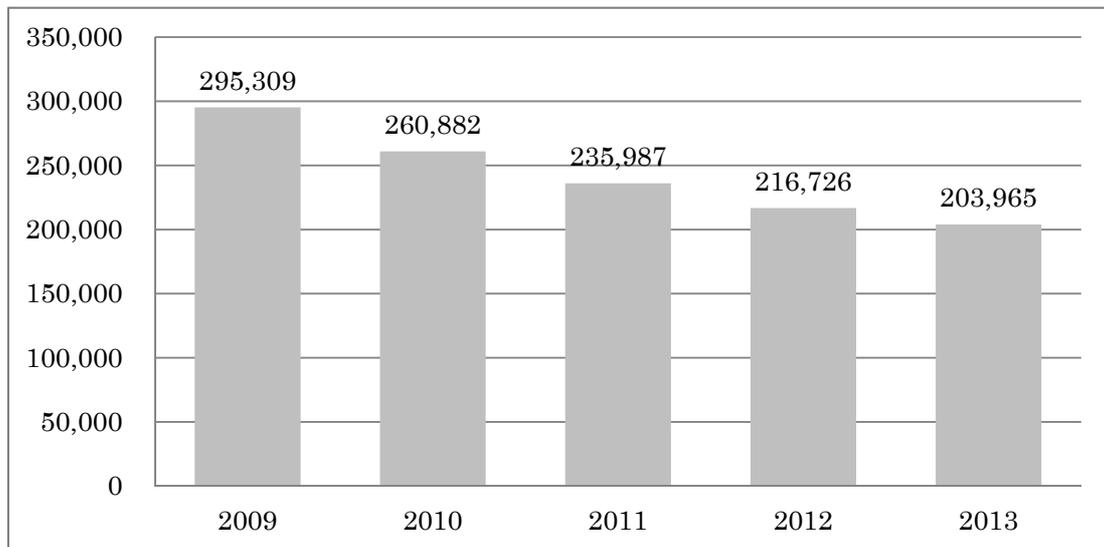
(出典 : Nevada Gaming Control Board 『Information Sheet 2009, 2010, 2011, 2012, 2013』 を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、過去 5 年間で税収は増加傾向にあり、2013 年度の徴収額は約 31,857 百万 USD であった。一方で、カジノ税の税収額は減少傾向にあり、2013 年度の課税対象総収入額 2,549 百万 USD に対するカジノ税 (Gross Gaming Revenue Tax) は、約 204 百万 USD であった。

「ニュージャージー州のカジノ税の徴収額」は以下のとおりである。(図表 5-12)

図表 5-12 ニュージャージー州のカジノ税の税収額の推移 (千 USD)

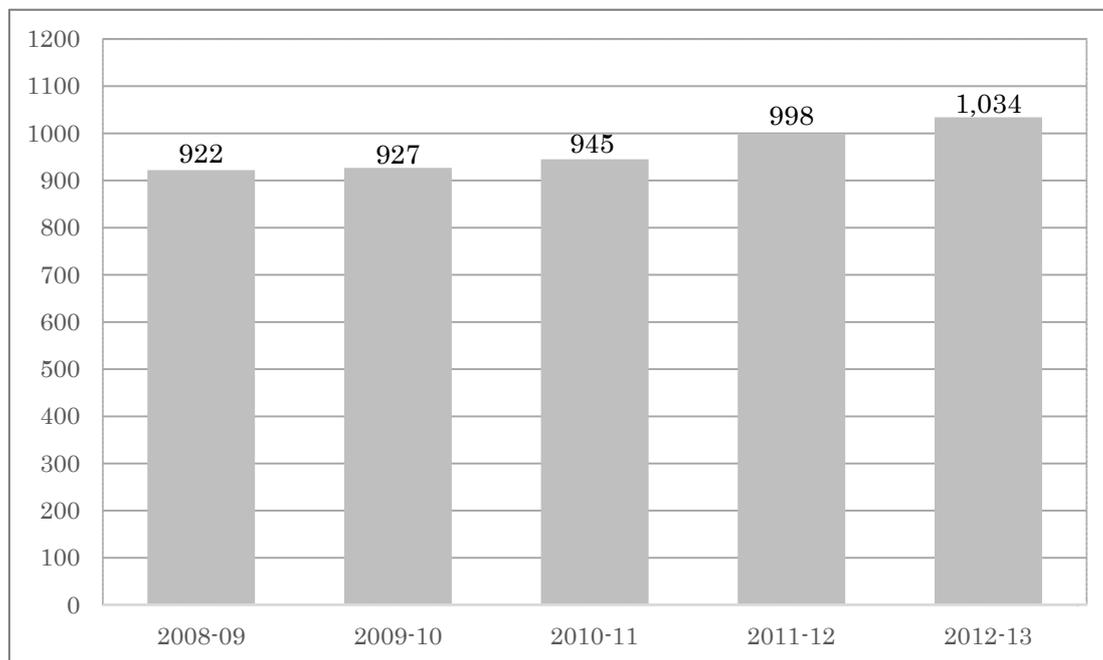


(出典： Casino Control Commission 『Annual Report 2013』を基に  
監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、2008 年以降ギャンブル関連の税収が増加している。2012 年度 (2012 年 7 月～2013 年 6 月) のギャンブル関連の税収 (gambling taxes levies) は 1,034 百万 AUD であった。「オーストラリア (クイーンズランド州) 州政府ギャンブル関連の税収 (gambling taxes levies) 推移」は以下のとおりである。(図表 5-13)

図表 5-13 オーストラリア（クイーンズランド州）州政府のギャンブル関連の税収  
 (gambling taxes levies) 推移（百万 AUD）



(出典：Queensland Government State Budget 『Budget Paper 2 - Budget Strategy and Outlook 3. Revenue』を基に監査法人トーマツ作成)

### 5.1.5. 顧客の平均賭け金 (VIP、non-VIP)

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、VIP、non-VIP 別の顧客の平均賭け金額は非公開情報である。

ただし、マリーナベイ・サンズでは、年次報告書（2013年）によると、以下の情報を公開している。

- 富裕層顧客向けチップ総額 (Rolling Chip Volume) : 60,095,322 千 USD
- その他の顧客向けチップ賭け金 (Non-Rolling Chip drop) : 4,650,105 千 USD
- スロット賭け金 (Slot Handle) : 11,118,021 千 USD

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ラスベガスでは、ラスベガス観光局によると、2013年のラスベガス市訪問者の平均のギャンブルの予算額は529.57 USDであるとしている。

VIP、non-VIP別の顧客の平均賭け金額は非公開情報である。

## (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

2008年の統計によると、ニュージャージー州における顧客一人当たりの平均賭け金の予算は約200USDである。

VIP、non-VIP別の顧客の平均賭け金額は非公開情報である。

## (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

VIP、non-VIP別の顧客の平均賭け金額は非公開情報である。

## 第6章

### ギャンブル依存症対策

## 6. ギャンブル依存症対策

### 6.1 依存症患者数の推移およびその推計・集計方法、人口動態

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、ギャンブル依存症対策を行っている行政機関問題ギャンブル全国協議会の報告書（2005年、2008年、2011年、2014年）によると、依存症患者数を示す病的ギャンブル有病率および問題ギャンブル有病率は減少している。2014年は、合計で0.4～1.0%であった。「シンガポールの依存症患者数推移」は以下のとおりである。（図表 6-1）

図表 6-1 シンガポールの依存症患者数推移

	2005年	2008年	2011年	2014年
病的ギャンブル有病率	1.5～2.8%	0.7～1.6%	1.0～1.7%	0.03～0.4%
問題ギャンブル有病率	1.4～2.6%	1.1～2.2%	0.9～1.6%	0.3～0.8%
合計	3.3～5.0%	2.1～3.5%	2.0～3.1%	0.4～1.0%

（出典：National Council on Problem Gambling（NCPG）『Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2014』、『Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2011』、Ministry of Community Development, Youth and Sports（MCYS）『Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2008』、『Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2005』を基に監査法人トーマツ作成）

依存症患者数の推計は、2008年まで地方自治開発省によって実施されていたが、2012年11月に社会・家族開発省へと改編され、その後社会・家族開発省の所轄下で問題ギャンブル全国協議会が実施している。

本調査における病的ギャンブル有病率および問題ギャンブル有病率は、精神障害の診断および統計マニュアル (Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (DSM-IV)) で定義された精神疾患の分類に基づき、病的ギャンブルとは評価基準 (10 項目) のうち 5 項目以上が持続的かつ反復的に該当する場合、問題ギャンブルとは評価基準 (10 項目) のうち 3~4 項目に該当する場合と定義されている。また、本調査では、2005 年、2008 年、2011 年、2014 年の 4 ヶ年において、シンガポール居住者から無作為に抽出した調査対象者 (2005 年 2,004 人、2008 年 2,300 人、2011 年 3,315 人、2014 年 3,000 人) が母集団として使用された。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、ゲミニリサーチ社 (Gemini Research, Ltd) がネバダ州人材開発省 (Nevada Department of Human Resources) 向けに作成した資料によると、2002 年におけるネバダ州全体の問題ギャンブルの人口は 32,700 人~53,500 人、病的ギャンブルの人口は 40,100 人~63,900 人と推定されている。また、問題ギャンブル全国協議会 (National Council on Problem Gambling (NCPG)) によると、2009 年の問題ギャンブルの人口は 39,000 人、病的ギャンブルの人口は 19,500 人と推定されており、病的ギャンブルの人口は減少傾向にある。

なお、2002 年の調査は SOGS 基準によって実施された。SOGS とは、アメリカ合衆国のサウスオークス財団 (South Oaks Foundation, Inc.) によって開発された問題ギャンブルおよび病的ギャンブルの疑いをスクリーニングする方法であり、12 項目の質問に対する回答結果からスクリーニングが行われる。

問題ギャンブルとは、有害なマイナスの影響や、あるいはギャンブルを止める事を切望しているにもかかわらず、ギャンブルに対する衝動が存在することを

いう。また、病的ギャンブルとは、ギャンブルが、仕事や人間関係、精神衛生、あるいはその他の生活の重要な部分へのマイナスの影響があるほどまでに、衝動的にギャンブルを行う状況が発生する場合のことをいう。ギャンブルの結果、社会的、経済的、人間関係、あるいは法的な問題が発生した後もギャンブルを続ける可能性がある。

### **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、問題ギャンブル全国協議会において 2009 年に作成した報告書（New Jersey 2009 Gambling and Problem Gambling Estimates）によると、ニュージャージー州全体の問題ギャンブルの人口は 133,000 人、病的ギャンブルの人口は 66,500 人と推計されている。

また、2013 年の調査では、問題ギャンブル、病的ギャンブルをあわせたニュージャージー州のギャンブル依存症患者数は、州の成人人口の 2.8%にあたる計 190,624 人であると推計している。

問題ギャンブルとは、有害なマイナスの影響や、あるいはギャンブルを止める事を切望しているにもかかわらず、ギャンブルに対する衝動が存在することをいう。また、病的ギャンブルとは、ギャンブルが、仕事や人間関係、精神衛生、あるいはその他の生活の重要な部分へのマイナスの影響があるほどまでに、衝動的にギャンブルを行う状況が発生する場合のことをいう。ギャンブルの結果、社会的、経済的、人間関係、あるいは法的な問題が発生した後もギャンブルを続ける可能性がある。

### **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

オーストラリア（クイーンズランド州）では、カナダギャンブルリサーチ協会（Canadian Consortium for Gambling Research）のカナダ問題ギャンブル指数（Canadian Problem Gambling Index）を利用して 2001 年から 2012 年にかけて司法省により実施されたギャンブル依存症患者数の調査によると、調査対象者の問題ギャンブル有病率は 2001 年から 2009 年にかけて減少傾向にあったものの、2011 年から 2012 年にかけて微増している。「オーストラリア（クイーンズランド州）問題ギャンブル有病率の推移」は以下のとおりである。（図表 6-2）

図表 6-2 オーストラリア（クイーンズランド州）問題ギャンブル有病率の推移

	2001 年	2003-04 年	2006-07 年	2008-09 年	2011-12 年
問題ギャンブル 有病率	0.83%	0.55%	0.47%	0.37%	0.48%

（出典：Queensland Government, Queensland Treasury and Trade, Office of Economic and Statistical Research 「Queensland Household Gambling Survey 2011-2012」を基に監査法人トーマツ作成）

カナダ問題ギャンブル指数とは、ギャンブル依存症度をアンケートにより数値化した指標であり、被試験者は 12 の質問を基に、ギャンブルをしない者（non-gambling）、娯楽程度にギャンブルをする者（recreational）、ギャンブル依存症において低リスク（low risk）に分類される者、中リスク（moderate risk）に分類される者、または問題ギャンブル（problem gambling）に分類される者に分けられる。

本調査において問題ギャンブルに分類される者とは、ギャンブルによって自身の言動をコントロールできず何らかの不利益を被った者と定義されている。

## 6.2. 入場規制

### (1) シンガポール

シンガポールでは、入場排除プログラム (Exclusion Program) / 入場回数制限 (Visit Limit) について、カジノ管理法<sup>90</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (ギャンブル依存症対策 (入場規制))<sup>91</sup>に規定されている。

入場排除プログラムでは、カジノ施設への入場や滞在、全てのゲーミングへの参加が禁止される。また、入場回数制限では、1ヶ月間のカジノ施設への最大入場回数が定められ、最大回数に達した場合はカジノ施設への入場、参加禁止および退去が求められる。

入場排除プログラム/入場回数制限は、顧客本人による自己申請 (自己排除プログラム/入場回数制限)、家族による申請 (家族排除プログラム/入場回数制限)、または問題ギャンブル全国協議会内に設置された審査委員会 (Committee of Assessors) による申請 (第三者排除プログラム/入場回数制限) に分かれて規定されている。

自己排除プログラム/入場回数制限は、顧客が自らインターネット経由または問題ギャンブル全国協議会へ申請を行うことにより実施される。なお、自己入場回数制限の申請では、1ヶ月間のカジノ施設への最大入場回数を自己で定めることが規定されている。

家族排除プログラム/入場回数制限は、対象者のギャンブル依存により悪影響を受ける家族 (未成年の場合は問題ギャンブル全国協議会が許可を与えた者、

---

<sup>90</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 4 — Entry To Casino Premises 120, 121, 122, 125, Part X National Council On Problem Gambling Division 3 — Family exclusion orders, visit limits and other exclusion orders 155, 158, 159, 160, 162, 165 163, 165, 165

<sup>91</sup> Casino Control (Problem Gambling - Exclusion Orders and Visit Limits) Rules 2008, Part I Preliminary 2, Part IV Procedure For Self-Exclusion And Voluntary Visit Limit 20.

親または保護者等)が問題ギャンブル全国協議会に申請書を送付する。問題ギャンブル全国協議会は審査委員会を設立し、関係者の審問や関連書類の提出を求める権限を有しており、審議の結果、以下の条件を満たした場合に排除プログラムが実施される。

- 対象者がギャンブル行為により、家族に深刻な危害を及ぼす合理的懸念がある。
- 排除プログラムを実施することが、状況を鑑み適当である。
- 対象者に異議を唱える機会が与えられている。
- 排除プログラムの実施が、対象者と家族にとって最善の利益になると審査委員会が確信する。

家族排除プログラム/入場回数制限では、対象者に対してカウンセリング、リハビリテーションまたは特別教育への参加や、カジノ施設への入場禁止、カジノでの預金口座の閉鎖を求めることができる。上記に加え、入場回数プログラムでは、1ヶ月の最大入場回数、対象期間についても規定される。

第三者排除プログラム/入場回数制限は、クレジット履歴の悪化、金銭状況、負債状況、カジノへの訪問頻度やギャンブル活動を勘案し、ギャンブルによる財務状況の悪化に陥りやすいと判断した対象者に対して、審査委員会により実施される。また、第三者排除プログラムは上記に加え、政府機関による何らかの社会援助を受けている、または破産状態にある者についても、法令により自動的に実施される。また、審査委員会は、関係者の審問、対象者、家族、またはカジノ運営事業者に対して、対象者の金銭状況等についての情報提供、書類作成または保管を求める権限を有する。

シンガポールにおけるギャンブル依存症対策に関連する組織とその活動内容は以下のとおりである。

- 問題ギャンブル全国協議会

問題ギャンブル全国協議会のウェブサイトによると、社会・家族開発省によって2008年に任命された問題ギャンブル全国協議会は、ギャンブル（問題ギャンブルも含む）に係る社会的関心の内容の報告・提言、問題ギャンブルに係る国民への啓発教育・調査等の支援活動、入場排除プログラム/入場回数制限の実行等を目的として設立された機関である。なお、問題ギャンブル全国協議会の構成人数は8人から20人、任期は2年とカジノ管理法<sup>92</sup>に規定されている。現在は精神医学、心理学、カウンセリング、社会福祉、法律分野の専門家の計15名で構成されている。

また、入場排除プログラム/入場回数制限の決定において、問題ギャンブル全国協議会は審査委員会を随時設立するとカジノ管理法<sup>93</sup>に規定されている。審査委員会には、議長として問題ギャンブル全国協議会から1名、その他メンバーとして、問題ギャンブル全国協議会が指名する審査団から2名が選出される。任期は2年である。問題ギャンブル全国協議会のウェブサイトによると、審査委員会の審査団はコミュニティリーダー、社会福祉専門家等から構成される。

---

<sup>92</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part X National Council On Problem Gambling Division 2 — Establishment and Functions of National National Council On Problem Gambling 154, Division 3 — Family exclusion orders, visit limits and other exclusion orders 157

<sup>93</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part X National Council On Problem Gambling Division 2 — Establishment and Functions of National National Council On Problem Gambling 155, Division 3 — Family exclusion orders, visit limits and other exclusion orders 157

- 国家依存症管理機構 (The National Addictions Management Service)

国家依存症管理機構のウェブサイトによると、保健省 (Ministry of Health) の援助を受けて発足した国家依存症管理機構は、カジノ依存症・薬物・アルコール・インターネット等の依存症患者全般への対策を主に行っている。同機構は、カウンセラーおよび心理学者等専門家による依存症治療、依存症患者およびその家族に対するセラピーやグループセラピー、健康管理分野の専門家育成、依存症研究を行うほか、患者へのリハビリテーションや治療を施す入院病棟、サテライト病院 (現在 2 ヶ所) も運営している。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、オンラインゲーミングのカジノ運営事業者に対してのみ、ギャンブル依存症対策として自己排除プログラムの設置がネバダ州諸規則<sup>94</sup>に規定されている。カジノ運営事業者は、当該プログラム登録者の氏名・住所等の基本情報の保管と、その登録者のカジノ口座凍結、自己排除プログラムに係る従業員の教育を徹底すること、および自己排除プログラムに登録した個人を登録から 30 日以内にカジノ施設内へ入場させないようにする社内規定を設けることが求められている。

また、MGM リゾートインターナショナル社では、独自の取り組みとして、自己排除プログラムを設置している。顧客は、自己排除プログラムに登録した場合、カジノ施設への入場や MGM リゾートインターナショナル社からの広告を自ら制限することができる。

---

<sup>94</sup> 5A.130 Self-Exclusion

ネバダ州におけるギャンブル依存症対策に関連する組織とその活動内容は以下のとおりである。

- **アメリカゲーミング協会 (American Gaming Association)**

アメリカゲーミング協会は、ゲーミング業界の発展、公序良俗の維持を目的として設立された事業者団体であり、カジノ運営事業者や機器製造事業者、等で構成されている。加盟する事業者の寄付を財源としている。

- **責任あるゲーミング全国センター (The National Center for Responsible Gaming)**

責任あるゲーミング全国センターは、ギャンブル依存症、青少年によるギャンブルについて調査、研究を行うために設立された研究機関であり、カジノ運営事業者およびゲーミング機器製造事業者、等で構成されている。加盟する事業者の寄付を財源としている。

- **問題ギャンブル全国協議会 (National Council on Problem Gambling)**

問題ギャンブル全国協議会 (NCPG) は、問題ギャンブルに対する理解の促進、ギャンブル依存症の啓発およびギャンブル依存症予防・教育のための調査やプログラムを推進することを目的とする NPO 団体であり、加盟する事業者の寄付を財源としている。法人会員は、カジノ運営事業者、宝くじ運営事業者、依存症対策機関、カジノ管理委員会、等で構成されている。

### **(3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)**

ニュージャージー州では、その他のギャンブル依存症対策として、自己排除プログラムの設置が、ゲーミング法執行局規則<sup>95</sup>で規定されている。自発的に自己

---

<sup>95</sup> Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69G-2.2, 2.4

排除の申請を行った者については、自己排除プログラム登録者の氏名・住所等の基本情報の一覧に記載され、アトランティックシティでのカジノ施設でギャンブルはできなくなる。

ニュージャージー州では、ギャンブル依存症対策に関連する組織と当該組織の活動内容についてはネバダ州と同様である。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、入場規制について、カジノ管理法<sup>96</sup>に規定されている。

入場規制は、自己排除プログラム、第三者排除プログラム (ギャンブル依存症排除プログラムおよびクイーンズランド州警視総監による入場禁止措置を含む) を通じて実施される。

自己排除プログラムは、顧客自ら自己排除の通知を酒類・ゲーム・レース担当室へ申請を行うことにより実施され、カジノ施設のゲーミングエリアへの入場を顧客自ら禁止するプログラムのことをいう。また、カジノ運営事業者は、顧客の申し出により自己排除プログラムの申請があった場合、ただちに顧客に対して入場禁止通知 (self-exclusion order) の連絡およびカジノ依存症に関するカウンセリングサービスの情報を提供する必要がある。

第三者排除プログラムは、カジノ運営事業者が顧客に対して、カジノ施設内への入場禁止をするプログラムのこという。カジノ運営事業者は以下の顧客、または以下の場合にのみ第三者排除プログラムによって入場を禁止することができる

---

<sup>96</sup> Casino Control Act 1982, Part 10 General, Division 1 Matters about excluding people from casinos

る。なお、カジノ運営事業者がカジノ施設を1施設以上所有する場合は、排除プログラムを複数の施設で適応することができる。

- ゲーミングに関連して不正 (dishonest act) を行った者
- ゲーミングの実施を妨げる行動をする顧客や顧客の安全性を損なう行動する者
- 法令等に違反する行為をした者。また、行為によってカジノ運営事業者およびカジノ場内にいる者の不利益になる場合
- 入場禁止措置対象者の扶養家族または保護下にいる者が、対象者がカジノ施設内にいることによって危険が及ぶ場合

ギャンブル依存症排除プログラムとは、カジノ運営事業者がギャンブル依存者に対してカジノ施設内への入場・滞在を禁止するプログラムのことをいう。カジノ運営事業者が入場禁止者へ通知をする際は、入場禁止に至った経緯を記載しなければならない。

クイーンズランド州警視総監による入場禁止措置とは、特定の人物（反社会的勢力等の組織犯罪者）の入場禁止をカジノ運営事業者に対して指示することである。その場合州警視総監はカジノ運営事業者に対して入場を禁止する人物の顔写真を提出する必要がある。

なお、クイーンズランド州では、入場回数制限や時間等制限規制は設けていない。

### 6.3 入場料（対象、金額、効果、用途等）

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、シンガポール国民または永住者に対する入場料（Entry Levy）の徴収について、カジノ管理法<sup>97</sup>で規定されている。

入場料として、シンガポール国民または永住者から、24 時間毎に 100SGD、または年間 2 千 SGD を徴収する。徴収した入場料は、カジノ運営事業者を通じてゲーミング収益を地域に還元するために設立されたシンガポルトータリゼーター機構（Singapore Totalisator Board (TOTE Board)）に納められ、自国の公共・社会・慈善目的に支出されている。

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、カジノ運営事業者がゲーミング・コントロール・ボードの代表者（Chair of the Board）から許可を得た場合に限り、カジノ運営事業者は顧客から入場料を徴収できるとネバダ州法 463 章<sup>98</sup>で規定されている。

ゲーミング・コントロール・ボードの代表者は、ゲーミングエリアの広さ、徴収予定の入場料の価格、提供されるゲーミングの種類および品質、等を考慮して、入場料徴収の許可を与える。

#### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、入場料を徴収していない。

---

<sup>97</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 4 — Entry To Casino Premises 116

<sup>98</sup> NRS463.15995 Regulations governing charging of fee for admission to area in which gaming is conducted.

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、入場料を徴収していない。

### 6.4. その他のギャンブル依存症対策

#### (1) シンガポール

シンガポールではその他のギャンブル依存症対策として、「責任あるギャンブルプログラム」について、カジノ管理法<sup>99</sup>およびシンガポールカジノ諸規則 (責任あるギャンブル) <sup>100</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、カジノ規制機構によって策定される「責任あるギャンブルに係る規範 (Responsible Gambling Code for Casinos) 」に基づき、「責任あるギャンブルプログラム」を策定する。なお、「責任あるギャンブルプログラム」とは、ギャンブルが顧客・社会へ与える悪影響を低減すること、および顧客へギャンブルに関する十分な情報を与えることを目的として、カジノ運営事業者が行う活動であり、カジノ規制機構の承認を受ける必要がある。

「責任あるギャンブルプログラム」の策定にあたり、カジノ運営事業者は以下の要件を含めることが規定されている。

- カジノ運営事業者が策定する「責任あるギャンブルプログラム」の目的・評価基準と、カジノ運営事業者がカジノ規制機構によって規定される「責任あるギャンブルについての規範」の要件を満たすまでの計画表

---

<sup>99</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part XA Casino Advertising And Repornsible Gambling 170B, Part XIII Miscellaneous 200

<sup>100</sup> Casino Control (Responsible Gambling) Regulations 2013, Part I Preliminary 2, Part II Responsible Gambling Code For Casinos And Responsible Gambling Programme 3,5,8, Part III Regulatory And Enforcement Powers 15

- 「責任あるギャンブルプログラム」の設立・実行における責任者または委員会の指名、責任者・委員会の責務の詳細
- 問題ギャンブルの疑い、または問題ギャンブルの顧客を見分ける方法、または手順
- 問題ギャンブル行動や、ギャンブル活動によって生じる顧客への金銭的・社会的悪影響に係る情報提供、治療・カウンセリング等の支援に係る手順
- ギャンブルでの最大支出額や、継続的にギャンブル活動を行う期間を顧客が設定できる制度の策定、実行の詳細手順
- 特定の顧客に対する、カジノへの入場排除制度の策定、実行の詳細手順
- カジノ施設への最大入場回数を顧客が設定できる制度の策定・実行の詳細手順
- 従業員に対する教育制度の策定、定期的な再教育の実施、教育内容
- 「責任あるギャンブルプログラム」のもと策定された、責任あるギャンブル活動に係る記録・保管の手順
- カジノ運営事業者による責任あるギャンブル活動の基準・質向上のため、カジノ運営事業者によって任命された責任あるギャンブル活動組織の詳細
- 「責任あるギャンブルプログラム」の設立・実行における責任者または委員会による声明書
- そのほかカジノ規制機構が「責任あるギャンブルプログラム」で定める事項

また、カジノ運営事業者は、カジノ規制機構の定める「責任あるギャンブルに係る規範」に基づき、「責任あるギャンブルに係るプログラム」の実施状況について、年次で審査を実施することが規定されている。カジノ規制機構は、カジノ運営事業者がカジノ規制機構による「責任あるギャンブルプログラム」

の変更要請に従わなかった場合、または「責任あるギャンブルプログラム」の認可手続きを遵守しなかった場合は、カジノ運営事業者へライセンス取消または停止、 嚴重注意書 (Letter of Censure) の送付、ライセンスの有効期限の変更、課徴金の支払い等の処分を行う。

なお、カジノ運営事業者が行っているギャンブル依存症対策については、各社ウェブサイト上で公開されている。

マリーナベイ・サンズでは、親会社ラスベガス・サンズ社の主導で、2012年からギャンブル依存症対策アンバサダーによる従業員に対する育成プログラムが実施されており、ギャンブル依存症に悩む顧客へのサポートを想定した、高度な知識の共有を行っている。このプログラムを受講した従業員は、マリーナベイ・サンズに24時間常駐している。また、ウェブサイト上で問題ギャンブル全国協議会のホットラインを紹介している。また、リゾート・ワールド・セントーサは、社会・家族開発省および問題ギャンブル全国協議会と連携してギャンブル依存症対策を実施することを公表しており、従業員へのギャンブル依存症対策の実施、カジノ施設内でのギャンブル依存症対策のパンフレット等の設置のほか、依存行為が見られる顧客に対して自制を促すギャンブル依存症対策アンバサダーの育成を行っている。また、スロット機器やテーブルゲームなどの全スクリーン画面に、問題ギャンブル全国協議会のホットラインを表示している。

## **(2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)**

ネバダ州では、ゲーミングエリアで働いており、ゲーミングを行う顧客に接する全ての従業員に対して、カジノ運営事業者が問題ギャンブル全国協議会のネバダ州支部である問題ギャンブルネバダ州協議会 (Nevada Council on Problem Gambling (NCPG)) によって認証された教育プログラムを提供する

ことがネバダ州諸規則<sup>101</sup>で規定されている。当該教育プログラムには、問題ギャンブルの概要およびギャンブル依存症の症状に関する情報が含まれている。また、顧客に対して与信の提供や小切手の発行（Check Cashing）、ダイレクトメールによるマーケティングを行うカジノ運営事業者は、顧客がこれらのサービスに対するアクセスを制限する方法やプログラムを顧客に提供することが同規則で規定されている。

### **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、カジノ運営事業者が宣伝を行う際に、「ゲーミングへの参加は、自分で設定した限度を超えないように（Bet with your head, not over it）」という文言、もしくは当該文言と同様の意味を表すゲーミング法執行局によって承認された文言、およびギャンブル依存症の電話相談窓口を紹介する文章を看板等に記載することが、カジノ管理法<sup>102</sup>に規定されている。

### **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

オーストラリア（クイーンズランド州）では、その他のギャンブル依存症対策として問題ギャンブルへの注意を喚起する標識設置の実施について、カジノ管理法<sup>103</sup>に規定されている。

問題ギャンブル者に該当すると思われる顧客に対してカジノ施設の広告・宣伝を行うことは禁止されており、広告・宣伝については、酒類・ゲーム・レース担当室の実務指針（Code of Practice）において、全豪広告主協会（Australian

---

<sup>101</sup> 5.170 Programs to address problem gambling.

<sup>102</sup> Casino Control Act 5:12-70

<sup>103</sup> Casino Control Act 1982 Part 10 General Division 1 Matters about excluding people from casinos Subdivision 1 Provisions about self-exclusion

Association of National Advertisers) の広告主行動規範 (Advertiser Code of Ethics) に基づいて実施するよう定められている。

## 第 7 章

### 青少年对策

## 7. 青少年対策

### (1) シンガポール

シンガポールでは、青少年対策として、21歳未満の者（未成年者）のカジノ施設への入場禁止について、カジノ管理法<sup>104</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者に対しては、合理的な理由なく未成年者をカジノ施設に入場させないこと、未成年者がカジノ施設に入場していると判明した場合には査察官へ告知すること、および退出させることが規定されている。ただし、適切に年齢確認をしていれば、その者を排除しなくても良いとされている。また、未成年者の入場を防止する措置として、カジノ運営事業者、従業員、査察官、および警察官は、未成年者と疑わしき者に対し、年齢、氏名および住所の確認を行う。その際、記載されている年齢、氏名および住所に疑わしい点がある場合には、証拠の提示を求める場合がある。

未成年者に対しては、カジノ施設へ入場すること、および年齢確認時に虚偽の身分証を提示することを禁止している。

そのほかにも、カジノ規制機構は、カジノ運営事業者に対し、カジノ施設への未成年者の入場を禁じる旨の告知を掲示するよう書面にて指示できるとされている。

### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、青少年対策として、未成年者の入場規制について、ネバダ州法463章<sup>105</sup>に規定されている。

---

<sup>104</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VII Minors 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137

<sup>105</sup> NRS463.350 Gaming or employment in gaming prohibited for persons under 21.

ネバダ州法 463 章において、21 歳未満の者がカジノ施設でゲーミングを行うことは禁止されている。なお、カジノ施設への入場を禁止する旨は規定されていない。

また、米国では、アメリカゲーミング協会が発行する責任あるゲーミングについての行動規範 (Code of Conduct for Responsible Gaming) において、未成年者を対象としたプロモーション活動 (広告、インターネット等) を行わないこと、未成年者をプロモーション活動で使用しないこと、広告を未成年者が多い場所に設置しないようにすることが記載されている。

### **(3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)**

ニュージャージー州では、青少年対策として、酒類の購入を許可されていない年齢の顧客 (ニュージャージー州では 21 歳未満の未成年を指す) のゲーミングを禁止することについて、カジノ管理法<sup>106</sup>に規定されている。違反者には、500USD から 1,000USD の間で罰金が科されることに加え、自動車免許が 6 ヶ月間停止される。カジノ施設の従業員が上記の者に対し、カジノ施設でギャンブル行為を行わせた場合も同様に罪となる。

また、ネバダ州と同様に、アメリカゲーミング協会による責任あるゲーミングについての行動規範が規定され、広告の制限がなされる。

### **(4) オーストラリア (クイーンズランド州)**

オーストラリア (クイーンズランド州) では、青少年対策として、入場禁止について、カジノ管理法<sup>107</sup>で規定されている。

---

<sup>106</sup> Casino Control Act 5:12-119

<sup>107</sup> Casino Control Act 1982 Part 10 General Division 2 Minors 102

18歳未満の者のカジノ施設への入場を禁止しているが、酒類・ゲーム・レース担当室の許可を得ている18歳未満のカジノ従業員（トレーニングもしくは職場実習の実施）およびガイド付き観光ツアーの参加者は対象外である。18歳未満の者が参加する観光ツアーは、ゲーミングエリアを含まない場合に限り許可される。

カジノ運営事業者とその従業員等は、カジノ施設内で未成年と思われる顧客を発見した場合、年齢確認を行うことが義務付けられている。

## 第 8 章

### 国内外の犯罪組織および前科者等の排除等

## 8. 国内外の犯罪組織および前科者等の排除等

### (1) シンガポール

シンガポールでは、警視総監 (Commissioner of Police) によるカジノへの入場規制について、カジノ管理法<sup>108</sup>に規定されている。

警視総監は特定の個人に対して書面で入場禁止を通知し、入場禁止措置を取ることができる。また、警視総監の通知後、直ちにカジノ運営事業者およびカジノ規制機構に入場禁止措置を取った旨を告知することで、実際にその者の入場を禁止している。

警察当局のウェブサイトによると、この入場規制は、違法行為を行う者や重大犯罪組織の関係者によるカジノ施設への入場および滞在を防止するため制定された。具体的には、違法な貸金業者や地下組織のメンバー、マネー・ローンダリングに関わる犯罪者や麻薬のディーラーなどを対象としている。

### (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、カジノへの入場規制について、ネバダ州法 463 章<sup>109</sup>に規定されている。

ゲーミング委員会およびゲーミング・コントロール・ボードが入場禁止者リストを作成し、カジノ運営事業者等へ当該リストを提供することで、犯罪組織や前科者をカジノ施設へ入場させない取組みが行われている。入場禁止者リストは、過去の犯罪歴、ゲーミングに係る過去の問題行為 (ライセンス取得義務違反、脱

---

<sup>108</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VI Casino Operations Division 4 — Entry to casino premises 122

<sup>109</sup> NRS463.151 Regulations requiring exclusion or ejection of certain persons from licensed establishments: Persons included.

税)、ゲーミング産業に悪影響を及ぼす可能性がある犯罪や汚職に係る評判、政府機関からの入場禁止要請を基に作成される。

### **(3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)**

ニュージャージー州では、入場禁止措置を取ることにについて、カジノ管理法<sup>110</sup>に規定している。

入場禁止の対象には、刑事罰で有罪判決を受けた者、およびカジノ事業に対して悪影響を及ぼす可能性がある者が含まれている。ゲーミング法執行局によってすべてのカジノ施設から除外される上記入場禁止の対象者リストの作成が行われる。

### **(4) オーストラリア (クイーンズランド州)**

オーストラリア (クイーンズランド州) では、入場禁止について、カジノ管理法<sup>111</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者およびカジノ管理者 (casino manager) は、ゲーミングにおいて不正を行ったことがある顧客、ゲーミングの運営に悪影響を及ぼす可能性がある顧客、カジノの安全性に悪影響を及ぼす可能性がある顧客、またはカジノ施設において違法行為を行いカジノ運営事業者が不適切と判断した顧客、警視総監の指定した特定の人物に対してカジノ施設内に滞在およびカジノ施設への入場禁止措置を取ることができる。また、カジノ運営事業者が複数のカジノ施設を運営する場合、入場禁止措置はすべてのカジノ施設に適応することができる。

---

<sup>110</sup> Casino Control Act 5:12-71

<sup>111</sup> Casino Control Act 1982 Part 10 General Division Matters about excluding people from casinos Subdivision 2 Exclusion instigated by other persons 92, 96

この入場規制はカジノ運営事業者または警視総監 (commissioner of police service) により取り消されない限り有効である。また、入場規制を取り消した場合、カジノ運営事業者または警察関係者はただちに入場禁止者に対して取消しの通知を行うことが義務付けられている。

## 第9章

### マネー・ローンダリング対策

## 9. マネー・ローンダリング対策

### 9.1. 本人確認・取引確認の内容・実施方法

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、マネー・ローンダリング対策の本人確認・取引確認の実施について、カジノ管理法<sup>112</sup>およびシンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策）<sup>113</sup>に規定されている。

本人確認は、顧客による身分証明書等の提示に加え、信頼できる独立した外部情報による検証によって実施される。なお、次の場合は本人確認の実施が規定されている。

- 顧客が口座を開設する場合
- 顧客と一度に 10 千 SGD 以上の現金取引を行う場合
- デPOSITとして顧客から 5 千 SGD 以上を受け取った場合
- 顧客がマネー・ローンダリングまたはテロ資金調達に関与していると、合理的な疑いを抱いた場合
- 顧客について過去に得た情報の正確性が危ぶまれた場合

また、カジノ運営事業者に対し、本人確認によって得た情報の記録とその保管、および継続的に各口座での取引を監視することが規定されている。

---

<sup>112</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part VIII Casino Internal Controls 139

<sup>113</sup> Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing)

Regulations 2009, Part III Customer Due Diligence and Record-Keeping 3, 7, 8, 9, 13

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、マネー・ローンダリング対策の本人確認実施と取引内容の確認について、銀行秘密法（Bank Secrecy Acts）<sup>114</sup> およびネバダ州法 463 章<sup>115</sup>に規定されており、カジノ運営事業者が、顧客の本人確認および現金取引に関する報告義務および記録保持義務の対象となっている。

ネバダ州では、本人確認について、連邦法である銀行秘密法に規定されている。銀行秘密法の報告義務において顧客の本人特定事項を規定しており、10 千 USD 以上の現金取引が行われた場合に、顧客の氏名、住所、身分証明書、口座番号、社会保障番号もしくは納税者番号、当該取引の関係者を確認することが規定されている。また、顧客が米国人ではない場合、パスポート、外国人登録カード、その他の公的書類によって本人確認を行うことが規定されている。

また、ネバダ州では、取引確認について、ネバダ州法 463 章に規定されている。年間の総ゲーミング収益が 1,000 千 USD 以上の制限なしライセンスを保有するカジノ運営事業者に対して、全ての現金取引に関する報告および記録保持が義務付けられている。

## (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、ネバダ州と同様、連邦法である銀行秘密法を中心とした制度設計が行われている。

---

<sup>114</sup> Bank Secretary Act 103.28 Identification required.

<sup>115</sup> NRS463.125 Commission may require certain nonrestricted licensees to report and maintain records of transactions involving cash; absolute immunity from civil liability for certain disclosures about transactions involving cash; absolute privilege of certain documents.

また、カジノ運営事業者は、以下の場合には、外国人顧客の身分証明書もしくはパスポートの提示を求めることが、カジノ管理法<sup>116</sup>に規定されている。

- デポジットが 10 千 USD 以上のカジノ口座を開設する場合
- 10 千 USD 以上のチップもしくはマーカーを換金する場合

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリアでは、マネー・ローンダリング対策の本人確認の実施と取引内容の確認について、マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策法 (Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006) および金融取引報告法 (Financial Transaction Reports Act 1988) に規定されている。加えて、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金対策を行う金融情報機関 (Financial Intelligence Unit (FIU)) として、オーストラリア金融取引報告・分析センター (Australian Transaction Reports & Analysis Center (AUSTRAC)) が存在する。

カジノ運営事業者は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策法ではゲーミングを提供する業者、金融取引報告法では現金取引業者 (Cash Dealer) として、規制対象となっている。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金対策法 では、カジノ運営事業者は同法に定められたゲーミング業務 (現金をチップに替える場合、現金の支払いをする場合等) を提供する際に、顧客の身元を確認することが求められている。

---

<sup>116</sup> Casino Control Act 5:12-101.1, 5:12-101.2, 5:12-101.3

また、カジノ運営事業者は、マネー・ローンダリング対策のためにマネー・ローンダリングおよびテロ資金対策法および金融取引報告法の両法に基づき、資料を7年間保管する必要がある。

## 9.2. 金の動きの把握方法

### (1) シンガポール

シンガポールでは、金の動きを把握することについて、シンガポールカジノ諸規則（マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策）<sup>117</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、定期的に各顧客口座の動きを監視し、口座開設時に取得した顧客情報や資金源の内容と照らし合わせ、マネー・ローンダリングやテロ資金へのリスクがないかを検討するよう義務付けられている。

### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

米国では、10千USD以上の現金取引が行われた場合に、現金の流れを把握し報告すると、銀行秘密法<sup>118</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、現金の受領額（Cash In）、および支払額（Cash Out）を記録している。現金の受領には、顧客によるチップ・トークンの購入、フロントマネーの預入、与信に対する支払い、賭博、カジノへの電子送金、カジノ小切手の購入、外貨両替、ゲーミング機器への現金投入が含まれる。また、現金の支払いには、カジノ運営事業者によるチップ、トークン、バウチャーの払戻し、フロントマネーの払戻し、与信の付与、顧客の勝ち金の払戻し、顧客への電子送金、トーナメントへの支払い、および顧客による外貨両替、旅費およびコンプリメンタリーの支払いが含まれる。

---

<sup>117</sup> Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2009 Part III Customer Due Diligence and Record-Keeping 13

<sup>118</sup> Bank Secretary Act 103.22 Reports of transactions in currency.

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、ネバダ州と同様 10 千 USD 以上の現金取引が行われた場合に、現金の流れを把握し報告すると、銀行秘密法<sup>119</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、10 千 USD 以上のチップもしくはマーカーを換金した顧客情報（パスポート番号を含む）を 30 日に一度、ゲーミング法執行局に報告することを、カジノ管理法<sup>120</sup>に規定されている。

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

オーストラリア（クイーンズランド州）では、金の動きの把握方法について、「オーストラリアにおけるカジノ施設でのマネー・ローンダリング（Money Laundering in Australian Casinos）」に記載されている。

カジノ施設における疑わしい金の動き（suspected money laundering in casino）を把握するために、オーストラリア（クイーンズランド州）では、以下の 2 点を実施している。

- カジノ運営事業者によるカジノ施設内のモニタリング
- オーストラリア取引報告分析センターによる特定金融情報分析（financial intelligence gathered by AUSTRAC）

カジノ運営事業者によるカジノ施設内のモニタリングにおいて発覚した、疑わしい金の動きに関する情報は、オーストラリア取引報告分析センターに報告され、その情報を基に特定金融情報分析が行われる。特定金融情報分析において疑わしい金の動きを検知した場合は、犯罪局（crime agencies）および取締り機関

---

<sup>119</sup> Bank Secretary Act 103.22 Reports of transactions in currency.

<sup>120</sup> Casino Control Act 5:12-101.3

へ、タスクフォースメカニズム (task force mechanism) を通じて共有される。カジノ運営事業者は取締り機関に協力するが、直接的な関与はしない。

なお、10 千 AUD 以上のゲーミングに関わる取引が行われた場合、カジノ運営事業者はオーストラリア取引報告分析センターに対する報告義務を負う。

### 9.3. 疑わしい取引のガイドライン

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、警察当局の所轄である通商局 (Commercial Affairs Department) のウェブサイトにおいて、疑わしい取引のガイドラインとしてシンガポールカジノ諸規則 (マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対策)<sup>121</sup>が指定されている。

カジノ運営事業者は、顧客との間で 10 千 SGD を超える現金取引があった場合、通商局の所轄である疑わしい取引管理当局 (The Suspicious Transaction Reporting Office (STRO)) に対し、取引から 15 日以内にその取引に関する記録を提出すること、提出から 5 年間は、その記録および関連書類を保管しておくことが規定されている。また、内部統制の一環として、カジノ規制機構に疑わしい取引の報告書を届け出ることが規定されている。

#### (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、カジノ運営事業者はノンバンク金融機関 (Non-Bank Financial Institutions (NFBIs)) として反マネー・ローリング/テロリ

---

<sup>121</sup> Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2009 Part II Cash Transactions 3, Part III Customer Due Diligence and Record-Keeping 16

ズムに対する資金供与対策（Anti-Money Laundering/Combating the Financing of Terrorism）の規制対象とされ、以下を義務付けられていることが、銀行秘密法<sup>122</sup>に規定されている。

- 銀行秘密法の要件に従った報告および記録
- 疑わしい取引の届出

また、銀行秘密法補足 B「要綱」では、以下のコンプライアンス要綱を定めている。

- 各カジノ施設は、合衆国法典 31 における 53 章 (31 U.S.C. chapter 53) 「金融取引」で定められた要件や規制を遵守するため、要綱の策定および文書化を行う
- コンプライアンス要綱は、コンプライアンスに係る内部統制、コンプライアンスに対する内部・外部検査、非日常的または疑わしい取引を発見するためのトレーニング等に関する項目を含む必要がある

そのほか、銀行秘密法補足 C「報告義務」において、本人確認について定めている。カジノ運営事業者は、金融機関と同様に、以下の本人確認を行う。

- 提示を受けた身分証、口座番号、社会保障番号、納税者番号等を検証および記録すること
- 取引相手の氏名と住所を検証および記録をすること
- 取引相手が外国人の場合は、パスポート、外国人身分証明カード、またはその他公的な文書（住所が記載された運転免許証等）を確認すること

---

<sup>122</sup> Bank Secrecy Act Part 1021, Part 1010

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、疑わしい取引について、ネバダ州と同様、銀行秘密法に準拠している。

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

オーストラリア（クイーンズランド州）では、疑わしい取引のガイドラインについて、金融取引報告法<sup>123</sup>に規定されている。

カジノ運営事業者は、金融取引報告法に基づき疑わしいと思われる取引があった場合、オーストラリア取引報告分析センターに対し、疑わしい取引報告書（Suspect Transaction Report (SUSTRs)）の提出を行う必要がある。金融取引報告法は、「疑わしい」の定義を、脱税の疑いがある行為、連邦法に違反する行為、またはテロ資金に係る取引等としている。

オーストラリア取引報告分析センターが例示する、疑わしい取引と思われる兆候には、以下のものがある。

- ゲーミングの勝ち金を海外の銀行口座に送金する行為
- チップを購入した後、ゲーミングを行わず即座に現金に換金する行為 等

---

<sup>123</sup> Financial Transaction Reports Act 1988, Part II Transaction reports, Division 2 Reports of suspicious transactions, 16 Reports of suspicious transactions

## 第 10 章

### カジノ管理委員会

## 10. カジノ管理委員会

### 10.1. 体制

#### (1) シンガポール

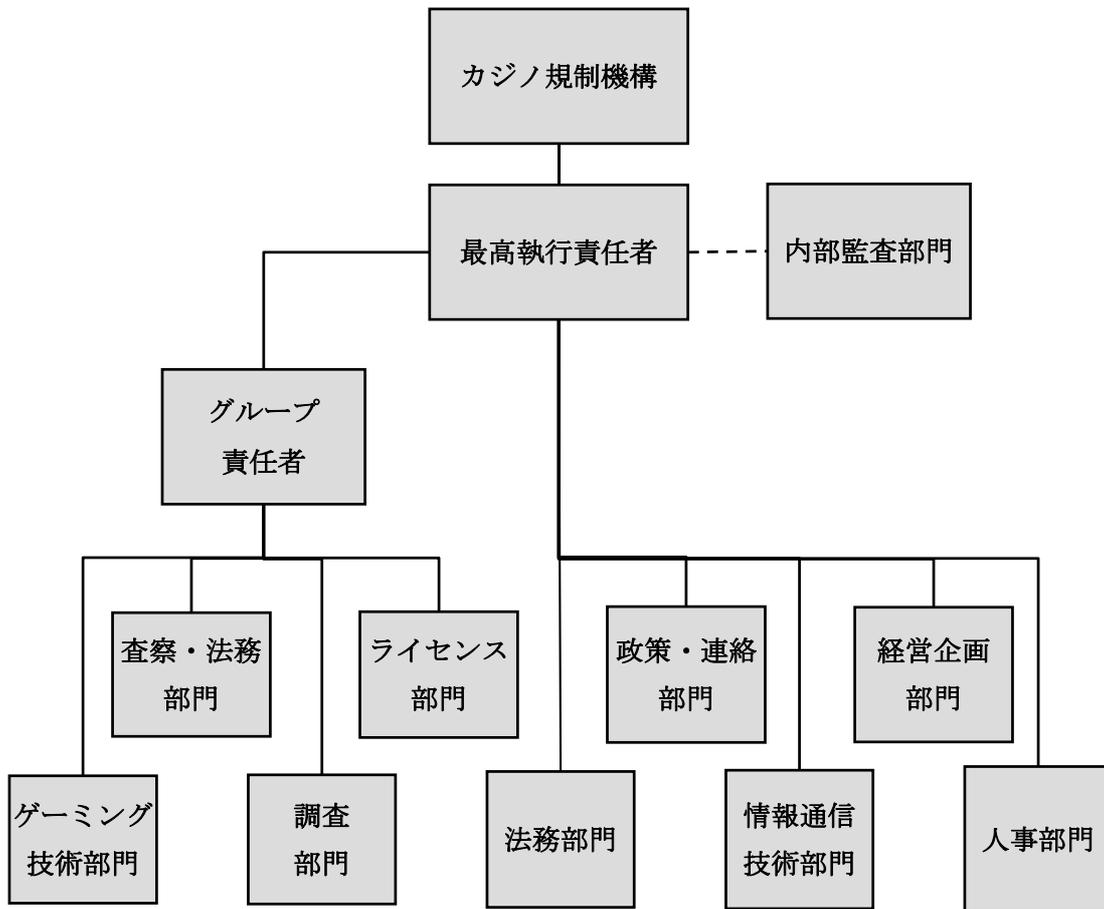
シンガポールでは、内務省の下に、カジノ規制機構が設置されている。

カジノ規制機構は、最高執行責任者（Chief Executive）の下の5部門、最高執行責任者の管理下にあるグループ責任者（Group Director（Operations））の下の4部門と、さらに最高執行責任者と同位の、内部監査部門（Internal Audit Unit）で構成されている。また、カジノ規制機構は、関連法規制法令等の施行と運営のため、その管轄下に委員会を設置している。執行委員会（Executive Committee）、監査委員会（Audit Committee）、予算委員会（Budget Review Committee）、懲戒委員会（Disciplinary Committee）、法制委員会（Legal And Regulatory Committee）、技術助言委員会（Technology Advisory Committee）の6委員会が設置されている。

「シンガポールにおけるカジノ規制機構の体系図」は以下のとおりである。

(図表 10-1)

図表 10-1 シンガポールにおけるカジノ規制機構の体制図



委員会 (Committee)	
●	執行委員会 (Executive Committee)
●	監査委員会 (Audit Committee)
●	予算委員会 (Budget Review Committee)
●	懲戒委員会 (Disciplinary Committee)
●	法制委員会 (Legal And Regulatory Committee)
●	技術助言委員会 (Technology Advisory Committee)

(出典：Casino Regulatory Authority 『Organization Structure』、Casino Control Act Part II Casino Regulatory Authority of Singapore Division 2 — Functions, duties and powers of Authority 12 を基に監査法人トーマツ作成)

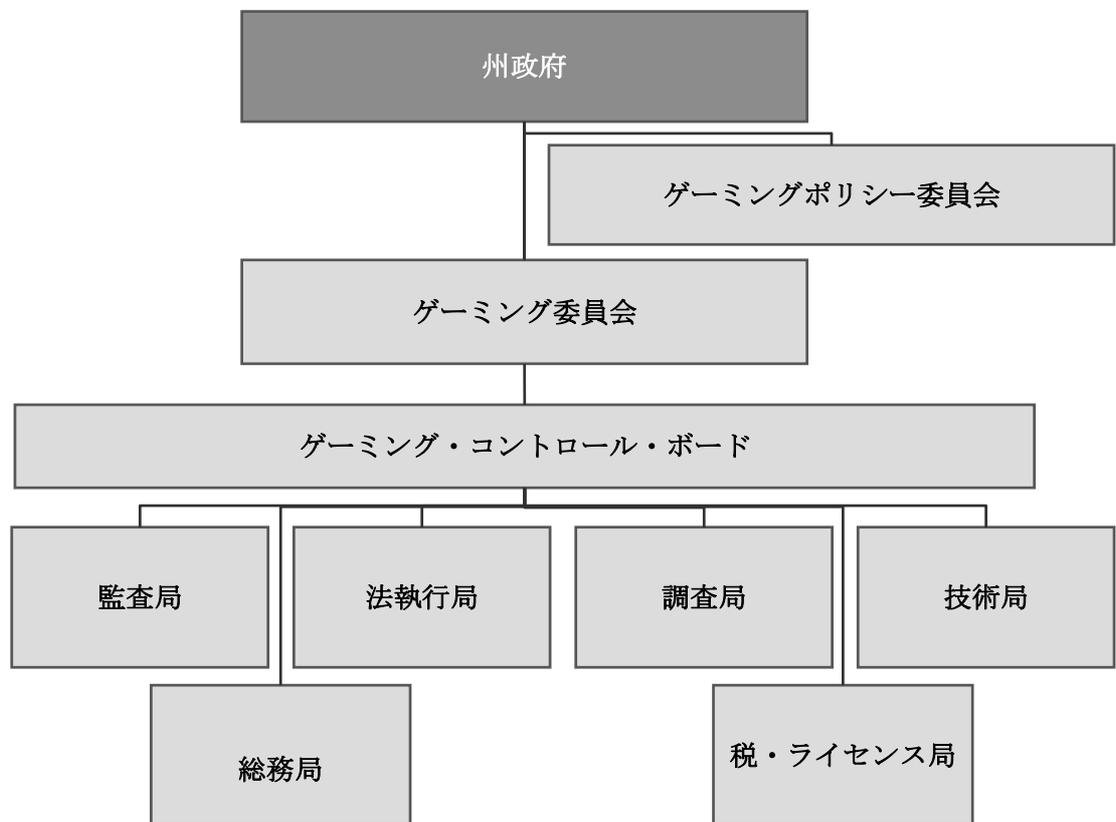
## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、州政府の下にゲーミング委員会とゲーミング・コントロール・ボードが設置されている。ゲーミング委員会は、州知事によって任命された 5 名で構成されている。ゲーミング・コントロール・ボードは、州知事によって任命された 3 名によって構成された行政委員会であり、その下に総務課 (Administration Division)、監査課 (Audit Division)、法執行課 (Enforcement Division)、調査課 (Investigation Division)、税・ライセンス課 (Tax & License Division)、および技術課 (Technology Division) が設置されている。

「ネバダ州におけるゲーミング委員会およびゲーミング・コントロール・ボードの体制図」は以下のとおりである。（図表 10-2）

図表 10-2 ネバダ州におけるゲーミング委員会

およびゲーミング・コントロール・ボードの体制図



(出典：Nevada Gaming Control Board ウェブサイト 『Divisions』を基に  
監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、財務省の下にカジノ管理委員会が設置されている。カジノ管理委員会はニュージャージー州のカジノ運営事業者およびその従業員に対するライセンス付与等の責務を負っている。

カジノ管理委員会は現在州知事から指名されたメンバーで構成され、その中には委員長および委員が含まれる。委員長は、提出されたライセンス申請を承認

するために、全てのカジノ管理委員会の開催、カジノ管理委員会の運営予算の承認、カジノ管理委員会の監視、指導および統制等を実施しなければならない。

カジノ管理委員会の下に、法務局 (Office of the General Counsel) 、管理部 (Chief of Staff) 、および執行部 (Division of Regulatory Affairs) の 3 つの部門 (Division) が、さらにその下に主に 7 つの課 (Unit) が設置されている。

法務局はカジノ管理委員会に法令等上のアドバイスを行い、秘書官 (Executive Secretary) は、カジノ管理委員会の行政事務や一般管理公式文書の封印と保管に責務を負っている。法務局の下にはカジノライセンス課 (Casino Licensing Unit) 、審査課 (Hearings and Appeals Unit) 、および庶務課 (Standards & Procedures Unit) が設置されている。

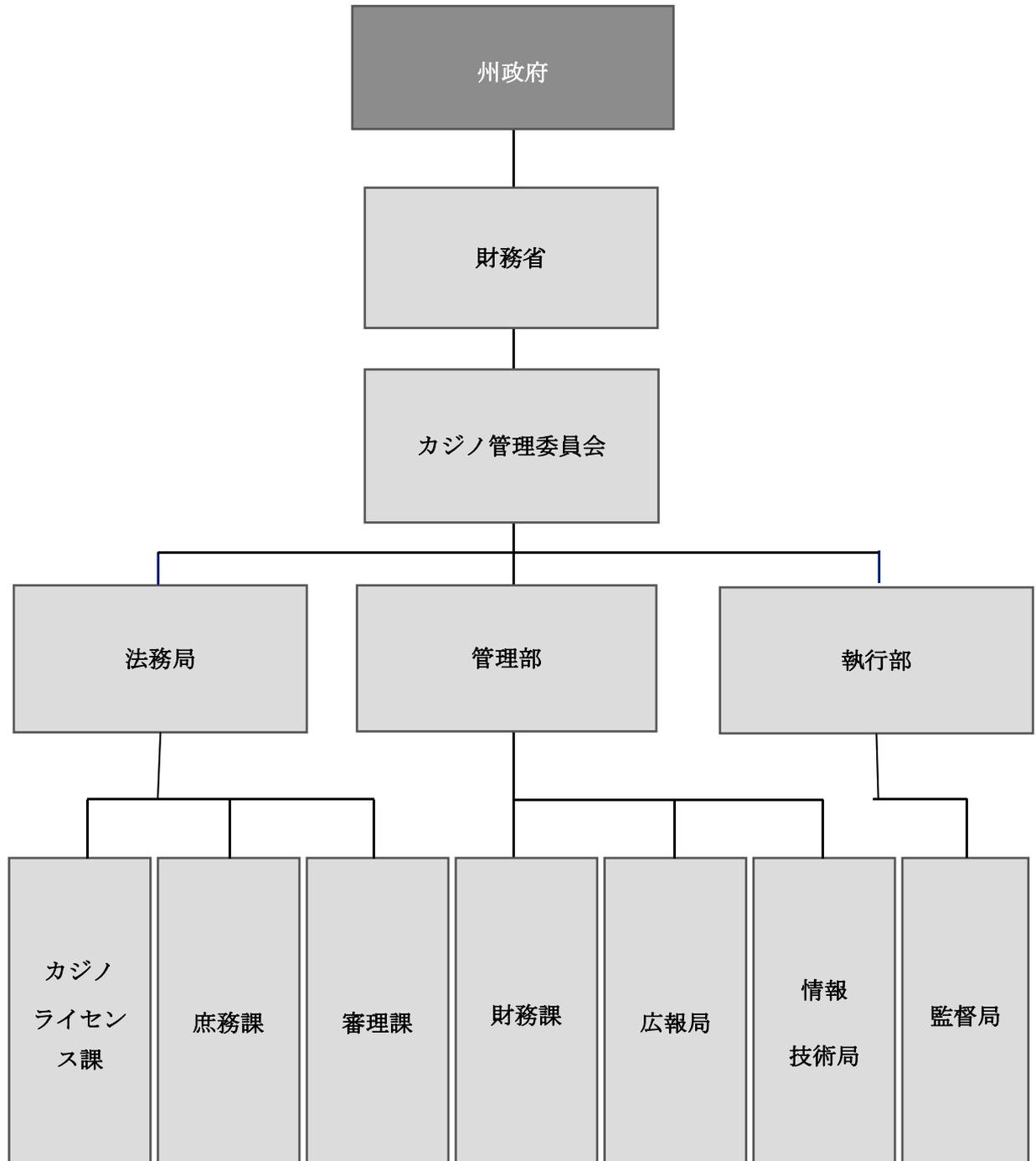
管理部は、メディアや公共への情報の伝達に責務を負っており、広報や、財務、情報技術等の課から構成される。

執行部は、法務以外のカジノ管理委員会の全ての法的責任を執行する責任を負っており、執行部の下には、監督局 (Director's Office) が設置されている。

ゲーミング法執行局は、法務・公共安全省に属し、主にライセンス申請者の調査、カジノ施設の運営のモニタリング、電子ゲーミング機器の検査等の責務を負っており、カジノ管理委員会に報告を行う。

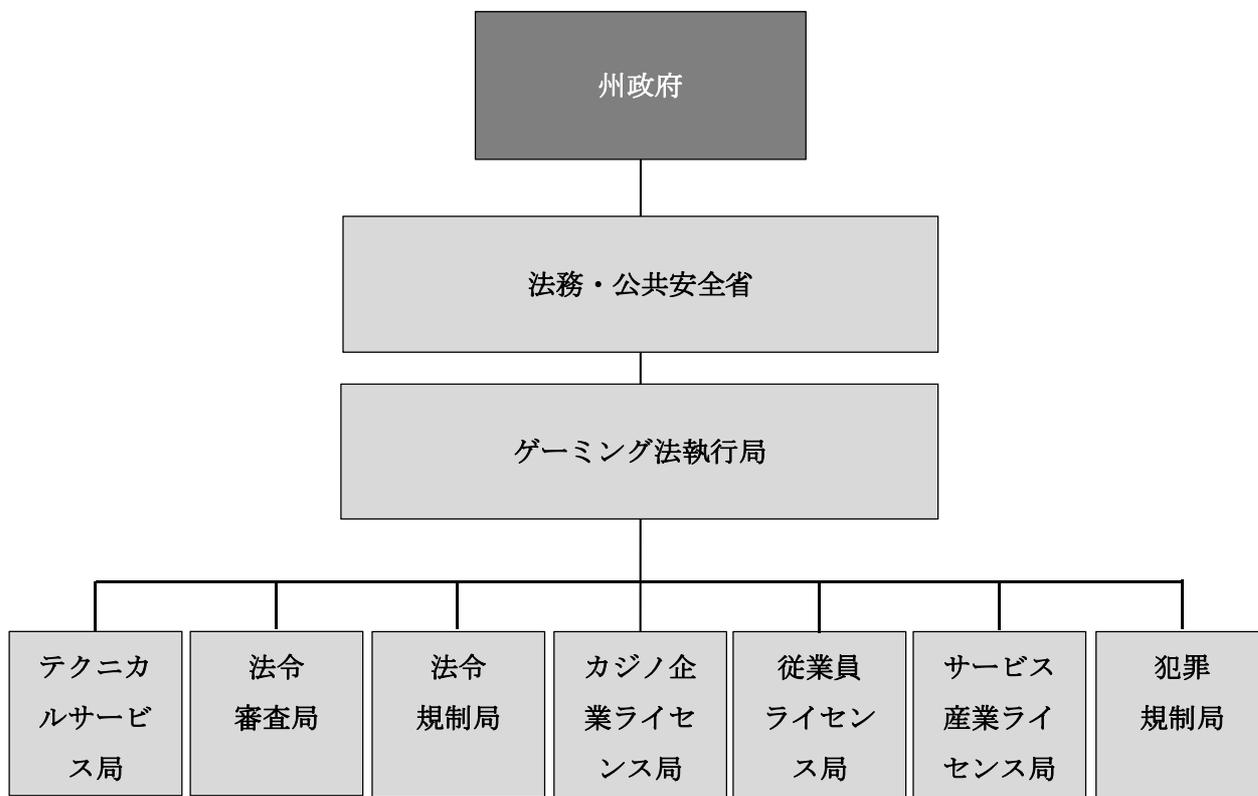
「カジノ管理委員会の体制図」、「ゲーミング法執行局の体制図」は以下のとおりである。(図表 10-3、図表 10-4)

図表 10-3 カジノ管理委員会の体制図



(出典：Casino Control Commission 『Annual Report 2013 Organizational Chart and Statistics』を基に監査法人トーマツ作成)

図表 10-4 ゲーミング法執行局の体制図



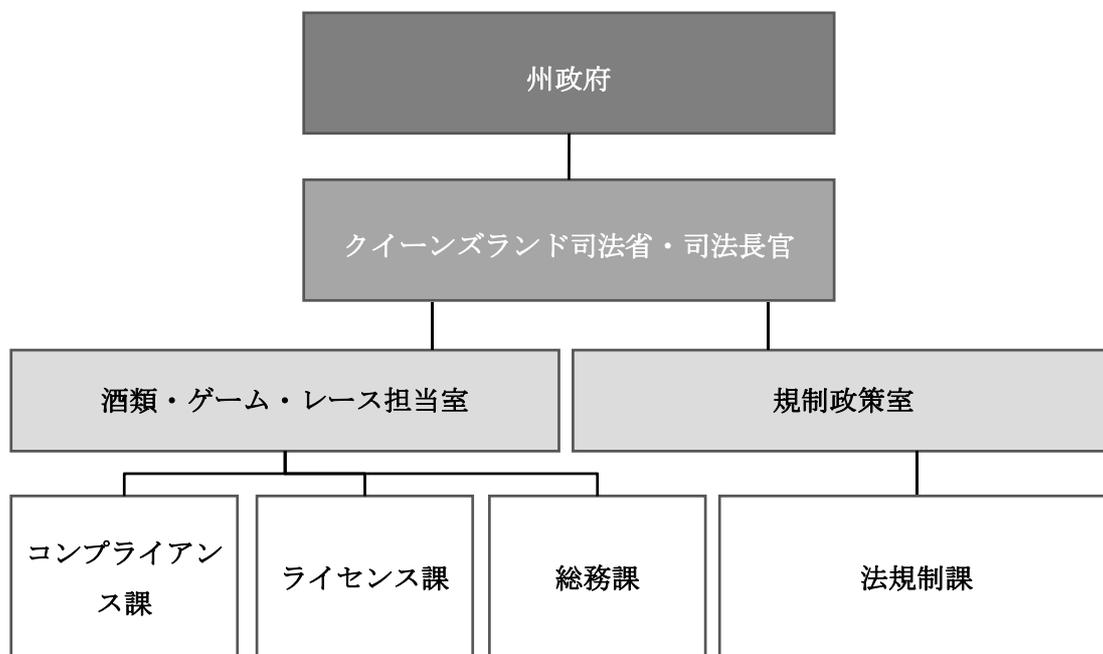
(出典 : Division of Gaming Enforcement 『New Jersey Office of The Attorney General Annual Report 2012』) を基に監査法人トーマツ作成)

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、クイーンズランド司法省・司法長官 (Department of Justice and Attorney-General) の下に、規制政策当室 (Office of Regulatory Policy) および酒類・ゲーム・レース担当室 (Office of Liquor and Gaming Regulation) が設置されている。

酒類・ゲーム・レース担当室は、クイーンズランド州司法省の一部門で、クイーンズランド州の酒類およびゲーミングサービスの提供を規制している。各種ヘルプサービスやコミュニティーグループと緊密に連携し、ゲーミングや飲酒に関する認識を高めることで、コミュニティーに対する負の影響の軽減を担っている。規制政策担当室も同様に、クイーンズランド州司法省の一部門で、クイーンズランド州のアルコール飲料およびゲーミングに関わる政策、先住民に関する政策、アルコール飲料およびギャンブルによる害の最小化を目的とする政策の作成、執行等を担っている。「オーストラリア (クイーンズランド州) におけるカジノ規制関連機関の体制」は以下のとおりである。(図表 10-5)

図表 10-5 オーストラリア（クイーンズランド州）におけるカジノ規制関連機関の体制



(出典：Office of Liquor and Gaming Regulation 『Office of Liquor and Gaming Regulation organizational structure』 および Office of Liquor and Gaming Regulation ウェブサイトを基に監査法人トーマツ作成)

## 10.2. 権限

### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ規制機構の役割・権限について、カジノ管理法<sup>124</sup>に規定されている。

カジノ規制機構は、活動指針として、カジノ施設の管理およびその運営が犯罪等の影響を受けず、かつ利己的な利用がなされていない状態にあること、カジノ施設内で行われるゲーミングが誠実に実施されていることを担保するとともに、未成年者、社会的弱者、および社会へ与えうる悪影響を抑制しコントロ

<sup>124</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part II Casino Regulatory Authority of Singapore Division 2 — Functions, duties and powers of Authority 9, 10, 12

ールしていくことを定めている。また、カジノ規制機構は、カジノ管理法を執行し、内務大臣の承認を得てシンガポールカジノ諸規則を制定および執行する権限を有している。そのほか、委員会に対し、その業務遂行において必要となる権限を委任することができる。

## **(2) アメリカ合衆国（ネバダ州）**

ネバダ州では、ゲーミング・コントロール・ボードのウェブサイトによると、ゲーミング委員会は、主にネバダ州法の施行、ネバダ州諸規則の制定およびライセンスの承認を行う権限を有している。また、ゲーミング・コントロール・ボードは、主にネバダ州法およびネバダ州諸規則の施行、補足の制定、およびライセンス付与に係る調査等を行う権限を有している。

## **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

ニュージャージー州では、カジノ管理委員会が有する以下の権限について、カジノ管理法<sup>125</sup>に規定されている。

- カジノライセンスおよび特定従業員ライセンスの審査・付与を行う権限
- ゲーミング法執行局の判断に対する不服申し立てにおける対応を行う権限

## **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

司法省の年次報告書によると、酒類・ゲーム・レース担当室の目的は、カジノ管理法を初めとするカジノ産業等に関連する諸規則を施行し、飲酒問題やギャ

---

<sup>125</sup> Casino Control Act 5:12-63, 5:12-76

ンブルから受ける潜在的な被害を最小化し、誠実性の維持および社会への還元（交付金等）を行うことである。

### 10.3. 財源措置

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノ規制機構の財源について、カジノ管理法<sup>126</sup>に規定されている。

カジノ規制機構の財源は、国会で決定され内務大臣から付与される補助金（Grants-in-aid）、カジノ管理法に基づきカジノ規制機構が徴収したカジノライセンス料（Casino License Fees）、ライセンス申請手数料（Application Fees）、罰金（Fine）、課徴金（Financial Penalty）、その他カジノ規制機構が受領した寄付金、配当、利息、ロイヤリティ、借入金等のほか、カジノ規制機構保有の資産・資金を運用して得た利息とされている。

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、ゲーミング委員会およびゲーミング・コントロール・ボードの運営財源は、一般財源（General Fund）であるとネバダ州法 463 章<sup>127</sup>に規定されている。

---

<sup>126</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part II Casino Regulatory Authority of Singapore Division 4 — Financial provisions 18, 21

<sup>127</sup> NRS463.027 Board to furnish administrative and clerical services and equipment to Commission; administrative costs.

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

ニュージャージー州では、カジノ管理委員会およびゲーミング法執行局の運営財源はカジノライセンス料、ジャンケットライセンス料、スロット機器の認証料等であることがカジノ管理法<sup>128</sup>に規定されている。

### (4) オーストラリア（クイーンズランド州）

クイーンズランド州政府の資料によると、クイーンズランド司法省・司法長（酒類・ゲーム・レース担当室）の主な運営財源は、クイーンズランド州政府（Queensland Treasury）からの一般財源（Consolidated Fund）である。

## 10.4. 人材育成・キャリアパス

### (1) シンガポール

カジノ規制機構の年次報告書（2012年）によると、カジノ規制機構は人材育成・キャリアパスの一環として、内務省との共同研修プログラムの実施や、アメリカ合衆国ネバダ州のゲーミング・コントロール・ボードへの訪問研修を行っている。また、2013年には、アメリカ合衆国ペンシルベニア州のゲーミング・コントロール・ボード（Pennsylvania Gaming Control Board）への訪問研修などを行った。

### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ゲーミング・コントロール・ボードのウェブサイトによると、ゲーミング・コントロール・ボードでは、部門別採用を実施している。研修は部門間で異なり、

---

<sup>128</sup> Casino Control Act 5:12-143

OJTに加え、監査局では20～50時間の座学、税・ライセンス局では外部セミナーへの参加などの研修が行われている。

### **(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）**

カジノ管理委員会の年次報告書によると、カジノ管理委員会の戦略的な目的は、法的責任に加え、プロフェッショナルな業務環境への取り組みにある。カジノ管理委員会やゲーミング法執行局の職員は、アトランティックシティの地域奉仕や、倫理研修、アトランティックシティ警察当局による安全および危機管理のプレゼンテーション、ならびにリーダーシップ研修等の研修やセミナーに参加している。

### **(4) オーストラリア（クイーンズランド州）**

オーストラリア（クイーンズランド州）では、人材育成を目的として、酒類・ゲーム・レース担当室職員に対し、対面式の研修、オンラインの研修、経営者および幹部（Senior Executive Service or equivalent officers）に対する倫理研修等の実施が、公務員倫理法（Public Sector Ethics Act 1994）<sup>129</sup>に規定されている。

---

<sup>129</sup> Public Sector Ethics Act 1994 Part 4 Codes of conduct for public officials 12K

## 第 11 章

ライセンス料、納付金・課税

## 11. ライセンス料、納付金・課税

### 11.1. ライセンス料

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、ライセンス料について、カジノ管理法<sup>130</sup>およびシンガポールカジノ諸規則（ライセンスと費用）<sup>131</sup>に規定されている。

ライセンス料は、カジノ運営事業者に対して、1施設のみカジノ施設が営業している場合には年間 22.8 百万 SGD、2施設ともカジノ施設が営業している場合には1施設当たり 19 百万 SGD を徴収することとしている。また、カジノ運営事業者は、カジノ規制機構に対し、ライセンスの有効期間開始前にそのライセンス料を支払うことが規定されている。そのほかにも、カジノ運営事業者に対し、カジノ規制機構はライセンスの新規申請時に 1,100SGD、更新の申請時に 850SGD、ライセンス申請時カジノ規制機構に提出したカジノ施設とその他の施設の境界線変更時に 270SGD を徴収することが規定されている。

「シンガポールのカジノ運営事業者から徴収されるライセンス料」は、以下のとおりである。（図表 11-1）

図表 11-1 シンガポールのカジノ運営事業者から徴収されるライセンス料

種類		金額 (SGD)
申請料		1,100
ライセンス料	1 施設のみ営業している場合	22.8 百万
	2 施設とも営業している場合	19 百万

<sup>130</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part III Licensing of Casinos 49A, 52

<sup>131</sup> Casino Control (Casino Licence and Fees) Regulations 2009 Part I Casino Licence 6, Part II Boundaries of Casino Premises 9, 10, The Schedule Fees

更新料 (3 年毎)	850
境界線変更料	270

(出典：Casino Control (Casino Licence and Fees) Regulations 2009 『THE SCHEDULE Fees』 を基に監査法人トーマツ作成)

また、カジノ管理法<sup>132</sup>およびカジノ規制機構の報告書 (2013 年) によると、ライセンス料はカジノ規制機構に属し、組織の運営のため、人件費、福利厚生費、土地賃貸料等に支出されている。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、スロットマシンやゲームの台数に応じたライセンス料がネバダ州法 463 章<sup>133</sup>に規定されている。カジノ運営事業者が制限なしライセンスの保有者である場合、スロットマシンの台数に応じ、ライセンス料として四半期毎にスロットマシン 1 台当たり 20USD が徴収されるほか、ゲームの台数に応じて年次および四半期毎にライセンス料が徴収される。

また、総ゲーミング収益 (GGR) に対しても、一定の比率でカジノ運営事業者からライセンス料が月次で徴収される。カジノ運営事業者が制限付きライセンス保有者である場合、スロットマシンの台数に応じて 81USD~1,815USD の間でライセンス料が徴収される。

<sup>132</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part II Casino Regulatory Authority of Singapore Division 4 — Financial provisions 20

<sup>133</sup> NRS463.375 Quarterly fee for state license for nonrestricted operation; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons, NRS463.380 Annual fee for state license based on number of games operated. NRS463.383 Quarterly fee for state license based on number of games operated.

ネバダ州では、徴収されたライセンス料は一般財源（General fund）に納められるとネバダ州法 463 条<sup>134</sup>に規定されている。

「ネバダ州のスロットマシンの台数に応じて四半期毎に徴収されるライセンス料」は以下のとおりである。（図表 11-2）なお、当該ライセンス料は制限付きライセンス保有者にのみ適応される。

図 11-2 ネバダ州のスロットマシンの台数に応じて四半期毎に徴収されるライセンス料

スロットマシンの台数	金額 (USD)
1 台	81
2 台	162
3 台	243
4 台	324
5 台	405
6 台	546
7 台	687
8 台	828
9 台	969
10 台	1,110
11 台	1,251
12 台	1,392
13 台	1,533

<sup>134</sup> NRS 463.385 Annual excise tax upon slot machines: Imposition; collection; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons; deposit and use of receipts.

14 台	1,674
15 台	1,815

(出典 : NRS463.375 Quarterly fee for state license for nonrestricted operation; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons を基に監査法人トーマツ作成)

「ネバダ州のゲームの台数に応じて四半期毎に徴収されるライセンス料」は以下のとおりである。(図表 11-3) なお、当該ライセンス料は制限なしライセンス保有者にのみ適応される。

図表 11-3 ネバダ州のゲームの台数に応じて四半期毎に徴収されるライセンス料  
(ゲームの台数が 10 台以下の場合)

ゲームの台数	金額 (USD)
1 台	12.50
2 台	25.00
3 台	50.00
4 台	93.75
5 台	218.75
6~7 台	375.00
8~10 台	750.00

(ゲームの台数が 11 台以上の場合)

ゲームの台数	金額 (USD)
1~16 台	12.50
17~26 台	25.00

27～35 台	50.00
36 台以上	93.75

(出典 : NRS 463.383 Quarterly fee for state license based on number of games operated を基に監査法人トーマツ作成)

「ネバダ州のゲームの台数に応じて年次で徴収されるライセンス料」は以下のとおりである。(図表 11-4) なお、当該ライセンス料は制限なしライセンス保有者にのみ適応される。

図表 11-4 ネバダ州のゲームの台数に応じて年次で徴収されるライセンス料

ゲームの台数	金額 (USD)
1 台	100
2 台	200
3 台	400
4 台	750
5 台	1,750
6～7 台	3,000
8～10 台	6,000
11～13 台	650×ゲーム台数
14～16 台	1,000×ゲーム台数
17 台以上	16,000 + [200× (ゲーム台数 - 16 台)]

(出典 : NRS463.380 Annual fee for state license based on number of games operated を基に監査法人トーマツ作成)

「ネバダ州の総ゲーミング収益（GGR）に応じて徴収に応じて月次で徴収されるライセンス料」は以下のとおりである。（図表 11-5）なお、当該ライセンス料は制限なしライセンス保有者にのみ適応される。

図表 11-5 ネバダ州の総ゲーミング収益（GGR）に応じて年次で徴収されるライセンス料

総ゲーミング収益 (GGR)	税率
50,000USD 以下	3.5%
50,000USD 超、134,000USD 以下	4.5%
134,000USD 超	6.75%

(出典 : NRS 463.370 Monthly fee for state license; fee for licensee operating less than full month; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons; underpayments and overpayments; cessation of operation; offset of certain losses を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

カジノ運営事業者のライセンス料について、カジノ管理法<sup>135</sup>に規定されている。

「ニュージャージー州の各カジノ運営事業者から徴収されるライセンス料」は以下のとおりである。（図表 11-6）

図表 11-6 ニュージャージー州の各カジノ運営事業者から徴収されるライセンス料

種類	金額 (USD)
ライセンス申請料 (Initial license fee)	100 千

<sup>135</sup> Casino Control Act 5:12-139

ライセンス発行料 (Issuance fee)	200 千
年間ライセンス料 (使用されているスロットマシン 1 台につき)	500

(出典 : Casino Control Act 5:12-139,140,141,142,143 を基に監査法人トーマツ作成)

カジノ運営事業者に対するライセンスの期限については、規定されていない。ただし、ライセンス発行から 5 年以内、以後 5 年毎に、カジノ管理委員会に対して書類を提出する必要がある。ライセンス更新料は規定されていない。

なお、ニュージャージー州では、徴収されたライセンス料は特別財源としてカジノ規制基金 (Casino control fund) に納められることが、カジノ管理法<sup>136</sup>で規定されている。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、ライセンス料について、カジノ管理法<sup>137</sup>に記載されている。

カジノライセンス保有者は、四半期に一度酒類・ゲーム・レース担当室にカジノライセンス料を支払う必要がある。4 つのカジノ施設の全てが、222 千 AUD を各四半期が始まる前に支払う必要がある。カジノライセンスが期中に発行された場合は、ライセンス料はそのライセンスが発行される前に支払われる必要があり、金額は期の残日数に比例する。なお、カジノライセンス料は適宜改定される。

<sup>136</sup> Casino Control Act 5:12-143

<sup>137</sup> Casino Control Act 1982 Part 5 Fees, taxes, and levies 50

カジノ運営事業者に対するライセンスの有効期間は、酒類・ゲーム・レース担当室によるカジノライセンスの取消、またはカジノライセンス保有者によるライセンスの放棄がない限り、無期限である。

「オーストラリア（クイーンズランド州）ライセンス料」は以下のとおりである。（図表 11-7）

図表 11-7 オーストラリア（クイーンズランド州）ライセンス料

種類	金額 (AUD)
従業員ライセンス申請料	466.00
特定従業員ライセンス申請料	466.00
特定従業員ライセンス申請料	889.10
従業員ライセンス、特定従業員ライセンスの再発行料	34.25
カジノライセンス料	222 千
ジャンケット業務に関わる審査料	889.10

(出典：Casino Control Regulation 1999 Schedule 4 Fees を基に  
監査法人トーマツ作成)

## 11.2. 納付金・課税

### (1) シンガポール

シンガポールでは、顧客に対する課税（顧客がギャンブルで勝った金額 (Winnings)）については、非課税として、シンガポール国税庁 (Inland Revenue Authority of Singapore) が規定している。

シンガポールでは、カジノ運営事業者に対する課税（カジノ税 (Casino Tax)）について、カジノ管理法<sup>138</sup>に規定されている。

<sup>138</sup> Casino Control Act (Chapter 33A) Part IX Casino Tax 146

カジノ税は、カジノ運営事業者の富裕層顧客から得た総ゲーミング収益 (Gross Gaming Revenue (GGR)) の 5%、それ以外の顧客から得た総ゲーミング収益の 15%を月次で徴収することが規定されている。

また、2ヶ所目のカジノ開設地が指定されてから 15 年間は上記の税率を上げないとされている。

そのほか、通常の企業と同様に、法人税 (Corporate Tax)、財・サービス税などを支払う義務がある。

## (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

ネバダ州では、顧客に対する課税について、アメリカ合衆国内国歳入庁のウェブサイトに記載されている。顧客がスロットマシンにおいて、12 千 USD 以上の勝ち金を取得した場合、納税申告書 (Form W-2G) を使用し、当該勝ち金をアメリカ合衆国内国歳入庁に申告する必要がある。ネバダ州では、カジノ運営事業者に対する課税 (カジノ税) についてネバダ州法 463 章<sup>139</sup>に規定されている。カジノ税は、カジノ運営事業者のスロットマシンの台数に応じて年次で徴収することとしている。

またネバダ州では、ライブエンターテイメント税 (Live Entertainment Tax) についてネバダ州法 368 章 A<sup>140</sup>に規定されている。ライブエンターテイメント税はカジノ運営事業者から徴収されることとしている。ライブ等のエンターテイメント事業において、顧客の人数が 7,500 人未満の場合は、ライブへの入場

---

<sup>139</sup> NRS463.385 Annual excise tax upon slot machines: Imposition; collection; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons; deposit and use of receipts.

<sup>140</sup> NRS368A.200 Imposition and amount of tax; liability and reimbursement for payment; ticket for live entertainment must indicate whether tax is included in price of ticket; exemptions from tax.

料およびライブ会場で顧客が食事や軽食 (Refreshments)、商品購入 (Merchandise purchased) 等に使用した金額の 10%がライブエンターテイメント税として徴収される。また、顧客の人数が 7,500 人以上の場合は、当該ライブへの入場料の 5%がライブエンターテイメント税として徴収される。

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、総ゲーミング収益に係る税金 (Tax on gross revenues) について、カジノ管理法<sup>141</sup>に規定されている。

総ゲーミング収益に係る税金については、カジノ運営事業者に対して、顧客から得た課税対象である総ゲーミング収益の 8%を徴収することとしている。総ゲーミング収益とは、カジノライセンス保有者がゲーム運営 (スポーツプールを含む) から実際に受け取った金額の合計から、顧客に対して賞金として実際に支払った金額の合計を控除した金額である。

上記以外に、カジノ運営事業者は、総ゲーミング収益に対して 2.5%を代替投資税 (Investment Alternative Tax) として課せられることが、カジノ管理法<sup>142</sup>に規定されている。

総ゲーミング収益に係る税金および代替投資税は、ニュージャージー州のカジノ歳入基金 (Casino Revenue Fund) に納入されることが、カジノ管理法<sup>143</sup>で規定されている。

---

<sup>141</sup> Casino Control Act 5:12-144

<sup>142</sup> Casino Control Act 5:12-148.2

<sup>143</sup> Casino Control Act 5:12-145

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、カジノ運営事業者に対する課税 (カジノ税) が、カジノ管理法<sup>144</sup>に規定されている。

カジノ税は総ゲーミング収益 (casino gross gaming revenue) に対して課税され、税率は施設毎に州政府との協定によって定められている。総ゲーミング収益とは、カジノ運営事業者が稼得した勝ち金の純額である。

「オーストラリア (クイーンズランド州) 各カジノ運営事業者に賦課される税率」は以下のとおりである。(図表 11-8)

---

<sup>144</sup> Casino Control Act 1982 Part 5 Fees, taxes, and levies

図表 11-8 オーストラリア（クイーンズランド州）各カジノ運営事業者に賦課される税率

	税率			
	ゲーミング機器 収入	電子テーブル ゲーム収入	その他ゲーム 収入	ジャンケット 収益
Jupiters Townsville Hotel and Casino	20%	10%	10%	10%
Jupiters Casino (Gold Coast)	30%	20%	20%	10%
Jupiters Treasury Casino (Brisbane)	30%	20%	20%	10%
Reef Casino (Cairns)	20%	10%	10%	10%

(出典：Casino Control Regulation 1999 Part 4 Casino tax 19 Percentage determined for casino gross revenue—Act, s 51 (4) 、Casino Control Regulation 1999 Part 4 Casino Tax 19A Percentage determined for premium junket revenue および Office of Liquor and Gaming Regulation 「Fees and charges Queensland gaming licensing」を基に監査法人トーマツ作成)

また、クイーンズランド州の各カジノ施設（ジュピターズ、トレジャリー、タウンズビル、リーフ）では、総ゲーミング収益の1%を毎年ギャンブルコミュニティベネフィット基金（Gambling Community Benefit Fund (GCBF)）へ納付しており、納付金はギャンブルコミュニティベネフィット委員会（Gambling Community Benefit Committee）で運用される。この納付金は交付金として、基金へ申請した非営利組織（nor-for-profit organization）に、年4回（8月、11月、2月、5月）交付される。

## 第 12 章

### 罰則

## 12. 罰則

### (1) シンガポール

シンガポールでは、カジノに係る法令等に違反した個人または法人に対する罰則について、カジノ管理法<sup>145</sup>に規定されている。

シンガポールでは、カジノに係る法令等に違反した場合は、以下のいずれかの罰則が科せられる。

- 懲戒
- 罰金
- 禁錮

このうち、特にカジノ運営事業者に対する懲戒は、以下の4通りに分類することができる。

- ライセンス取消または停止
- 嚴重注意書の送付
- ライセンスの有効期限の変更
- 課徴金（懲戒の理由となる行為に応じて、重大な法令違反ではない懲戒の理由（Grounds for Disciplinary Action）の場合1百万SGD、重大な法令違反（Serious Breach）の場合年間総ゲーミング収益の10%を上限に科せられる）

また、特定従業員に対する懲戒は、以下の6通りに分類することができる。

- 注意書の送付
- ライセンスの有効期限の変更
- 一定期間にわたるライセンスの停止

---

<sup>145</sup> Casino Control Act Part III Licensing of Casinos 54, Part XIII Miscellaneous 197, Part IV Supervision and Control of Casino Operators 71

- ライセンスの取消
- ライセンスの取消と一定期間にわたる再取得・再申請資格の剥奪
- 課徴金（10千SGDを上限に科せられる）

これらのうち、「シンガポールにおけるカジノ運営事業者に対する懲戒の理由」は以下のとおりである。（図表 12-1）

図表 12-1 シンガポールにおけるカジノ運営事業者に対する懲戒の理由

懲戒の理由となる行為
(1) ライセンスの新規取得時または更新時に、不当にライセンスを取得すること
(2) カジノ運営事業者、従業員、またはその代理人が、カジノ管理法またはライセンスに係る諸条件に違反すること
(3) カジノ施設がカジノを運営する施設として不適切であると判断されること
(4) カジノ運営事業者がカジノを運営する者として不適切であると判断されること
(5) カジノ規制機構が、カジノ運営事業者の関係者または関係団体について不適切であるとの判断を下した場合、カジノ規制機構は該当のカジノ運営事業者に対し、それらの者または団体との関係を終結するよう指示するが、このとき、カジノ運営事業者がカジノ規制機構の指示に従わないこと
(6) カジノ運営事業者が、カジノ管理法に基づき必要とされる情報を提出しないこと、またはそれが虚偽の情報であると知りつつ提出すること

（出典：Casino Control Act Part III Licensing of Casinos 54 を基に  
監査法人トーマツ作成）

また、「シンガポールにおけるカジノ運営事業者に対する重大な法令違反」は以下のとおりである。（図表 12-2）

図表 12-2 シンガポールにおけるカジノ運営事業者に対する重大な法令違反

重大な法令違反
(1) その違反が、カジノ運営またはギャンブルに関与する上での透明性に著しい影響を与えること、または、ギャンブルにより生じる害悪に対し設定されたセーフガードを著しく傷つけること
(2) その違反により、ある者が不当に巨額の財産を得た、または巨額の財産を失うこと
(3) その違反が、意図的なまたは不注意によるコンプライアンス違反であること
(4) その違反が、カジノ経営または運営の組織的なまたは複数の失敗によって引き起こされること
(5) その違反が、公共の利益または公の秩序に対し、有害であること

（出典：Casino Control Act—Part III Licensing of Casinos 54 を基に  
監査法人トーマツ作成）

そのほか、「シンガポールにおける特定従業員に対する懲戒の理由」については以下のとおりである。（図表 12-3）

図表 12-3 シンガポールにおける特定従業員に対する懲戒の理由

懲戒の理由となる行為
(1) ライセンスを不当に取得すること

- (2) ライセンス保有者が、カジノ管理法に定められている罪、カジノ管理法によって定められている雇用要件に派生または関連する罪、または道徳的な問題を含む罪（シンガポール国外における罪を含む）を犯したこと
- (3) ライセンス保有者が、カジノ管理法またはライセンス要件に違反すること
- (4) ライセンス保有者が、カジノ管理法に基づき必要とされる情報を提出しないこと、またはそれが虚偽の情報であると知りつつ提出すること
- (5) ライセンス保有者が破産し、破産および倒産に関連する法令によって便益を得た場合、債権者と和解し、その便益をもって債務償還にあてること
- (6) ライセンス保有者が特定従業員として不適切であると判断されること

(出典：Casino Control Act Part V Special Employees 93 を基に

監査法人トーマツ作成)

懲戒以外の罰則（罰金および禁錮）に関して、「シンガポールにおける罰金および禁錮の対象となる行為」については以下のとおりである。（図表 12-4）

図表 12-4 シンガポールにおける罰金および禁錮の対象となる行為

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
29	カジノ規制機構の財務取引を 監査する監査人の職務遂行の 妨げ	違反者に対し 1 千 SGD 未満の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわ たって 1 日 100SGD 未満の追加の罰 金)
32	カジノ規制機構のシンボルマ ークの無断使用	違反者に対し 5 千 SGD 未満の罰金 または 6 ヶ月未満の禁錮刑、または その両方 (対象行為が続く場合はそ

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
		の期間にわかって 1 日 250SGD 未満の追加の罰金)
42	カジノ運営事業者の株式売買に係る規制への違反	違反者が個人の場合 125 千 SGD 未満の罰金、個人以外の場合 250 千 SGD の罰金 (カジノ運営事業者の指示に従わない場合には、その期間にわたって個人の場合 1 日 125 百 SGD 未満、個人以外の場合 1 日 25 千 SGD 未満の罰金)
43	無免許によるカジノ運営	違反したカジノ運営事業者に対し 200 千 SGD 未満の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 20 千 SGD 未満の追加の罰金)
48	カジノ運営事業者向けライセンスの申請内容に変更が生じた場合の連絡の遅延	違反したカジノ運営事業者に対し 200 千 SGD 未満の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 20 千 SGD 未満の追加の罰金)
60	カジノ運営事業者がカジノ規制機構の通知に準拠しないこと	違反したカジノ運営事業者に対し 200 千 SGD 未満の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 20 千 SGD 未満の追加の罰金)
62	カジノ運営事業者の組織に変更が生じた場合の連絡の遅延	違反したカジノ運営事業者に対し 25 千 SGD 未満の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 25 百 SGD 未満の追加の罰金)
71	カジノ運営事業者の株主に係る規制への違反	違反者が個人の場合 125 千 SGD 未満の罰金、個人以外の場合 250 千 SGD の罰金 (対象行為が続く場合はその期間にわたって個人の場合 1 日 125 百 SGD 未満、個人以外の場合 1 日 25 千 SGD 未満の追加の罰金)

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
78	契約締結に係る規制への違反	違反者に対し 150 千 SGD 未満の罰金（対象行為が続く場合はその期間にわかって 1 日 15 千 SGD 未満の罰金）（カジノ運営事業者以外に対する罰則である。カジノ運営事業者の場合は懲戒の対象となる。）
80	無免許による特定従業員としての業務実施	違反した従業員に対し 25 千 SGD 未満の罰金（対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 25 百 SGD 未満の追加の罰金）
83	特定従業員向けライセンスの申請内容に変更が生じた場合の連絡の遅延	違反した従業員に対し 25 千 SGD 未満の罰金（対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 25 百 SGD 未満の追加の罰金）
95	特定従業員向けライセンス取消または停止時のライセンス返還義務への違反	違反した従業員に対し 10 千 SGD 未満の罰金（対象行為が続く場合はその期間にわたって 1 日 10 百 SGD 未満の追加の罰金）
100	カジノ施設内でのカジノ規制機構が認めていないゲームの運営	違反者に対し 200 千 SGD 未満の罰金
105	カジノ規制機構が未承認の状態下でのリンクド・ジャックポット・アレンジメントの導入	違反者に対し 200 千 SGD 未満の罰金または 5 年未満の禁錮刑、またはその両方
110	シンガポール国民または永住者に対するアレンジメント業務の提供	違反者が個人の場合初回違反時に 30 千 SGD 以上 300 千 SGD 未満の罰金および 4 年未満の禁錮刑、初回以降の違反時に 30 千 SGD 以上 300 千 SGD 未満の罰金および 7 年未満の禁錮刑、違反者が法人の場合 50

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
		千 SGD 以上 500 千 SGD 未満の罰金
110A	無免許によるジャンケット業者の業務実施	違反者が個人の場合初回違反時に 30 千 SGD 以上 300 千 SGD 未満の罰金および 4 年未満の禁錮刑、初回以降の違反時に 30 千 SGD 以上 300 千 SGD 未満の罰金および 7 年未満の禁錮刑、違反者が法人の場合 50 千 SGD 以上 500 千 SGD 未満の罰金
110B	ジャンケット業務に係る規制への違反	違反したジャンケット業者に対し 100 千 SGD 未満の罰金または 12 ヶ月未満の禁錮刑、またはその両方
116	顧客の入場料の支払い義務への違反	違反した顧客に対し 10 百 SGD 未満の罰金
132	未成年者の入場規制への違反	違反した未成年者に対し 10 百 SGD 未満の罰金
135	身分証確認など適切な年齢確認に応じない行為	違反した従業員、査察官、警察官などに対し 10 百 SGD 未満の罰金
136	未成年者による身分証偽造	違反した未成年者に対し 10 百 SGD 未満の罰金
146	カジノ税に係る規制への違反	違反したカジノ運営事業者に対し 10 千 SGD 未満の罰金または 12 ヶ月未満の禁錮刑、またはその両方
149A	誤った確定申告を行うこと	対象のカジノ運営事業者に対し 25 千 SGD 未満の罰金または 2 年未満の禁錮刑、またはその両方
150	カジノ税の支払回避のための行為	違反者に対し 50 千 SGD 以下の罰金または 5 年未満の禁錮刑、またはその両方

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
151	カジノ税に関連し会計検査官 (Comptroller) の指示を無視 する行為	違反者に対し 10 千 SGD 未満の罰金 または 12 ヶ月未満の禁錮刑、また はその両方
151A	カジノ税に関連した情報漏洩	違反者に対し 2 千 SGD 未満の罰金 または 2 年未満の禁錮刑、またはそ の両方
170A	カジノに関する広告宣伝に係 る規制への違反	10 千 SGD 未満の罰金 (カジノ運営 事業者、特定従業員、ジャンケット 業者以外の者が違反した場合。カジ ノ運営事業者、特定従業員、ジャン ケット業者がこれに違反した場合は 懲戒の対象となる。)
171	ゲームで配られるカード枚数 を計算または記録する機械、 偽装チップやサイコロ、また は偽装チップを作るための機 械の保有または使用	違反者が個人の場合 150 千 SGD 未 満の罰金または 7 年未満の禁錮刑ま たはその両方、違反者が法人の場合 300 千 SGD 未満の罰金
172	ゲーミング機器の動作に対す る妨害や不正行為	違反者が個人の場合 150 千 SGD 未 満の罰金または 7 年未満の禁錮刑ま たはその両方、違反者が法人の場合 300 千 SGD 未満の罰金
172A	ゲーミング実施に関する不正 行為	違反者に対し 150 千 SGD 未満の罰 金または 7 年未満の禁錮刑またはそ の両方
173	カジノ施設外での計 10 千 SGD 以上のチップの保有	違反者に対し 150 千 SGD 未満の罰 金または 5 年以下の禁錮刑またはそ の両方
174	チップ、バウチャー、クーポ ン、の偽造	違反者が個人の場合 150 千 SGD 未 満の罰金または 7 年未満の禁錮刑ま たはその両方、違反者が法人の場合 300 千 SGD 未満の罰金

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
175	特定従業員ライセンス保有者 または査察官への成りすまし	違反者に対し 25 千 SGD 未満の罰金 または 3 年未満の禁錮刑またはその 両方
175A	他人の ID を使用した成りすまし によるカジノ施設への入場	違反者に対し 10 千 SGD 未満の罰金 または 3 年未満の禁錮刑またはその 両方
175B	犯罪防止や治安維持などのた めに情報提供を求める警察官 に対し、情報提供を拒否する 行為	違反者に対し 50 千 SGD 未満の罰金
176	査察官または警察官による調 査の際、査察官または警察官 への情報提供を拒否する行為	違反者に対し 50 千 SGD 未満の罰金 または 2 年以下の禁錮刑またはその 両方
177	カジノ規制機構や査察官へ提 出しなければならない書類の 破棄または偽装	違反者に対し 100 千 SGD 未満の罰 金または 2 年以下の禁錮刑またはそ の両方
178	カジノ規制機構、査察官、ま たは警察官への重要な虚偽の 情報の報告	違反者に対し 50 千 SGD 未満の罰金 または 2 年以下の禁錮刑またはその 両方
179	カジノ規制機構、査察官、ま たは警察官の捜査を妨害する 行為	違反者に対し 50 千 SGD 未満の罰金 または 2 年以下の禁錮刑またはその 両方
181	カジノ規制機構または査察官 の要求に応えない、または故 意に虚偽の情報を提供する行 為	違反者に対し 50 千 SGD 未満の罰金 または 2 年以下の禁錮刑またはその 両方
190	秘密保持規定への違反	違反者に対し 2 千 SGD 未満の罰金 または 2 年以下の禁錮刑またはその 両方
195	カジノ管理法上具体的な罰 金・禁錮の内容が規定されて いない違反行為	違反したカジノ運営事業者に対し 100 千 SGD 未満の罰金、違反した カジノ運営事業者以外の者に対し 10

カジノ 管理法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
		千 SGD 未満の罰金または 12 ヶ月以下の禁錮刑またはその両方

(出典：Casino Control Act (Chapter33A) を基に監査法人トーマツ作成)

そのほか、複数の罰則対象行為に分類できるような違反行為については、各違反行為に対する罰金の合計額の 2 分の 1、または 5 千 SGD のどちらか低い金額を罰金の上限とするとしている。

また、カジノ規制機構はウェブサイト上でこれまでに科した罰則の内容を公開しており、それによると、これまでの「シンガポールにおける罰則の内訳と件数」は以下のとおりである。(図表 12-5)

図表 12-5 シンガポールにおける罰則の内訳と件数

罰則の内訳		マリーナベイ・サンズ	リゾート・ワールド・センターサ
懲戒	課徴金	19 件	18 件
	ライセンス取消または停止	0 件	0 件
	嚴重注意書の送付	2 件	6 件
	ライセンスの有効期限の変更	0 件	0 件
罰金		0 件	0 件
禁錮		0 件	0 件

(出典：Casino Regulatory Authority ウェブサイト『Enforcement Actions』を基に監査法人トーマツ作成)

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、ゲーミングに係る法令等に違反した場合に科される罰則について、ネバダ州法 463 章<sup>146</sup>に規定されている。

罰則の種類には罰金、禁錮、および懲戒があり、ゲーミングに係る法令等の違反者およびその協力者に対し、以下の罰金もしくは禁錮が科される。

- 最高で 50 千 USD の罰金、もしくは 1 年以上 10 年以下の禁錮刑  
また違反者がライセンスを保有している場合、以下の懲戒が課される。
- ライセンスの取消または停止
- 1 年間にわたるゲーミングに係る新規ライセンスの取得禁止

また、「ネバダ州における罰則の対象となる主な違反行為と罰則内容」は以下のとおりである。（図表 12-6）

図表 12-6 ネバダ州における罰則の対象となる主な違反行為と罰則内容

ネバダ州法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
463 125	カジノ運営事業者が現金取引の内容を記録・報告していない場合	1 年以上 5 年以下の禁錮および 10 千 USD 以下の罰金
463 160	ライセンスを保有しない事業者がゲーミング行為を実施した場合	1 年以上 10 年以下の禁錮および 50 千 USD 以下の罰金
463 360	カジノ運営事業者がライセンス料および税金の報告、支払い、および算出を適切に行っていない場合	1 年以上 5 年以下の禁錮および 10 千 USD 以下の罰金

<sup>146</sup> NRS463.360 Penalties.

ネバダ州法 該当条項	罰則の対象となる行為 概要	罰則内容
463 360	カジノ運営事業者が承認を受けずに公共の場にゲーミング機器を設置した場合	ライセンスの取消または停止
463B 280	カジノ運営事業者が、市場価格を下回る価格で、カジノ施設を売却もしくは賃借した場合	ライセンスの取消または停止、および1年間にわたるゲーミングに係る新規ライセンスの取得禁止
465 080	ゲーミングにおいて不正な電子機器を使用、販売、製造した場合	ライセンスの取消または停止、および1年間にわたるゲーミングに係る新規ライセンスの取得禁止
465 093	カジノ運営事業者が、顧客に対して、電話やメール等による賭けへの参加を許可した場合	ライセンスの取消または停止、および1年間にわたるゲーミングに係る新規ライセンスの取得禁止

(出典：NRS463, 465, 465B を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州では、カジノに係る法規制に違反した場合に科せられる罰則に関する規制について、カジノ管理法<sup>147</sup>に規定されている。

「ニュージャージー州における主な違反行為の概要と罰則内容」は以下のとおりである。(図表 12-7)

図表 12-7 ニュージャージー州における主な違反行為の概要と罰則内容

カジノ管理法 該当条項	違反行為の概要	罰則内容
5:12-62	カジノ管理委員、カジノ管理委員会職員、およびゲーミング法執行局職員および代理人によ	・ニュージャージー州利益相反法に準拠

<sup>147</sup> Casino Control Act Article09 - Sanctions

カジノ管理法 該当条項	違反行為の概要	罰則内容
	る採用前の制限 (5:12-58)、採用時の制限 (5:12-59)、および採用後の制限 (5:12-60) に関する違反	・ 500USD 以上、10 千 USD 未満の罰金
5:12-71.3	排除者：勝ち金の没収、その他の制裁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 没収金額 100,000USD 未満の場合、その半分をカジノ歳入基金に納入</li> <li>・ 没収金額 100,000USD 以上の場合、50,000USD を州の一般財源に納入</li> <li>・ DGE によるライセンス所有者に対する訴訟 (5:12-108) は 5 : 12-129 に準拠</li> </ul>
5:12-93	労働組合の登録	第四級の有罪
5:12-111	意図的なライセンス料等の支払回避	個人は 50 千 USD 以下、法人は 200 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-112	カジノライセンス未取得の賭博営業	個人は 50 千 USD 以下、法人は 200 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-113	詐欺および不正行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関与した金額が 75 千 USD 以上の場合には第二級の有罪</li> <li>・ 関与した金額が 500USD 超の場合には第三級の有罪</li> <li>・ 関与した金額が 200USD から 500USD 未満の場合第四級の有罪</li> <li>・ 関与した金額が 200USD 未満の場合には治安素乱罪</li> </ul>
5:12-114	違法な偽のチップ、ゲーミングビレット、目印の付されたカードやダイス、不正行為を行うための装置、あるいは不法なコインの使用	個人は 50 千 USD 以下、法人は 200 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪

カジノ管理法 該当条項	違反行為の概要	罰則内容
5:12-115	ライセンス所有カジノ施設内における不正なゲーミングおよび装置の使用	個人は 50 千 USD 以下、法人は 200 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-116	違法に製造された装置、装置、その他の機材の所持、販売、もしくはサービスの提供	個人は 50 千 USD 以下、法人は 200 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-117	ライセンスの未取得もしくは未登録の従業員の雇用	個人は 20 千 USD 以下、法人は 100 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-118	リストに掲載された排除者の不正な入場	第四級の有罪
5:12-119	未成年者によるゲーミング	治安素乱罪および 500USD 以上 1 千 USD 以下の罰金
5:12-120	禁止された政治献金	個人は 200 千 USD 以下、法人は 500 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪
5:12-122	カジノ管理法で特に規定されていないその他の罪	治安素乱罪
5:12-123	カジノ管理法に対する違法行為を、他者に幫助、教唆、助言、命令、勧誘、あつせん、動機付けする行為	カジノ管理法で定められた刑事および民事の全ての罰則が適用
5:12-125	威力脅迫行為および腐敗組織に関する違法行為	連邦法に準拠
5:12-129.2	報告書の未提出	ライセンスの取消または停止
5:12-129.5	禁止された取引に関与した者への通知	第四級の有罪
5:12-135	均等な雇用機会に関する違反	ライセンスの取消または停止またはその他の罰則 (5:12:129 に従ってゲーミング法施行局により決定)

カジノ管理法 該当条項	違反行為の概要	罰則内容
5:12-144.1	投資代替税の課税に関する違反	ライセンスの停止またはその他の罰則
5:12-150	罰則（税務申告漏れ、税金等の納付漏れ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 100 千 USD 以下の罰金、もしくは第四級の有罪</li> <li>・ 過少払いが不正の場合は過少払い額の 50%を追加</li> </ul>
5:12-187.1	マイノリティおよび女性の事業契約、バス事業（Bus business）のセットアサイド契約の違反	ライセンスの取消または停止またはその他の罰則
5:12-211	州の緊急時におけるカジノ、同時放映施設の営業の継続に関する違反	ライセンスの取消または停止またはその他の罰則
5:12-220	開発および設計のガイドライン、土地利用規則に関する	カジノ再投資開発規制局により決定

（出典：Casino Control Act を基に監査法人トーマツ作成）

また、上記の罰則、罰金に加えて、ゲーミング法執行局は、ライセンス保有者の違反に対してライセンスあるいは登録の取消または停止を科す権限を持つことを、カジノ管理法<sup>148</sup>で規定されている。

なお、これまでに科せられた罰則の内訳と件数は、公表されていない。

<sup>148</sup> Casino Control Act 5:12-129

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、カジノ管理法に係る法令等に違反した個人または法人に対する罰則について、カジノ管理法<sup>149</sup>に規定されている。

クイーンズランド州では、カジノ管理法に係る法令等に違反した場合は、以下のいずれかの罰則が科せられる。

- 懲戒
- 罰金
- 禁錮
- 遅延金

このうち、カジノ運営事業者に対する懲戒は、以下の2通りに分類することができる。

- ライセンスの取消または停止
- 嚴重注意書 (Letter of Censure) の送付

また、従業員および特定従業員に対する懲戒には、ライセンスの取消または停止がある。

これらのうち、「クイーンズランド州におけるカジノ運営事業者に対する懲戒になりうる理由」は以下のとおりである。(図表 12-8)

---

<sup>149</sup> Casino Control Act 1982 Part3 Casino Licences 21,31

図表 12-8 クイーンズランド州におけるカジノ運営事業者に対する

懲戒の理由となる行為

懲戒の理由となる理由
(7) カジノ運営事業者が、カジノ管理法に違反した場合
(8) カジノ運営事業者が、正式起訴犯罪 (indictable offence) で有罪判決を受け、12 か月間以上の禁錮刑判決を受けた場合
(9) カジノ運営事業者と酒類・ゲーム・レース担当室との間で締結された協定に違反した場合
(10) カジノ運営事業者の関係者 (director, partner, trustee, executive officer, secretary or other person determined by the Minister associated or connected with the ownership, administration or management of the person's operations or business) がカジノライセンスの有効期間中、20 条から 26 条に規定されている規定に反して、適切な人物の定義から外れた場合
(11) カジノ運営事業者が、カジノ管理法に遵守すべき者に対する大臣または酒類・ゲーム・レース担当室 (chief executive) からの指示に従わせることができず、その指示に従わないことでカジノ事業の品位を損なう可能性、または公益に反する可能性がある場合
(12) カジノ運営事業者が、大臣、酒類・ゲーム・レース担当室、査察官に対して提出する情報が虚偽の情報だった場合
(13) カジノ運営事業者が債務不履行 (fails to discharge financial commitments) になった場合

(出典 : Casino Control Act 1982 Part3 Casino licences 31 Cancellation or suspension of casino licences and letters of censure を基に監査法人トーマツ作成)

また、「クイーンズランド州における特定従業員および従業員に対する懲戒の理由」については以下のとおりである。（図表 12-9）

図表 12-9 クイーンズランド州における特定従業員および従業員に対する懲戒の理由

懲戒の理由となる行為	
(7)	ライセンス保有者に、ライセンスを保有する適性がない場合
(8)	ライセンス保有者が、カジノ業務において不適切な振る舞いを行った場合
(9)	ライセンス保有者が、カジノ管理法に違反した場合
(10)	ライセンス保有者が、ライセンス規約に違反した場合
(11)	ライセンス保有者が、カジノ管理法または他のゲーミング法に関連する有罪判決を受けた場合
(12)	ライセンス保有者が、正式起訴犯罪で有罪判決を受けた場合
(13)	ライセンス保有者のライセンス申請書類に虚偽の記載があった場合
(14)	ライセンス保有者のライセンスを、酒類・ゲーム・レース担当室が停止または取消が必要と判断した場合
(15)	ライセンス保有者のライセンスの停止が、公益のためと判断された場合
(16)	ライセンス保有者のライセンスの停止が、カジノ事業の品位を保つために必要と判断された場合

(出典：Casino Control Act 1982 Part 4 Licensing of employees of casinos, Division 5 Suspension and cancellation of casino key employee and casino employee licences, and other action by chief executive, Subdivision 1 Suspension and cancellation, 44 Grounds を基に監査法人トーマツ作成)

オーストラリア（クイーンズランド州）では懲戒以外の罰則では罰金および禁錮がある。「クイーンズランド州における罰金および禁錮の対象となる行為」については以下の通りである。（図表 12-10）

図表 12-10 クイーンズランド州における罰金および禁錮の対象となる行為

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
14	査察官、元査察官、司法省職員、元司法省職員が、カジノ管理法の規定によって得た個人情報を口外した場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金または 2 年の禁錮刑
22	カジノ協定で締結された内容の変更に対して、大臣の承認を得ていない場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
29A (2)	新規カジノ運営事業者に就く、またはカジノ運営事業者を辞す 60 日前までに協定の変更を届け出なかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
34 (1)	ライセンスのない者が、特定従業員および従業員の職に就いた場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
34 (2)	個人が、以下の者もしくは目的のため雇用した場合。 1) 特定従業員ライセンス、または従業員ライセンス所持していない者 2) 18 歳未満の者 3) 特定従業員ライセンス、また	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
	は従業員ライセンスに許された業務以外の業務	
34 (3)	個人が特定従業員ライセンスおよび従業員ライセンスに定められている業務以外の業務に配属させた場合。	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
36 (1A)	36 条 (1) で規定された条件に、特定従業員が、合理的な理由なく 7 日以内に遵守しなかった場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
36 (3)	36 条 (1) の規定を特定従業員が遵守せず、また、カジノ運営事業者がその特定従業員を解雇しなかった場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
36 (4) (a)	ライセンス付与を拒否された特定従業員が、退職しなかった場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
36 (4) (b)	カジノ運営事業者が、ライセンス付与を拒否された特定従業員を雇用、もしくは解雇しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰金
39D	39C 条の規定によって条件が変わったライセンスを、特定従業員、または従業員が変更の通知の 7 日以内に返却をしなかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
40	カジノ運営事業者が新たに特定従業員、従業員を雇用し、雇用開始日から7日以内に酒類・ゲーム・レース担当室への報告を怠った場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティユニットの罰金
41	特定従業員および従業員が、執務中に身分証を他者から見える場所に身に付けていなかった場合	違反者に対し最大40ペナルティユニットの罰金
43A(5)	酒類・ゲーム・レース担当室が実施する調査のための情報開示に、特定従業員および従業員が応じない場合	違反者に対し最大200ペナルティユニットまたは1年の禁錮刑
45C(6)	酒類・ゲーム・レース担当室の命令により、ライセンス取消になった特定従業員、従業員が、取消から14日以内にライセンスを返却しなかった場合	違反者に対し最大40ペナルティユニット
47(1)	カジノ運営事業者が、特定従業員および従業員の解雇または退職から7日以内に酒類・ゲーム・レース担当室へ報告しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティユニットの罰金
47(2)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室からの特定従業員、または従業員のライセンスの取消、停止、返却通知後24時間以内に、特定従業員または従業員との雇用関係を解消しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
58 (a)	カジノ運営事業者が、カジノ施設の品質を保たなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
58 (b)	カジノ運営事業者が、カジノ業務を怠った場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
58 (c)	カジノ運営事業者がカジノ施設およびカジノ業務の安全性を確保できなかった場合	同上
59 (1) (a)	カジノ運営事業者が、ゲーミングエリアが視界良好でない、または死角ができるような障害物を設置していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
59 (1) (b)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室に対して、各ゲーム配置が記されたカジノ施設の図面の提出を怠った場合	同上
59 (1) (c)	カジノ運営事業者が、監視システムおよび監視カメラの位置が記されたゲーミングエリアの図面の提出を怠った場合	同上
59 (2)	カジノ運営事業者が、提出したゲーミングエリアの図面と異なった配置でゲームを配置した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
60 (1)	カジノ運営事業者が、3 日前までに、ゲーミングエリア変更（ゲームの配置の変更、監視カメラの位置の変更）の承認を酒類・ゲーム・レース担当室から得なかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
60 (2)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の書面による承認なく、ゲーミングエリアのレイアウトを変更した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
61 (2)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室から許可された日時以外で営業した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
61 (6)	カジノ運営事業者が、営業日時の変更の承認を酒類・ゲーム・レース担当室から得る前に変更した場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
61 (8)	カジノ運営事業者が、クリスマス (Christmas Day)、またはキリストの受難記念日 (Good Friday) の朝 3 時から真夜中、アンザック・デー (Anzac Day) の朝 3 時から午後 1 時の間に営業した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
62 (1)	カジノ運営事業者が、ゲーミング設備のメンテナンスを怠った場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
62 (2)	カジノ施設以外の場所でゲーミング設備を所持している場合	違反者に対し最大 50 ペナルティーユニットの罰金
62 (3)	62 条 (3) に規定されている例外以外の理由で、カジノ施設内にゲーミング設備を所持している場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
62 (6)	カジノ運営事業者が、許可された以上のゲーミング機器を所持していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
62 (8)	カジノ運営事業者が、ドロップボックスに、セキュリティーデバイスを2つ設置していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (9)	カジノ運営事業者が、ゲーミングテーブルに、セキュリティーデバイスを設置していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (10)	カジノ運営事業者が、カウントラーム (countroom) またはストレージエリア (storage area) に、セキュリティーデバイスを2個設置していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (11)	62 (8) 条、62 (10) 条に記載されているセキュリティーデバイスの使用権が、カジノ運営事業者以外の者であった場合、また、62 (8) 条、62 (10) 条に記載されているセキュリティーデバイスの使用権が、査察官以外の者であった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (12)	62 (9) 条に記載されているセキュリティーデバイスの使用権が、カジノ運営事業者以外の者であった場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (13)	62 (8) 、62 (9) 、62 (10) 条に記載されているセキュリティーデバイスを、カジノ運営事業者以外の方法で無効可できる場合	カジノ運営事業者に対し最大40ペナルティーユニットの罰金
62 (14)	カジノ運営事業者が、デポジット用機器を酒類・ゲーム・レース担当室の許可する日時以外で動かした場合	カジノ運営事業者に対し最大200ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
62(15)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室が許可した時間帯以外でセキュリティーデバイスを起動、無効可した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62(16)	カジノ運営事業者が、使用されるチップ全てにカジノ名称、またはカジノ施設のシンボルを刻印していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
62(17)	カジノ運営事業者が、認証されたチップ製造会社以外からチップを購入した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62(18)(a)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室に認可された規格どおりのチップを使用していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62(18)(b)	カジノ運営事業者が、破損したチップを業務で使用した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
62(19)	カジノ運営事業者が、ゲーミング設備の数、およびチップの在庫の把握をしていなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62(20)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の許可なくゲーミング設備、チップを破壊、破棄した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62(21)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室により認証されていない業者へゲーミング設備の修理を依頼した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
62A (1)	カジノ運営事業者が、許可なくカジノ施設外でゲーミング設備を設置していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
62A (4)	カジノ運営事業者が、カジノ施設外で現金、チップ、与信を利用したゲーミングを提供していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
63 (3B)	カジノ運営事業者が、ゲームルールをカジノ施設およびウェブサイトにて掲示していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
63 (6)	カジノ運営事業者が、許可された数以上のゲームを提供していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
63 (8A)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室によって指示された最低限のゲームを提供していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
63 (9)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の規定したゲームルールのとおりゲームを運営していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
63 (10)	特定従業員、従業員が、酒類・ゲーム・レース担当室の規定したゲームルールのとおりゲームを運営していなかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
64 (1)	カジノ運営事業者が、顧客からのゲームルールに関する要望に応じなかった場合、カジノでのアドバイス・ゲームのルール・賭博額・勝率・その他酒類・ゲーム・レース担当室に指示されたものを表示していなかった場合、酒類・	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
	ゲーム・レース担当室に認可された文言で書かれたルールを顧客に提供しなかった場合、また、ゲーム毎に最低賭博額および最高賭博額を表示していなかった場合	
64 (2)	カジノ運営事業者が、ゲームの最低賭博額を表示されたものより高い金額に変更した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
64A (2)	カジノ運営事業者が 64A 条 (1) に規定された取り決めを顧客に提供し、書類の使用方法を顧客に教えなかった場合。	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
64A (4)	顧客が、最低賭博額より低い額、または最高賭博額より高い額を賭け、それを従業員が許容した場合	違反者に対し最大 20 ペナルティーユニットの罰金
65 (1)	カジノ運営事業者が、カードゲームにおいて適切な設備（カードシュー、オートマチックカードシャフラー）等を使用していない場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
65 (2)	カジノ運営事業者が、チップを同等の現金、チップ商品券（chip purchase voucher）以外のものと換金した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
65 (3)	カジノ運営事業者が、賭博賭け金をチップ、現金、プレイヤーアカウントクレジット（player account credit）、チケット等、酒類・ゲーム・レース担当室が許可	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
	するもの以外のもので許可した場合	
65 (4)	カジノ運営事業者が、顧客の勝ち金を全額支払わなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65 (5)	カジノ運営事業者が、勝ち金をチップ、現金、小切手、顧客口座 (player account) への入金、チケット等酒類・ゲーム・レース担当室が許可する以外の方法で支払った場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65 (6)	カジノ運営事業者が、業務時間中の現金やチップの交換に応じなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65 (7)	カジノ運営事業者が、従業員等を使い客引きや、サクラを利用して顧客に賭博を誘発させた場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65 (8)	カジノ運営事業者が、カジノへの入場料、ゲームを遊ぶための料金として金銭を受け取った場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65 (9)	特定従業員、従業員が、チップを受け取った場合	違反者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
65C	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の許可なくアルコール飲料を顧客にゲーミングエリアで提供した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
66	カジノ運営事業者や従業員が、顧客に対して与信行為を行った場合	違反者に対し最大 200 ペナルティユニットの罰
67 (2)	カジノ運営事業者が、顧客の小切手をカジノ管理法に許可された以外の方法で顧客口座に預け入れた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
67 (2B)	カジノ運営事業者が、顧客からクレジットカードを利用した顧客口座への預金を受け入れた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
68 (2)	カジノ運営事業者が、カジノ管理法により許可された小切手およびトラベラーズチェック以外を受け入れた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
70	カジノ運営事業者が、69 条に従って小切手を預け入れなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
71	カジノ運営事業者が、70 条に違反した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
71A (2)	カジノ運営事業者が、71A 条通り売却代金を取り扱わなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティユニットの罰金
71A (3)	カジノ運営事業者が、12 か月間換金されなかった顧客の勝ち金の対応をしなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティユニットの罰金
72 (1)	カジノ運営事業者が、72 条 (2) に記載の方法で、従業員に対しゲーミングに関する教育を行わなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
72 (4)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の許可なく、または、現金やチップを使用して従業員教育のためにゲームを取り仕切った場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
72B (3)	72A 条に違反したものが 72B 条 (1)、72B 条 (2) による酒類・ゲーム・レース担当室の命令に従わない場合	違反者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
73 (1)	カジノ運営事業者が、許可されたコントロールシステムなしに業務を執り行った場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
73 (2)	カジノ運営事業者が、コントロールシステムに違反した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
73 (3)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の許可なくコントロールシステムを変更した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
76 (1)	カジノ運営事業者が、カジノ業務にかかわる全ての会計帳簿、記録、書類をカジノ施設で保管していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
76 (3)	カジノ運営事業者が、76 条 (1) の会計帳簿、記録、書類を 5 年保管していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
77 (1)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室に許可されたものの以外の銀行口座を使用していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
77 (2)	カジノ運営事業者は、77 条 (1) の銀行口座をカジノ施設業務以外の預金のために使用していた場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
78	カジノ運営事業者が、すべての会計処理に対して説明を実施できない場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
79	カジノ運営事業者が、正確な財務諸表を作成していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
81 (1)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室に要求されたにも関わらず、カジノ業務に関するレポートを提出しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
81 (3)	カジノ運営事業者が、提示された時間内に 81 条 (1) で求められているレポートを提出しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
82 (1)	カジノ運営事業者が、期末に財務諸表監査を実施しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
82 (2)	監査人が、期末の 4 か月以内に監査を完了しなかった場合、または、監査人が監査終了後酒類・ゲーム・レース担当室に監査意見を提出しなかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
84 (2)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の許可なくゲーミング収益を分配した場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
85 (2)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の要請でカジノ協定に関わる情報を求められたにも関わらず提供しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
85 (4)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の要請でカジノ協定のコピーを求められたにも関わらず、提供しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
85K	査察官が、査察官を辞するとき酒類・ゲーム・レース担当室に身分証明書を返却しなかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
86 (2)	カジノ運営事業者が、大臣によるカジノ業務に関わる指示に従わなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
86 (3)	86 条 (2) の違反者は、86 条 (2) においての指示に継続的に従わなかった場合。	違反者は従わなかった日毎に 10 ペナルティーユニットの罰金
87A (5)	個人が、87A 条 (2) または 87A 条 (2) に違反した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
89 (g)	査察官に対して危害を加えたり、命令に背いた場合等	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
91O	カジノ運営事業者が、自己排除申請に対して、自己排除通達の送付および問題ギャンブルに関わるカウンセリングサービスの紹介を怠った場合	カジノ運営事業者に対し最大 50 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
100	92 条および 94 条によってカジノ施設内に入場禁止されている者が、入場した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
100B (2) (a)	カジノ運営事業者が、自己排除、第三者排除、92 条および 94 条によってカジノ施設内に入場禁止されている者の入場を許可した場合	カジノ運営事業者に対し最大 250 ペナルティユニットの罰金
100B (2) (b)	特定従業員もしくは従業員が、自己排除、第三者排除、92 条および 94 条によってカジノ施設内に入場禁止されている者の入場を許可した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
100C (1)	カジノ運営事業者が、自己排除、第三者排除、92 条および 94 条によってカジノ施設内に入場禁止されている者の名簿を保管していなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
100D (4)	カジノ運営事業者が、酒類・ゲーム・レース担当室の求めに応じて入場排除者に関するレポートを提出しなかった場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
100E	カジノ運営事業者およびカジノマネジャーが、入場禁止者に対して広告等の宣伝物を配布した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティユニットの罰金
102 (2)	18 歳未満の者が、カジノ営業中にカジノ施設に入場した場合	違反者に対し最大 25 ペナルティユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
102 (3) (a)	カジノ運営事業者が、18 歳未満の者の入場を営業中に許可した場合	カジノ運営事業者に対し最大 100 ペナルティーユニットの罰金
102 (3) (b)	特定従業員もしくは従業員が、18 歳未満の者の入場を営業中に許可した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
102 (3A)	成人が、18 歳未満の者をカジノ施設への入場を補助した場合	違反者に対し最大 20 ペナルティーユニットの罰金
102 (3B) (a)	カジノ運営事業者が、18 歳未満の者に賭博行為を許可した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
102 (3B) (b)	特定従業員、従業員が、18 歳未満の者に賭博行為を許可した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
102 (3C) (a)	カジノ運営事業者が、18 歳未満の者の賭博行為を放置した場合	カジノ運営事業者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金
102 (3C) (b)	特定従業員もしくは従業員が、18 歳未満の者の賭博行為を放置した場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
102 (4A)	顧客が、カジノ運営事業者、特定従業員、従業員の求めに対して、身分を証明する物の提示をしなかった場合、身分を証明する物の提示をせず、カジノ施設を退去しなかった場合または、虚偽のある身分を証明する物を提示した場合	違反者に対し最大 20 ペナルティーユニットの罰金

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
103 (a)	顧客が、不正により50千AUD未 満の金銭を得た場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金または2年の禁錮刑
103 (b)	顧客が、不正により50千AUD以 上の金銭を得た場合	違反者に対し最大500ペナルティユー ニットの罰金または5年の禁錮刑
104	顧客が、不正なゲーミング設備を 使用した場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金または2年の禁錮刑
107	カジノ管理法に定められた金銭 (費用、税金、課徴金等)の支払 いを拒否した場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金または2年の禁錮刑
108 (1)	顧客が、63条で許可されたカジノ ゲーム以外のゲームを遊んだ場 合	違反者に対し最大100ペナルティユー ニットの罰金または1年の禁錮刑
109	カジノ運営事業者、特定従業員、 従業員が、不正によって顧客か ら金銭を騙し取った場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金または2年の禁錮刑
110	個人が、ゲーミング設備を偽造し た場合	違反者に対し最大100ペナルティユー ニットの罰金または1年の禁錮刑
110A (2)	個人が、カジノに関して不正な受 益した場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金
111 (1)	司法省の職員が、賄賂の授受を した場合	違反者に対し最大200ペナルティユー ニットの罰金または2年の禁錮刑

カジノ管理法 該当条項	罰則の対象となる行為の概要	罰則内容
111 (2)	個人が、司法省の職員に賄賂の授与をした場合	違反者に対し最大 200 ペナルティーユニットの罰金または 2 年の禁錮刑
112 (1)	指定職員 (directed officer) が、ゲームを禁じられているにも関わらず、ゲームで遊んだ場合 ※指定職員とは、酒類・ゲーム・レース担当室より指示を受け、業務遂行上必要でない限り、賭博を行なってはいけない司法省職員のことを指す。	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
112 (1A)	指定司法省職員が、カジノ運営事業者から雇用されるまたは金銭的繋がりがあった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
112 (1B)	指定職員は司法職員を辞したのち 1 年以内に、ライセンス保有者の従業員として雇われた場合、また、利害関係を結んだ場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
112 (2)	ライセンス保有者が、指示を受けた指定職員を雇用した場合や、利害関係を結んだ場合	カジノ運営事業者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
112 (3)	司法省職員の関係者がライセンス申請者となり、酒類・ゲーム・レース担当室へ通知等を行わなかった場合	違反者に対し最大 40 ペナルティーユニットの罰金
120 (3A)	いかなる者も 103 条 (b) の規定の違反者として起訴され有罪判決を受けた場合	重ねて最大 300 ペナルティーユニットのペナルティーユニットの罰金または 3 年の禁錮刑

(出典：Casino Control Act 1982 を基に監査法人トーマツ作成)

なお、ペナルティーユニットとは、オーストラリアにおける慣行として、罰金刑を科す場合にその単価を金銭で定めるものであり、1 ペナルティーユニットあたり 113.85AUD と刑罰および判決法<sup>150</sup> (Penalties and Sentences Regulation 2005) に定められている。

そのほか、カジノ管理法パート 5「手数料、課税、課徴金」の項に規定された金銭の支払いが遅延した場合、遅延金が発生する。「クイーンズランド州における遅延金」は以下の通りである。(図表 12-11)

---

<sup>150</sup> Penalties and Sentences Regulation 2005 2B

図表 12-11 クイーンズランド州における遅延金

遅延金 概要
(1) カジノ運営事業者によるライセンス料の支払いが遅延している場合、カジノ運営事業者は遅延しているライセンス料に 5%上乗せした金額を支払わなければならない
(2) 上記に対して、遅延 1 ヶ月毎に更に 5%の金額が上乗せされる
(3) 上記に関しては、最大 3 ヶ月まで適応される

(出典 : Casino Control Act 1982 Part5 Fees, taxes and levie, 55 Penalty forlate payment を基に監査法人トーマツ作成)

なお、これまでに科せられた罰則の内訳と件数は、公表されていない。

## 第 13 章

### IR・カジノ周辺治安状況

## 13. IR・カジノ周辺治安状況

### 13.1. カジノ関連犯罪件数の推移等

#### (1) シンガポール

シンガポールでは、内務省の発表（2013年11月28日）によると、シンガポールでカジノ施設が開業して以来、カジノ施設における犯罪件数は、シンガポールにおける全ての犯罪件数の1%未満に留まっている。ここで、カジノ施設における犯罪件数とは、カジノ管理法およびシンガポールカジノ諸規則への違反による刑事罰だけではなく、盗難や傷害などの件数も加味した数値である。

#### (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

ネバダ州では、ネバダ州公共安全省（Nevada Department of Public Safety）が発行する統一犯罪白書（Uniform Crime Reporting）によると、ネバダ州における2013年の総逮捕件数は132,121件、ギャンブル（Gambling）犯罪は45件であった。2012年においては総逮捕件数146,034件、ギャンブル犯罪は53件であった。2011年においては総逮捕件数154,729件、ギャンブル犯罪は31件であった。2010年においては、総逮捕件数159,449件、ギャンブル犯罪39件であった。2012年から2013年では、ネバダ州におけるカジノ関連犯罪の逮捕件数は減少している。

なお、統一犯罪白書によると、ギャンブル犯罪とは、違法な賭博、ゲームの運営、宣伝、その幫助、ギャンブルに関する行為を行うこととしている。

「ネバダ州におけるギャンブル犯罪件数の推移」は以下のとおりである。（図表13-1）

図表 13-1 ネバダ州におけるギャンブル犯罪件数の推移

2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
39 件	31 件	53 件	45 件

(出典 : Nevada Department of Public Safety 『Uniform Crime Reporting』  
を基に監査法人トーマツ作成)

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

ニュージャージー州警察 (New Jersey State Police) が発行する統一犯罪白書 (Uniform Crime Reporting) によると、2010 年から 2012 年の 3 年間では、ニュージャージー州における逮捕件数は減少傾向にある。ニュージャージー州における 2012 年の総逮捕件数 343,188 件中、ギャンブル犯罪に分類される逮捕件数は 102 件であった。2011 年においては総逮捕件数 342,944 件中、ギャンブル犯罪による逮捕件数は 103 件、2010 年では総逮捕件数 364,211 件中、ギャンブル犯罪による逮捕件数は 107 件であった。

「ニュージャージー州におけるギャンブル犯罪件数の推移」は以下のとおりである。(図表 13-2)

図表 13-2 ニュージャージー州におけるギャンブル犯罪件数の推移

2010 年	2011 年	2012 年
107 件	103 件	102 件

(出典 : New Jersey State Police 『Uniform Crime Reporting』を基に  
監査法人トーマツ作成)

統一犯罪白書によると、ギャンブル犯罪とは、違法な賭博、ゲームの運営、宣伝、その幫助、ギャンブルに関する行為を行うこととしている。

#### (4) オーストラリア (クイーンズランド州)

オーストラリア (クイーンズランド州) では、クイーンズランド州警察年次統計 (Queensland Police Service Annual Statistical Review) によると、2008 年以降のゲーム・レース・賭博犯罪 (Gaming Racing & Betting Offences) 件数は横ばいとなっており、2011-2012 年のゲーム・レース・賭博犯罪件数は 1 件であった。

「オーストラリア (クイーンズランド州) ゲーム・レース・賭博犯罪件数の推移」は以下の通りである。(図表 13-3)

図表 13-3 オーストラリア (クイーンズランド州)  
ゲーム・レース・賭博犯罪件数の推移

2008-2009 年	2009-2010 年	2010-2011 年	2011-2012 年
0 件	1 件	0 件	1 件

(出典 : Queensland Police Service 『Queensland Police Service Annual Statistical Review』を基に監査法人トーマツ作成)

## 13.2. IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標

### (1) シンガポール

IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標については非公開情報である。

### (2) アメリカ合衆国 (ネバダ州)

IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標については非公開情報である。

(3) アメリカ合衆国（ニュージャージー州）

IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標については非公開情報である。

(4) オーストラリア（クイーンズランド州）

IR・カジノ導入に伴う負の影響を示す指標については非公開情報である。

---

## 付録

## 対訳表

和訳	原文
<b>シンガポール</b>	
アートサイエンスミュージアム	Art Science Museum
アレンジメント業務	Casino marketing arrangement
インフォペディア	Singapore Infopedia
疑わしい取引管理当局	The Suspicious Transaction Reporting Office (STRO)
海洋博物館	Marine Museum
カジノ運営事業者	Casino Operators
カジノ管理法	Casino Control Act
カジノ規制機構	Casino Regulatory Authority
カジノ施設	Casino / Casino Premises
カジノ税	Casino Tax
観光庁	Singapore Tourism Board
監査委員会	Audit Committee
監視規範	Surveillance Code
技術助言委員会	Technology Advisory Committee
警察当局	Singapore Police Force
警視総監	Commissioner of Police
ゲーミング機器	Gaming Machines
ゲーミング設備	Gaming Equipment
検査業者	Test Service Providers
厳重注意書	Letter of Censure
ゲンティン・インターナショナル社	Genting International PLC
ゲンティン・バーハッド社	Genting Berhad
国家依存症管理機構	The National Addictions Management Service (NAMS)
コンプリメンタリー	Complimentary
財・サービス税	Goods and Services Tax
最高執行責任者	Chief Executive
財務省	Ministry of Finance

和訳	原文
サウザン・アイランド	Southern Islands
査察官	Inspectors
事業構想公募	Request for Concept (RFC)
事業提案公募	Request for Proposal (RFP)
執行委員会	Executive Committee
シティ・デベロップメンツ社	City Developments Limited (CDL)
社会・家族開発省	Ministry of Social and Family Development
ジャンケット業者	International Market Agent
重大な法令違反	Serious Breach
諸基準	Standards
シンガポールカジノ諸規則	Regulations
シンガポールカジノ諸規則 (アレンジメント業務)	Regulations - Casino Marketing Arrangement
シンガポールカジノ諸規則 (内部統制)	Regulations - Internal Controls
シンガポール国税庁	Inland Revenue Authority of Singapore
シンガポール国立図書館	National Library Board
シンガポール政府トータリゼータ局	Singapore Totalisator Board (TOTE Board)
審査委員会	Committee of Assessors
スター・クルーズ社	Star Cruises
スタンレー・ホー	Stanley Ho
責任あるギャンブル	Responsible Gambling
精神障害の診断および統計マニュアル	Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders (DSM-IV)
製造・供給業者	Manufacturers / Suppliers
総ゲーミング収益	Gross Gaming Revenue (GGR)
地方自治開発省	Ministry of Community Development, Youth and Sports
懲戒委員会	Disciplinary Committee
通商局	Commercial Affairs Department
通商産業省	Ministry of Trade and Industry
通知	Notices

和訳	原文
デポジット	Deposit
電子モニタリングシステム	Electronic Monitoring System
特定従業員	Special Employee
取締役	Directors
内部監査部門	Internal Audit Unit
内部統制規範	Internal Controls Code
内務省	Ministry of Home Affairs
入場回数制限	Visit Limit
入場排除プログラム	Exclusion Program
入場料	Entry Levy
評価審査会	Evaluation Panel
病的ギャンブル	Pathological Gambling
富裕層顧客	Premium Players
法制委員会	Legal And Regulatory Committee
保健省	Ministry of Health
マリーナベイ	Marina Bay
マリーナベイ・サンズ	Marina Bay Sands
マリーナベイ・サンズ社	Marina Bay Sands Pte. Ltd.
問題ギャンブル	Problem Gambling
問題ギャンブル全国協議会	National Council on Problem Gambling (NCPG)
ユニバーサル・スタジオ	Universal Studio
予算委員会	Budget Review Committee
ライセンス	Licence
ライセンス料	Casino License Fees
ラスベガス・サンズ社	Las Vegas Sands Corp.
リー・シェンロン	Lee Hsien Loong
リゾート・ワールド・アット・セントーサ社	Resorts World at Sentosa Pte. Ltd.
リゾート・ワールド・セントーサ	Resort World Sentosa
リンクド・ジャックポット装置	Linked Jackpot Equipment
ルール	Rules
労務省	Ministry of Manpower

## アメリカ共通

MGM リゾートインターナショナル社	MGM Resorts International
アメリカゲーミング協会	American Gaming Association
ゲーミング	Gaming
責任あるゲーミングについての行動規範	Code of Conduct for Responsible Gaming
デポジット	Deposit
統一犯罪白書	Uniform Crime Reporting
特定従業員	Key Employee
問題ギャンブル全国協議会	National Council on Problem Gambling (NCPG)

## アメリカ合衆国（ネバタ州）

SOGS 基準	South Oaks Gambling Screen (SOGS)
アメリカ合衆国内国歳入庁	Internal Revenue Service (IRS)
インタラクティブ・ゲーミング・システム	Interactive Gaming Systems
カジノ運営事業者	Operators
カジノ運営事業者に対する課税（カジノ税）	Monthly Percentage Fee
カジノ間リンクシステム	Inter-casino linked system
監査課	Audit Division
監視基準	Surveillance Standards
技術課	Technology Division
技術基準	Technical Standards
技術補足	Technical Policies
キャッシュレス賭博システム	Cashless Wagering Systems
ギャンブルゲーム	Gambling Game
銀行秘密法	Bank Secrecy Acts
経営陣	Officers
競馬	Horse Racing

和訳	原文
ゲーミング・コントロール・ボード	Nevada Gaming Control Board
ゲーミング・コントロール・ボードの報告書	Nevada Gaming Abstract
ゲーミング機器	Gaming Devices
ゲーミングサロン	Gaming Salon
ゲーミング産業	Gaming Industry
ゲーミング収益	Gaming Revenue
ゲーミングに係る従業員の労働組合	Gaming Employees' Labor Organizations
ゲーミングに係る不正および債務	Crimes and Liabilities Concerning Gaming
ゲーム	Game
ゲミニリサーチ社	Gemini Research, Ltd
コンプリメンタリー	Complimentary
州政府	State Government
申請書類	Forms and Application
税・ライセンス課	Tax & License Division
制限付きライセンス	Restricted License
制限なしライセンス	Nonrestricted License
総ゲーミング収益	Gross Gaming Revenue (GGR)
総務課	Administration Division
宝くじ	Lotteries
調査課	Investigation Division
ギャンブル	Gambling
取締役	Directors
ネバダ州ゲーミング委員会	Nevada Gaming Commission
ネバタ州公共安全省	Nevada Department of Public Safety
ネバタ州法 463 章	Nevada Revised Statutes 463
ネバタ州法諸規則	Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board
ネバタ人材開発省	Nevada Department of Human Resources

和訳	原文
ノンバンク金融機関	Non-Bank Financial Institutions (NBFIs)
パリミチュエル方式のギャンブル	Pari-Mutuel Wagering
反マネー・ローリング/テロリズムに対する資金供与対策	Anti-Money Laundering / Combating the Financing of Terrorism
病的ギャンブル	Pathologic Gambling
プログレッシブジャックポット	Progressive Jackpot
フロントマネー	Front Money
ベネチアンラスベガス	The Venetian Las Vegas
法執行課	Enforcement Division
マンダレイベイ	Mandalay Bay
モバイルゲーミングシステム	Mobile gaming system
問題ギャンブル	Problem Gambling
ライセンス料	License Fee
ライブエンターテイメント税	Live Entertainment Tax
ラスベガス・サンズ社	Las Vegas Sands Corp
ラスベガス観光局	Las Vegas Convention and Visitors Authority
レースブック	Race Book
最低限準拠すべき内部統制基準	Minimum Internal Control Standards (MICS)

## アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

アトランティックシティ	Atrantic City
アトランティックシティ観光コンベンション局	Atlantic City Convention and Visitors Authority
カジノ管理委員会	Casino Control Commission
カジノ管理委員会規則	Casino Control Commission Regulations
カジノ管理法	Casino Control Act
カジノゲーミング局	Casino Gaming Bureau
カジノサービス産業企業	Casino Service Industry Enterprises
カジノ歳入基金	Casino Revenue Fund

和訳	原文
カジノ施設	Casino Establishment
カジノ税	Gross Gaming Revenue Tax
カジノホテルアルコール飲料ラ イセンス	Casino Hotel Alcoholic Beverage License
カジノライセンス課	Casino Licensing Unit
監督局	Director's Office
管理部	Chief of Staff
ゲーミング法執行局	Division of Gaming Enforcement
ゲーミング法執行局規則	Division of Gaming Enforcement Regulations
ゲーミング法執行局臨時規則	Division of Gaming Enforcement Temporary Regulations
コンプリメンタリーサービス	Complimentary service
財務省	Department of Treasury
執行部	Regulatory Affairs
州議会	New Jersey Legislature
庶務課	Standards & Procedures Unit
審査課	Hearings and Appeals Unit
総ゲーミング収益	Gross Gaming Revenue (GGR)
代替投資税	Investment Alternative Tax
ニュージャージー州警察	New Jersey State Police
年次財務報告書	Form 10-K
秘書官	Executive Secretary
ボイドゲーミング社	Boyd Gaming Corporation
報告書	New Jersey 2009 Gambling and Problem Gambling Estimates
法務・公共安全省	Department of Law and Public Safety
法務局	Office of the General Counsel
ボルガータ・ホテルカジノ&ス パ	Borgata Hotel Casino and Spa
マリーナ地区	Marina District
マリーナ地区開発会社	Marina District Development Company, LLC

和訳	原文
マリーナ地区開発ホールディング グス社	Marina District Development Holding LLC (MDDHC)
マリーナ地区金融会社	Marina District Finance Company (MDFC)
ライセンス申請料	Initial license fee
ライセンス発行料	Issuance fee

## オーストラリア (クイーンズランド州)

IR 開発	Integrated Resort Development
IR 開発法	Integrated Resort Development Act 1987
アルコール飲料法	Liquor Act 1992
外資審査会	Foreign Investment Review Board (FIRB)
カジノ・ゲーミング・ルール	Casino Gaming Rule 2010
カジノ運営事業者	Casino Operators
カジノ管理規則	Casino Control Regulation 1999
カジノ管理者	Casino Managers
カジノ管理法	Casino Control Act 1982
カジノ協定	Casino agreement
カジノ税	Casino Tax
カジノライセンス料	Casino License Fee
カナダギャンブルリサーチ協会	Canadian Consortium for Gambling Research
カナダ問題ギャンブル指数	Canadian Problem Gambling Index
関心登録	Registration of Interest (ROI)
関心表明	Expression of Interest (EOI)
規制政策当室	Office of Regulatory Policy
銀行承認小切手	A Bank Cheque Drawn in Favour of the Person and Eendorsed to the Casino Operator
クイーンズランド司法省・司法 長官	Department of Justice and Attorney- General

和訳	原文
クイーンズランド州警察年次統計	Queensland Police Service Annual Statistical Review
クイーンズランド州における責任あるギャンブルリソースマニュアル	Queensland Responsible Gambling Resource Manual
経営者および幹部	Senior Executive Service or equivalent officers
経済産業省調査統計部	Queensland Government Office of Economic and Statistical Research
警察関係者	Commissioner of Police Service
ゲーミング	Gaming
ゲーミング機器法	Gaming Machine Act 1991
ゲーミング設備	Gaming Equipment
広告主行動規範	Advertiser Code of Ethics
公務員倫理法	Public Sector Ethics Act 1994
財・サービス税	Goods and Service Tax
査察官	Inspectors
実務指針	Code of Practice
州議会	Queensland Parliament
州政府	Queensland Government
ジュピターズカジノ運営法	Jupiters Casino Agreement Act 1983
酒類・ゲーム・レース担当室	The Office of Liquor and Gaming Regulation
酒類・ゲーム・レース担当室の実務指針	Code of Practice
信託証書	Trust Deed
責任あるギャンブルリソースマニュアル	Queensland Responsible Gambling Resource Manual
全豪広告主協会	Australian Association of National Advertisers
総ゲーミング収益	Casino Gross Revenue (GGR)
デポジット	Deposit
特定従業員	Key Employees
ブリスベンカジノ協定法	Brisbane Casino Agreement Act 1992

和訳	原文
ブレイクウォーターアイランド カジノ協定法	Breakwater Island Casino Agreement Act 1984
ペナルティーユニット	Penalty Unit
問題ギャンブル	Problem Gambling
ライセンス	Licence

## 目録 (引用した文献、法令等)

### (1) シンガポール

#### ● 規制

- Casino Control Act

([http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP\\_1615\\_2009-11-30.html](http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1615_2009-11-30.html))

- Casino Control Act (Chapter 33A)

- Part I Preliminary 2
- Part II Casino Regulatory Authority Of Singapore Division 2 — Functions, duties and powers of Authority 12
- Part II Casino Regulatory Authority Of Singapore Division 3 — Provisions relating to staff and inspectors 14, 15
- Part II Casino Regulatory Authority Of Singapore Division 4 — Financial provisions 18,20, 21
- Part III Licensing Of Casinos 41,43,44, 45, 45A, 46, 47, 48, 49, 49A, 52,53,54
- Part V Special Employees 80, 81, 82, 83, 84, 84, 85, 86, 87, 88,89
- Part VI Casino Operations Division 1 — Casino layout, games, gaming machines, etc. 100, 103, 103A
- Part VI Casino Operations Division 2 — Gaming measures 110,110A,108,109
- Part VI Casino Operations Division 2 — Functions, duties and powers of Authority 9, 10, 12

- Part VI Casino Operations Division 4 — Entry to casino premises 120, 121, 122
- Part VI Casino Operations Division 55 — Prohibited Act within casino premises 129,
- Part VII Minors 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137
- Part VIII Casino Internal Controls 139
- Part X National Council On Problem Gambling Division 3 — Family exclusion orders, visit limits and other exclusion orders 165A
- Part X A Casino Advertising and Responsible Gambling 170A, 170B
- Part XII Enforcement Powers and Proceedings 182
- Part XIII Miscellaneous 200
- Part IX Casino Tax 146

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;orderBy=relevance;query=DocId%3Aa8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%20%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0;whole=yes>

- Casino Control (Advertising) Regulations 2010

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3Abcf70187-e1cf-48d3-b28e-d6e84935a241;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll#pr7-he->

- Casino Control (Licensing of Special Employees) Regulations 2009  
“First Schedule Categories of Special Employee Licences”,
  - Part I Preliminary 2
  - Part IV Internal Policies, Etc., And Training 18, General 17

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A82e613a3-f054-4550-b23c-388dbc3204b1;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll>

- Casino Control (Surveillance) Regulations 2009
  - Part II Surveillance Code and Surveillance Plan 3,
  - Part III Regulatory and Enforcement Powers 9

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A2c9dc1ae-4bc1-414c-9002-c8a48bb33228;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll>

- Casino Control (Prevention of Money Laundering and Terrorism Financing) Regulations 2009

- Part II Cash Transactions In Casinos 3,4
- Part III Customer Due Diligence And Record-Keeping 3,7,8, 9, 10, 11,13,16

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=DoId%3A%2211b126bc-75b8-40a8-9b0e-e04efc57ae4d%22%20Status%3Ainforce%20Depth%3A0;rec=0>

- Casino Control (Credit) Regulations 2010
  - Part III Establishing and Maintaining Credit Account and Cheque-Cashing Account 11

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p?page=0;query=CompId%3A4e0055d8-f63e-41f2-99aa-2398e12748b7;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2F%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll>

- Casino Control (Casino Marketing Arrangements) Regulations 2013
  - PartII Application for International Market Agent Licence or International Market Agent Representative Licence 10, 17
  - Part II Responsible Gambling Code for Casinos And Responsible Gambling Programme 5
  - Part III Duties of Licensed International Market Agents and Licensed International Market Agent Representatives 29, 30

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3A27073a0e-388b-4b61-a053-7734c038032a;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll>

- Casino Control (Casino Licence and Fees) Regulations 2009
  - Part I Casino Licence 5, 6, The Schedule Fees
  - Part II Boundaries of Casino Premises 9, 10, The Schedule Fees

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3A7299c99e-1077-43ad-87f5-ad27e2b3df13;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3Dall%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll>

- Casino Control (Gaming Equipment) Regulations 2009
  - Part II Gaming Machines Division 2 — Requirements for gaming machines 11,13, 14,
  - Part III Gaming Equipment (Other Than Gaming Machines) 19, 20

<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;ident=dd48f5ab-58a6-441c-9969-7712bff531ba;page=0;query=CompId%3A4d607368->

[cc45-441a-be8e-](#)

[1936da28fc2b;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-z3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll#pr24F-he.\)](#)

- Casino Control (Problem Gambling) Regulations 2009
  - PART I Preliminary 2
  - PART II Responsible Gambling Code For Casinos And Responsible Gambling Programme 5, 8
  - PART III Regulatory And Enforcement Powers 15

[\(http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/display/view.w3p;page=0;query=CompId%3Ab1d5a05e-5a7a-4958-9261-0579b598bc38;rec=0;resUrl=http%3A%2F%2Fstatutes.agc.gov.sg%2Faol%2Fbrowse%2FrelatedSLResults.w3p%3Bletter%3DC%3BpNum%3D1%3Bparent%3Da8fac596-93ec-449f-a0d1-z3b956b5d4cfb%3Btype%3DactsAll;whole=yes#P1III\)](#)

- Technical Standards for Slot Management System (Singapore) 3. Ticket in - Ticket Out (Tito) Requirements, 3.4

[\(http://www.cra.gov.sg/upload\\_files/cuteeditor/1/document/Technical%20Standards%20for%20Slot%20Management%20System%20\(Official%20Release%20Version%201.1\).pdf\)](#)

- Inland Revenue Authority of Singapore  
(<https://www.iras.gov.sg/irashome/default.aspx>)
- Inland Revenue Authority of Singapore "Casino Tax":  
(<https://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=10032>)
- Inland Revenue Authority of Singapore "Winnings (Toto, 4D...) ":  
(<http://www.iras.gov.sg/irasHome/page04.aspx?id=164>)
- Ministry of Social and Family Development  
(<http://app.msf.gov.sg/default.aspx>)
- Casino Regulatory Authority  
(<http://www.cra.gov.sg/default.aspx/76>)
- Ministry of Home Affairs  
(<http://www.mha.gov.sg/index.aspx>)
- Ministry of Home Affairs "Home team Speeches" (28 November 2013)  
([http://www.mha.gov.sg/news\\_details.aspx?nid=MzAzOA%3d%3d-YA3Z%2bhZbN8g%3d](http://www.mha.gov.sg/news_details.aspx?nid=MzAzOA%3d%3d-YA3Z%2bhZbN8g%3d))
- Singapore Police Force  
(<http://www.police.gov.sg/about/org/cid.html>)
- Singapore Police Force, New Release Feb 2010  
([http://www.police.gov.sg/mic/2010/02/20100205\\_exclusion.html](http://www.police.gov.sg/mic/2010/02/20100205_exclusion.html))
- Attorney-General's Chambers  
-  
(<http://statutes.agc.gov.sg/aol/search/summary/results.w3p;query=Statu>)

[s%3Aacurinforce%20Type%3Aact.sl%20Content%3A%22grants%22%20Content%3A%22in%22%20Content%3A%22aid%22\)](#)

● 当局報告書

- National Library Singapore "Marina Bay Sands"  
([http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP\\_1607\\_2011-11-01.html](http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1607_2011-11-01.html))
- National Library Singapore "Resort World Sentosa"  
([http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP\\_1606\\_2009-10-31.html](http://eresources.nlb.gov.sg/infopedia/articles/SIP_1606_2009-10-31.html))
- NCPG (National Council on Problem Gambling) "Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2014"  
  
([http://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation%20Survey\\_FINAL.pdf](http://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation%20Survey_FINAL.pdf))
- NCPG (National Council on Problem Gambling) "Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents 2013"  
  
(<http://app.msf.gov.sg/Research-Room/Research-Statistics/Survey-on-Gambling-Participation-Among-Spore-2011>)
- NCPG (National Council on Problem Gambling) "Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents, 2011"  
  
(<http://app.msf.gov.sg/Research-Room/Research-Statistics/Survey-on-Gambling-Participation-Among-Spore-2011>)

- NCPG (National Council on Problem Gambling) “2009 Gambling and Problem Gambling Estimates”

<http://www.ncpgambling.org/files/Help%20By%20State%20Fact%20Sheet%20Nevada%20Fact%20Sheet.pdf>

- NCPG (National Council on Problem Gambling) “Survey on Gambling Participation Among Singapore Residents 2008/ 2005”

<http://app.msf.gov.sg/Research-Room/Research-Statistics/Survey-on-Gambling-Participation-Among-Singapore-R>

- Ministry of Finance "Analysis of Revenue and Expenditure Singapore Fiscal Year 2014"

[http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget\\_2014/download/FY2014\\_Analysis\\_of\\_Revenue\\_and\\_Expenditure.pdf](http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2014/download/FY2014_Analysis_of_Revenue_and_Expenditure.pdf)

- Ministry of Manpower "Labour Force in Singapore 2013"

<http://stats.mom.gov.sg/Pages/Labour-ForceIn-Singapore-2013.aspx>

- Casino Regulatory Authority Organization Structure/ Vision & Mission/ Board Committee

<http://www.cra.gov.sg/cra/organisation-structure-our-divisions.aspx/75>

- Casino Regulatory Authority Annual Report 2013

[http://www.cra.gov.sg/upload\\_files/cuteeditor/1/document/Casino%20Regulatory%20Authority%20of%20Singapore%20Annual%20Report%202013-2014.pdf](http://www.cra.gov.sg/upload_files/cuteeditor/1/document/Casino%20Regulatory%20Authority%20of%20Singapore%20Annual%20Report%202013-2014.pdf)

- FinCEN Form103 Currency Transaction Report by Casinos  
([http://www.irs.gov/pub/irs-tege/fin103\\_ctrc.pdf](http://www.irs.gov/pub/irs-tege/fin103_ctrc.pdf))
- Casino Regulatory Authority, Annual Report 2008/2009, 2009/2010, 2010/2011, 2011/2012, 2012/2013  
(<http://www.cra.gov.sg/cra/annual-report.aspx/77>)

- 業界団体

- Singapore Tourism Board "Annual Report on Tourism Statistics 2013"  
([https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/annual%20report\\_2013\\_f\\_revised.pdf](https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/annual%20report_2013_f_revised.pdf))
- Singapore Tourism Board "Annual Report on Tourism Statistics 2008"  
([https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/x1annual\\_report\\_on\\_tourism\\_statistics\\_2008v3.pdf](https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/x1annual_report_on_tourism_statistics_2008v3.pdf))
- Singapore Tourism Board "Annual Report on Tourism Statistics 2007"  
([https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/x1annual\\_report\\_2007.pdf](https://www.stb.gov.sg/statistics-and-market-insights/marketstatistics/x1annual_report_2007.pdf))
- National Addictions Management Service  
(<http://www.nams.sg/About-Us/Pages/About-NAMS.aspx>)
- Media Release-Official Opening Of National Addictions Management Service (NAMS) Clinic, Institute Of Mental Health  
  
([https://www.imh.com.sg/uploadedFiles/Newsroom/News\\_Releases/14Jul10\\_Official%20Opening%20of%20NAMS%20Clinic%20C.pdf](https://www.imh.com.sg/uploadedFiles/Newsroom/News_Releases/14Jul10_Official%20Opening%20of%20NAMS%20Clinic%20C.pdf))



- 民間企業

- Las Vegas Sands Annual Report 2013

([http://investor.sands.com/files/doc\\_financials/2013/LVS\\_2013\\_Annual\\_Report.pdf](http://investor.sands.com/files/doc_financials/2013/LVS_2013_Annual_Report.pdf))

- Las Vegas Sands Form 10-K 2013

(<http://d1lge852tjqow.cloudfront.net/CIK-0001300514/721df444-0b35-4dea-9714-7b3c67e9f85e.pdf?noexit=true>)

- Las Vegas Sands Corp, "LVS' Corporate Citizenship" LV's Our Commitment To Responsible Gaming

([http://www.sands.com/files/Sands\\_CORPORATE\\_CITIZENSHIPOVERVIEW\\_JULY2014.pdf](http://www.sands.com/files/Sands_CORPORATE_CITIZENSHIPOVERVIEW_JULY2014.pdf))

- Genting Singapore Annual Report 2013

([http://media.corporate-ir.net/media\\_files/IROL/15/154917/Genting\\_Singapore%20Annual%20Report%202013\\_lowres.pdf](http://media.corporate-ir.net/media_files/IROL/15/154917/Genting_Singapore%20Annual%20Report%202013_lowres.pdf))

- Genting Berhad

(<http://www.genting.com/groupprofile/index.htm>)

- MGM Resorts International - Self Exclusion Program

(<https://billing.mgmresorts.com/mgm/engine/mgmresorts/privacyExternal>)

- その他

- Statement By Prime Minister Lee Hsien Loong On Integrated Resort On Monday, 18 April 2005 At Parliament House

<http://www.mti.gov.sg/MTIInsights/Documents/Ministerial%20Statement%20-%20PM%2018apr05.pdf>

## (2) アメリカ合衆国（ネバダ州）

### ● 規制

- Nevada Gaming Control Board - About us  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=2>)
- Nevada Gaming Control Board - Gaming Statutes & Regulations:  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=51>)
- Nevada Gaming Control Board - Technical Standards (Adopted)  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=269#techpolicies>)
- Nevada Gaming Control Board - Surveillance Standards for Nonrestricted Licensees  
(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2944>)
- Nevada Gaming Control Board - Technical Policies  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=269#techpolicies>)
- Nevada Gaming Control Board - Minimum Internal Control Standards  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=182>)
- Nevada Gaming Control Board - Approved Games Rules  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=31&parent=4605>)
- Nevada Gaming Control Board - Information Sheet - COLLECTIONS  
(State Gaming Taxes and License Fees)

(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=247>)

- Nevada Gaming Control Board - Divisions  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=4>)
- Nevada Gaming Control Board - Gaming Commission  
(<http://gaming.nv.gov/index.aspx?page=3>)
- Nevada Gaming Control Board - Audit Division Duties and Requirements  
(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=3351>)
- Nevada Gaming Control Board — Tax & License Division Duties and Requirements  
(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=3348>)
- NRS 463.0177 “Nonrestricted license” and “nonrestricted operation” defined.  
(<http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec0177>)
- NRS 463.0186 “Regulation” defined.  
(<http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec022>)
- NRS 463.0189 “Restricted license” and “restricted operation” defined.  
(<http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec0189>)
- NRS 463.650 License required for manufacture, selling or distribution of gaming device, cashless wagering system, mobile gaming system or interactive gaming system for use or play in Nevada;  
(<http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec650>)
- NRS 463.1405 Investigation of qualifications of applicants and observation of conduct of licensees and other persons by Board; absolute powers of Board and Commission.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec1405\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec1405)

- NRS 463.368 Credit instruments: Validity; enforcement; redemption; penalties; regulations.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec368\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec368)

- NRS463.310 Investigations and initiation of complaints by Board; proceedings before Commission; powers and duties of Commission.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec310\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec310)

- NRS 463.670 Inspection of games, gaming devices, associated equipment, cashless wagering systems, inter-casino linked systems, mobile gaming systems and interactive gaming systems; fees; regulations; Commission may require filing of application for finding of suitability.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec670\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec670)

- NRS 463.350 Gaming or employment in gaming prohibited for persons under 21.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec240\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec240)

- NRS 463.151 Regulations requiring exclusion or ejection of certain persons from licensed establishments: Persons included.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec240\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec240)

- NRS 463.125 Commission may require certain nonrestricted licensees to report and maintain records of transactions involving cash; absolute immunity from civil liability for certain disclosures about transactions involving cash; absolute privilege of certain documents.

[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec125\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec125)

- NRS 463.027 Board to furnish administrative and clerical services and equipment to Commission; administrative costs.  
[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec027\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec027)
- NRS 368A.200 Imposition and amount of tax; liability and reimbursement for payment; ticket for live entertainment must indicate whether tax is included in price of ticket; exemptions from tax.  
[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-368A.html\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-368A.html)
- NRS463.385 Annual excise tax upon slot machines: Imposition; collection; proportionate share of operator of inter-casino linked system and other persons; deposit and use of receipts.  
[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec385\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec385)
- IRS - Tax Topic Index419 — Gambling Income and Losses  
[\(http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec125\)](http://leg.state.nv.us/NRS/NRS-463.html#NRS463Sec125)
- Nevada Gaming Abstract2013  
[\(http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=8566\)](http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=8566)
- Nevada Gaming Abstract 2014  
[\(http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=9646\)](http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=9646)
- State Gaming Control Board: INSTRUCTIONS TO APPLICANTS FOR A NONRESTRICTED LICENSE AS AN OFFICER, DIRECTOR, KEY EMPLOYEE, OR LIKE POSITION  
[\(http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2377\)](http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2377)
- Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board
  - REGULATION 3 LICENSING: QUALIFICATIONS

3.010 Unsuitable locations.

(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2949>)

➤ REGULATION 5 OPERATION OF GAMING ESTABLISHMENTS

5.200 Licensing and operation of a gaming salon.

(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2945>)

5.170 Programs to address problem gambling.

(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2957>)

➤ REGULATION 6 ACCOUNTING REGULATIONS

(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2941>)

➤ REGULATION 14 MANUFACTURERS, DISTRIBUTORS,  
OPERATORS OF INTER-CASINO LINKED SYSTEMS, GAMING  
DEVICES, NEW GAMES, INTER-CASINO LINKED SYSTEMS,  
ON-LINE SLOT METERING SYSTEMS, CASHLESS WAGERING  
SYSTEMS, MOBILE GAMING SYSTEMS, INTERACTIVE GAMING  
SYSTEMS AND ASSOCIATED EQUIPMENT; INDEPENDENT  
TESTING LABORATORIES

14.040 Minimum standards for gaming devices.

(<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2957>)

14.230 Approval of new games and game variations; applications and procedures.

<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2957>

➤ REGULATION 15 CORPORATE LICENSEES

15.530–1 Individual Licensing of stockholders of corporate licensee.

<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2957>

➤ REGULATION 25 INDEPENDENT AGENTS

25.020 Registration.

<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2896>

25.040 Required reports and recordkeeping.

<http://gaming.nv.gov/modules/showdocument.aspx?documentid=2896>

- Bank Secrecy Act
  - Part 1021-Rules for Casinos and Card Clubs, Part 1010 General Definition 1010.312 “Identification required”  
[http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=94ad6ca0fb30826d5683b163325d4c19&node=pt31.3.1010&rgn=div5#se31.3.1010\\_1312](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?SID=94ad6ca0fb30826d5683b163325d4c19&node=pt31.3.1010&rgn=div5#se31.3.1010_1312)
  - Part 1021.320 Reports by casinos of suspicious transactions.

[http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?rgn=div5&node=31:3.1.6.1.5#se31.3.102\\_1320](http://www.ecfr.gov/cgi-bin/text-idx?rgn=div5&node=31:3.1.6.1.5#se31.3.102_1320)

- Part 103.22-Reports of transactions in currency.

<http://www.fincen.gov/forms/files/Title31CFR103.pdf>

- 当局報告書

- State of Nevada Department of Taxation - Annual Report

[http://tax.nv.gov/Publications/Annual\\_Report/](http://tax.nv.gov/Publications/Annual_Report/)

- STATE OF NEVADA DEPARTMENT OF PUBLIC SAFETY "Crime In Nevada 2013"

<http://nvrepository.state.nv.us/UCR/2013CrimeInNVAnnualReport.pdf>

- NCRG - Funding

<http://www.ncrg.org/about-ncrg/funding>

- NCPG - Current Corporate and Organizational Members

<http://www.ncpgambling.org/programs-resources/membership/organizational-members/>

- NCPG - Members and Donors

<http://www.nevadacouncil.org/who-we-are/members-donors/>

- 業界団体

- Historical Las Vegas Visitor Statistics (1970-2013)

<http://www.lvcva.com/includes/content/images/media/docs/Historical-1970-to-2013.pdf>

- LAS VEGAS VISITOR PROFILE (2013)

<http://www.lvcva.com/includes/content/images/media/docs/2013-Las Vegas Visitor Profile.pdf>

- Gemini Research, Ltd. “GAMBLING AND PROBLEM GAMBLING IN NEVADA Report to the Nevada Department of Human Resources”

<http://www.nevadacouncil.org/wp-content/uploads/2014/08/NV-Prevalence-Study-Adults-2002.pdf>

- American Gaming Association “Code of Conduct for Responsible Gaming”

[http://www.americangaming.org/sites/default/files/uploads/docs/aga\\_code\\_conduct\\_2012\\_revision\\_final.pdf](http://www.americangaming.org/sites/default/files/uploads/docs/aga_code_conduct_2012_revision_final.pdf)

- 民間企業

- LAS VEGAS SANDS CORP (LVS) 10-K

[http://investor.sands.com/files/doc\\_financials/2013/SEC-ABEA-242MDE-1445305-14-758.pdf](http://investor.sands.com/files/doc_financials/2013/SEC-ABEA-242MDE-1445305-14-758.pdf)

- MGM Resorts International (MGM) 10-K

<http://mgmresorts.investorroom.com/index.php?s=127&year=&cat=1>

- その他

- Nevada Council on Problem Gambling - Employee Trainign Program

<http://www.nevadacouncil.org/responsible-gaming/employee-training-program/>

### (3) アメリカ合衆国 (ニュージャージー州)

- 規制

- New Jersey Regulations, N.J.A.C. 69 General Provisions,

- 13:69-11 Authority
- 13:6901.2 Definitions
- 13:69-1.5 Severability and preemption

[\(http://www.nj.gov/oag/ge/regulations.html\)](http://www.nj.gov/oag/ge/regulations.html)

- Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69F

<http://www.nj.gov/oag/ge/chapter69F.html>

- Division of Gaming Enforcement Regulations 19:46-1.28A

[http://www.nj.gov/casinos/actreg/reg/docs\\_chapter46/c46s01sec20to29.pdf](http://www.nj.gov/casinos/actreg/reg/docs_chapter46/c46s01sec20to29.pdf)

- Division of Gaming Enforcement Regulations 13:69H

<http://www.nj.gov/oag/ge/docs/Regulations/CHAPTER69H.pdf>

- Casino Control Act

- ARTICLE 1. INTRODUCTION AND GENERAL PROVISIONS

5:12-1 Short title; declaration of policy and legislative findings

5:12-7 Casino employee

5:12-9 Casino key employee

5:12-12 Casino service industry enterprise

[\(http://www.nj.gov/casinos/actreg/act/docs/cca-article01.pdf\)](http://www.nj.gov/casinos/actreg/act/docs/cca-article01.pdf)

- ARTICLE 4. CASINO CONTROL COMMISSION - DUTIES AND POWERS

5:12-71 Regulation requiring exclusion of certain persons

[\(http://www.nj.gov/casinos/actreg/act/docs/cca-article04.pdf\)](http://www.nj.gov/casinos/actreg/act/docs/cca-article04.pdf)

- ARTICLE 6. LICENSING

- 5:12-82Casino license - applicant eligibility
- 5:12-84Casino license - applicant requirements
- 5:12-89Licensing of casino key employees
- 5:12-87.1Submission of documentation, information by licensee
- 5:12-91Registration of casino employees
- 5:12-92Licensing of casino service industry enterprises
- 5:12-95Renewal of licenses and registrations

<http://www.state.nj.us/casinos/actreg/act/docs/cca-article06.pdf>

➤ ARTICLE 6C. INTERNET GAMING

- 5:12-95.22Location of primary Internet gaming operation

<http://www.state.nj.us/casinos/actreg/act/docs/cca-article06C.pdf>

➤ ARTICLE 7. CONDITIONS OF OPERATION

- 5:12-98Casino facility requirements
- 5:12-100Games and gaming equipment
- 5:12-101Credit
  - 5:12-101.1 Accounts established, limitations
  - 5:12-102 Case redemption, limited
  - 5:12-103 Alcoholic beverages in casino hotel facilities

<http://www.state.nj.us/casinos/actreg/act/docs/cca-article07.pdf>

➤ ARTICLE 9. SANCTIONS

- 5:12-119 Gaming by certain persons prohibited; penalties; defenses
  - 5:12-129.1 Report of suspicious transaction
- 5:12-111, 112, 117

<http://www.state.nj.us/casinos/actreg/act/docs/cca-article09.pdf>

5:12-139,140,141,142,143, 145

<http://www.state.nj.us/casinos/actreg/act/docs/cca-article11.pdf>

- DGE Announces December 2014 Press Release

<http://www.nj.gov/oag/ge/docs/Financials/PressRel2014/December2014PressRelease.pdf>

- CHAPTER 69D GAMING OPERATION ACCOUNTING CONTROLS AND STANDARDS

<http://www.nj.gov/oag/ge/docs/Regulations/CHAPTER69D.pdf>

- 当局報告書

- NJ Casino Control Commission Annual Report 2013

[http://www.nj.gov/casinos/reports/docs/2013\\_ccc\\_annual\\_report.pdf](http://www.nj.gov/casinos/reports/docs/2013_ccc_annual_report.pdf)

- 2012 Uniform Crime Report

[http://www.njsp.org/info/ucr2012/pdf/2012\\_uniform\\_crime\\_rpt.pdf](http://www.njsp.org/info/ucr2012/pdf/2012_uniform_crime_rpt.pdf)

- 2011 Uniform Crime Report

[http://www.njsp.org/info/ucr2011/pdf/2011\\_uniform\\_crime\\_report.pdf](http://www.njsp.org/info/ucr2011/pdf/2011_uniform_crime_report.pdf)

- 2010 Uniform Crime Report

[http://www.njsp.org/info/ucr2010/pdf/2010\\_ucr\\_091712.pdf](http://www.njsp.org/info/ucr2010/pdf/2010_ucr_091712.pdf)

- 業界団体

- Casino Reinvestment Development Authority『Annual Marketing Review』

2013 Visitor Profile Study - Lloyd D. Levenson Institute of Gaming, Hospitality & Tourism (P.13)

[\(http://www.atlanticcitynj.com/about-us/ac-research/\)](http://www.atlanticcitynj.com/about-us/ac-research/)

- New Jersey 2009 Gambling and Problem Gambling Estimates

[\(\[http://www.ncpgambling.org/files/Help%20By%20State%20Fact%20Sheets/  
New%20Jersey%20Fact%20Sheet.pdf\]\(http://www.ncpgambling.org/files/Help%20By%20State%20Fact%20Sheets/New%20Jersey%20Fact%20Sheet.pdf\)\)](http://www.ncpgambling.org/files/Help%20By%20State%20Fact%20Sheets/New%20Jersey%20Fact%20Sheet.pdf)

- 2013 National Survey of Problem Gambling Services

[\(\[http://www.ncpgambling.org/wp-  
content/uploads/2014/08/2013NationalSurveyofProblemGamblingServices-  
FINAL.pdf\]\(http://www.ncpgambling.org/wp-content/uploads/2014/08/2013NationalSurveyofProblemGamblingServices-FINAL.pdf\)\)](http://www.ncpgambling.org/wp-content/uploads/2014/08/2013NationalSurveyofProblemGamblingServices-FINAL.pdf)

- 民間企業

- Marina District Finance Company, Inc.10-K (2013)

[\(\[http://app.quotemedia.com/data/downloadFiling?webmasterId=101533&r  
ef=9496711&type=HTML&symbol=0001517007&companyName=the+Bor  
gata&formType=10-K&dateFiled=2014-03-28&cik=0001517007\]\(http://app.quotemedia.com/data/downloadFiling?webmasterId=101533&ref=9496711&type=HTML&symbol=0001517007&companyName=the+Bor-gata&formType=10-K&dateFiled=2014-03-28&cik=0001517007\)\)](http://app.quotemedia.com/data/downloadFiling?webmasterId=101533&ref=9496711&type=HTML&symbol=0001517007&companyName=the+Bor-gata&formType=10-K&dateFiled=2014-03-28&cik=0001517007)

- 2008 Atlantic City Visitor Profile Study

[\(\[http://www.atlanticcitynj.com!/userfiles/pdfs/Reports/ACVP08\\\_summ.pdf\]\(http://www.atlanticcitynj.com!/userfiles/pdfs/Reports/ACVP08\_summ.pdf\)\)](http://www.atlanticcitynj.com!/userfiles/pdfs/Reports/ACVP08_summ.pdf)

- その他

- New Jersey Court Frequently Asked Questions

(<http://www.judiciary.state.nj.us/somerset/questions.htm#Penalties#Penalties>)

(5) オーストラリア (クイーンズランド州)

- 規制

- Casino Control Regulation 1999
  - Part 4 Casino tax, 19 Percentage determined for casino gross revenue  
- CT, s 51 (4)
  - Part 5 Casino operation 22, 26
  - Part 6 Junkets 31, 39
  - Part 8 General Approval of gaming equipment 47

-  
(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/C/CasinoControlR99.pdf>)

- Queensland Government, Department of Justice and Attorney-General  
([https://www.legislation.qld.gov.au/Acts\\_SLs/Acts\\_SL\\_C.htm](https://www.legislation.qld.gov.au/Acts_SLs/Acts_SL_C.htm))
- Queen's Wharf Brisbane  
(<http://www.dsdiq.qld.gov.au/infrastructure-delivery/queens-wharf-brisbane.html>)
- Electronic gaming machines: licensing

(<https://www.business.qld.gov.au/industry/liquor-gaming/gaming/electronic-gaming-machines/licensing>)

- Liquor Act 1992
  - Part 1 Preliminary Division 3 Key concepts 9 (1) (1B)  
-  
(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/L/LiquorA92.pdf>)
  - Integrated Resort Development Act 1987  
-  
(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/I/IntegResDevA87.pdf>)
- Casino control Act 1982,
  - Part 3 Casino licences 18, 20,21, 23, 30
  - Part 4 Licensing of employees of Casinos Division 1 Preliminary 34, 39B Division 5 Suspension and cancellation of casino key employee and casino employee licences, and other action by chief executive
  - Part 5 Fees, taxes, and levies, 50 Casino licence fee
  - Part 6 Casino operation,62AA ,62, 63 ,66,67,72
  - Part 8 Agreements and other documents in connection with casino operation 85D,87,87A
  - Part 10 General, Division 1 Matters about excluding people from casinos, Division 2 Minors
  - Subdivision 2 Exclusion instigated by other persons 92,96

(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/C/CasinoConA82.pdf>)

- Casino Gaming Rule 2010 Part 2 Miscellaneous  
(<https://publications.qld.gov.au/storage/f/2015-01-14T05%3A39%3A20.880Z/casino-gaming-rule-2010.pdf>)
- Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006  
(<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2006A00169>)
- Financial Transaction Reports Act 1988  
(<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2013C00009>)
- Fees and charges, Queensland gaming licensing, pg9  
(<https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-08-22T01%3A58%3A36.210Z/liquor-licensing-fees-and-charges.pdf>)
- Queensland Government Public Service Commission, Core Agreement-Agency summary of changes to existing provisions  
(<http://www.psc.qld.gov.au/publications/awards-and-agreements/state-gov-dept-certified-agreement-2012/assets/djag.pdf>)
- Australia Transaction Reports and Analysis Centre, Typologies paper, AUSTRAC money laundering and terrorism financing indicators, Indicators  
(<http://austrac.gov.au/typologies-paper#austrac>)
- Penalties and Sentences Act 1992

(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/P/PenaltASenA92.pdf>)

- Penalties and Sentences Regulation 2005

(<https://www.legislation.qld.gov.au/LEGISLTN/CURRENT/P/PenaltASenRO5.pdf>)

- Queensland Responsible Gambling Resource Manual (Casinos) , Example 3A – Self-exclusion flowchart

[https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-](https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-25T01%3A49%3A26.172Z/queensland-responsible-gambling-resource-manual-casinos.pdf)

[25T01%3A49%3A26.172Z/queensland-responsible-gambling-resource-manual-casinos.pdf](https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-25T01%3A49%3A26.172Z/queensland-responsible-gambling-resource-manual-casinos.pdf)

- 公正取引委員会ウェブサイト：オーストラリア (Australia)

<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/a/australia.html>

- 当局報告書

- Department of Justice and Attorney-General 「Queensland Household Gambling Survey」

([https://publications.qld.gov.au/dataset/liquor-and-gambling-research/resource/79c83075-5dd6-48f7-84b1-8bd6b106eaff?inner\\_span=True](https://publications.qld.gov.au/dataset/liquor-and-gambling-research/resource/79c83075-5dd6-48f7-84b1-8bd6b106eaff?inner_span=True))

- Queensland Government State Budget 「Budget Paper 2 – Budget Strategy and Outlook 3. Revenue」

(<http://budget.qld.gov.au/budget-papers/2013-14/bp2-3-2013-14.pdf>)

- Queensland Government, Queensland Treasury and Trade, Office of Economic and Statistical Research 「Queensland Household Gambling Survey 2011-2012」

[http://www.clubsqld.com.au/wp-content/uploads/2013/09/Queensland Household Gambling Survey Report 2011-12.pdf](http://www.clubsqld.com.au/wp-content/uploads/2013/09/Queensland_Household_Gambling_Survey_Report_2011-12.pdf)

- Money laundering in australia 2011,pg 9,7,23, 38 (Appendix)

[http://www.austrac.gov.au/sites/default/files/documents/money laundering in australia 2011.pdf](http://www.austrac.gov.au/sites/default/files/documents/money_laundering_in_australia_2011.pdf)

- Queensland Government, Department of Justice and Attorney General, Office of Liquor and Gaming Regulation, Our StructureOffice of Liquore and Gaming Regulation Organization al structure, as at 1 June 2012

<https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-22T23%3A54%3A59.169Z/olgr-organisational-structure.pdf>

- Department of Justice and Attorney-General Annual Report 2012-2013, Appendix 9 Queensland Liquor and Gaming Commission, Role and membership

[http://www.justice.qld.gov.au/\\_data/assets/pdf file/0004/211837/annual-report-2012-13.pdf](http://www.justice.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0004/211837/annual-report-2012-13.pdf)

- Queensland Police Service Annual Statistical Review

-  
[https://www.police.qld.gov.au/corporatedocs/reportspublications/statistical review/](https://www.police.qld.gov.au/corporatedocs/reportspublications/statistical-review/)

- Queensland Government OFFICE OF ECONOMIC AND STATISTICAL RESEARCH 「INFORMATION BRIEF INTERNATIONAL VISITORS TO QUEENSLAND」

(<http://www.qgso.qld.gov.au/products/reports/international-visitors-qld/index.php>)

- Dobinson, Jenny, Planning Officer Department of Local Government  
"Integrated Resort Development a Guide for Local Authorities Planners  
and Developers" published by The Local Government Association of  
Queensland Inc., pg 1
- REPORT on the EVALUATION of the BRISBANE CASINO  
SUBMISSIONS by THE INTERDEPARTMENTAL COMMITTEE
- INTRODUCTION OF CASINO OPERATIONS TO QUEENSLAND BRIF  
TO FINALISTS, by the TREASURY DEPARTMENT

● 業界団体

- Australasian Casino Association 「Casino Industry Survey 2009-10」  
-  
(<http://www.auscasinos.com/pdf/Casino%20Industry%20Survey%20Report%200711.pdf>)

● 民間企業

- Treasury: Community Relations  
(<http://www.treasurybrisbane.com.au/About-Us/Pages/Community-Relations.aspx>)
- The Reef Hotel Casino  
(<http://www.reefcasino.com.au/default-ja.html>)
- Jupiters Townsville Community

(<http://www.jupiterstownsville.com.au/community/>)

● その他

- Resorts in Australian Tourism: A recipe for confusion?  
([http://www-public.jcu.edu.au/learningskills/idc/groups/public/documents/journal\\_article/jcudev\\_012504~5.pdf](http://www-public.jcu.edu.au/learningskills/idc/groups/public/documents/journal_article/jcudev_012504~5.pdf))
- Integrated Resort Developments  
(<http://www.dsdip.qld.gov.au/infrastructure-and-planning/integrated-resort-developments.html>)
- The truth about how gaming machines work  
(<https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-20T04%3A09%3A38.198Z/the-truth-about-winning-on-gaming-machines-english.pdf>)
- Fact Sheet- The truth about Gaming Machines (Japanese) ゲーム機の実態  
(<https://publications.qld.gov.au/storage/f/2014-06-20T04%3A12%3A34.281Z/the-truth-about-winning-on-gaming-machines-japanese.pdf>)
- Community benefit funding programs  
(<http://www.justice.qld.gov.au/corporate/sponsorships-and-grants/grants/community-benefit-funding-programs>)
- Bill to amalgamate Queensland Community Benefit Funds

<http://www.justice.qld.gov.au/corporate/sponsorships-and-grants/grants/community-benefit-funding-programs/bill-to-amalgamate-queensland-community-benefit-funds>

- Jupiters Gold Coast Gambling Community Benefit Fund  
<http://www.jupitersgoldcoast.com.au/about-us/community-relations/Pages/community-benefit-fund.aspx>

## (6) 韓国 (カンウォンランド)

### ● 規制

- Tourism Promotional Act
  - SECTION4Casino Business Article 20 (Requirements for Permission) (1)

[http://asiaenglish.visitkorea.or.kr/ena/bs/tour\\_investment\\_support/invest\\_guidance/content/cms\\_view\\_655066.jsp](http://asiaenglish.visitkorea.or.kr/ena/bs/tour_investment_support/invest_guidance/content/cms_view_655066.jsp)

## (7) 中華人民共和国 (マカオ)

### ● 規制

- 第 6/2002 號行政
  - 訂定從事娛樂場幸運博彩中介業務的資格及規則  
[http://bo.io.gov.mo/bo/i/2002/13/regadm06\\_cn.asp](http://bo.io.gov.mo/bo/i/2002/13/regadm06_cn.asp)

## ヒアリング対象

- Boyd Gaming Corporation
- Caesars Entertainment Corporation
- The Department of Justice and Attorney-General
- Division of Gaming Enforcement
- Echo Entertainment Group Limited
- Fox Rothschild LLP
- Gaming Laboratory International, LLC
- The Innovation Group
- Las Vegas Sands Corp.
- Lewis Roca Rothgerber LLP
- Marina Bay Sands
- Mark A Clayton
- The National Center for Responsible Gaming
- MGM Resorts International
- Resorts World at Sentosa Pte. Ltd. (Genting Singapore PLC)
- その他

## 調査協力会社

- The Innovation Group



特定複合観光施設区域に関する海外事例調査報告書

発行月 平成27年3月

委託調査元 内閣官房

調査実施 有限責任監査法人トーマツ